



2023年6月

FTSE 債券 インデックス・ガイド

v2.2



**FTSE
RUSSELL**
An LSEG Business

FTSE Russell : グローバルインデックスの リーダー

FTSE Russell は、世界をリードするグローバル・インデックスブランドであり、様々な資産クラス、スタイル、戦略にわたりお客様のニーズを満たすために、幅広いインデックス、データ、およびアナリティクスなどの必要なツールを提供しています。FTSE Russell は、世界にローカルベンチマークを開発することで得られた専門知識とともに、グローバル市場の実態を伝えます。FTSE Russell インデックスの専門知識とプロダクトは、世界中の機関投資家や個人投資家により幅広く使用されています。

目次

| | |
|--|-----|
| セクション 1 はじめに..... | 4 |
| セクション 2 運営・管理責任..... | 7 |
| セクション 3 FTSE Russell インデックス ポリシー | 9 |
| セクション 4 インデックス・メソドロジー | 11 |
| セクション 5 グローバル..... | 24 |
| セクション 6 アメリカ | 55 |
| セクション 7 欧州、中近東およびアフリカのインデックス..... | 71 |
| セクション 8 アジア・パシフィックおよび日本 | 81 |
| セクション 9 新興国市場 | 101 |
| セクション 10 代替加重インデックス | 116 |
| セクション 11 付録..... | 127 |

セクション 1 はじめに

本書の目的は、投資家の皆様に 2017 年 8 月にシティ債券インデックスを買取した際、FTSE Russell¹ インデックス・ファミリーに加わったグローバル債券インデックスをご紹介します。その構築方法を解説し、インデックスがいかにしてあらゆるタイプの証券や地域全体にわたる債券市場のパフォーマンスの正確な指標になり得るのかを明らかにします。

本文書で説明されている主要なグローバル・ベンチマークは、以下の表に記載されています。関連する索引および副索引については、以降の章でも説明します。²

FTSE 債券インデックス一覧

| | |
|-------|--|
| グローバル | FTSE 世界国債インデックス(WGBI) |
| | FTSE 世界 BIG 債券インデックス(WorldBIG [®]) |
| | FTSE 世界インフレ連動債券インデックス(WorldILSI) |
| | FTSE ユーロ債インデックス |
| | FTSE 世界マネーマーケット・インデックス(WMMI) |
| アメリカ | FTSE 米国 BIG 債券インデックス(USBIG [®]) |
| | FTSE 米国モーゲージ証券インデックス |
| | FTSE 米国投資適格非課税地方債インデックス |
| | FTSE 米国ハイイールド市場インデックス |
| | FTSE 米国債 STRIPS インデックス |
| | FTSE 米国大規模年金基金債券インデックス(USLPF) |
| | FTSE LATAM 国債インデックス(LATAMGBI) |

¹ FTSE Russell は FTSE International Limited、Frank Russell Company、FTSE Global Debt Capital Markets Limited (およびその子会社 FTSE Global Debt Capital Markets Inc.ならびに FTSE Fixed Income Europe Limited)、FTSE Fixed Income LLC、The Yield Book Inc.、Beyond Ratings の商標名です。

² TSE Russell への移行により、各インデックス名は、「Citi [インデックス名称]」から「FTSE [インデックス名称]」に変わりました。WGBI といったインデックス名の従来の表記、一般に使われる略称などはそのまま使われています。

| | |
|--------------------|--|
| 欧州、中近東、および アフリカ | FTSE ユーロBIG 債券インデックス (EuroBIG®) |
| | FTSE 汎欧州 BIG 債券インデックス(PEUBIG) |
| | FTSE 汎欧州ハイイールド債インデックス |
| | FTSE CEEMEA 国債インデックス(CEEMEAGBI) |
| | FTSE MENA ブロード債券インデックス (MENABBI) |
| アジア太平洋・日本 | FTSE アジア国債インデックス(AGBI) |
| | FTSE アジア国債キャップ・インデックス–(AGBI-Capped) |
| | FTSE アジア・ブロード債券インデックス(ABBI) |
| | FTSE 中国(オンショア人民元債)ブロード債券インデックス(CNYBBI) |
| | FTSE 中国国債・政策金融銀行債インデックス(CNGPBI) |
| | FTSE 点心債(オフショア人民元債)インデックス |
| | FTSE オーストラリア BIG 債券インデックス(AusBIG®) |
| | FTSE 日本 BIG 債券インデックス(JPBIG®) |
| | FTSE 日本ブロード債券インデックス(JPBBI) |
| 新興国市場 | FTSE 新興国市場国債インデックス(EMGBI) |
| | FTSE 新興市場国債キャップ・インデックス(EMGBI-Capped) |
| | FTSE 新興国インフレ連動債券インデックス(EMILSI) |
| | FTSE 新興国市場米ドル建ソブリン債券インデックス(EMUSDGBI) |
| | FTSE 新興国市場ブロード債券インデックス(EMUSDBBI) |
| 代替加重インデックス | FTSE サステナブル投資債券インデックス |
| | FTSE デット・キャパシティ世界国債インデックス(DCWGBI) |
| | FTSE 米国フォーリン・エンジェル債券インデックス |
| | FTSE IdealRatings ブロード Sukuk インデックス(米ドル・ベース) |
| | FTSE 年金債務インデックス |

地域別のローカル・ベンチマーク

本書に記載されているベンチマークに加えて、FTSE Russell の債券インデックス・カバレッジには、幅広く使用されているいくつかの地域別ローカル・インデックスも含まれています。FTSE Russell が提供している主要な債券インデックス・シリーズとしては、下記が含まれます：

- FTSE カナダ債券インデックス– カナダの債券インデックスの主要なベンチマーク・ファミリーは、フラッグシップの FTSE カナダ・ユニバース・ボンド・インデックスが含まれています。FTSE カナダ債券インデックスは、ETF、投資信託、および個別分離運用など、世界中で約 2 兆米ドルの資産のベンチマークとして使用されています。
- FTSE アクチュアリーズ英国ギルト指数 – 固定利付ギルト債と物価連動英国債を網羅する包括的な英国債インデックスです。本インデックスは、適格な英国債の優れたベンチマークとなっています。

- FTSE ユーロ圏債インデックス - ユーロ圏の国債市場とカバード債市場で広く取引される最大級証券のパフォーマンスを測定します。
- FTSE/JSE 債券インデックス・シリーズ - 南アフリカ国内で発行された国債、国有企業債、一般企業債のパフォーマンスを把握するためのインデックス・シリーズです。これらのインデックスはヨハネスブルグ証券取引所との提携により作成されます。FTSE Russell は 2020 年に同証券取引所からベンチマーク管理者の責務を引き継ぎました。

本書は、上述の地域別ローカル・ベンチマークを対象としたものではありません。³ これらのインデックスの詳細については、www.ftserussell.com を参照してください。

FTSE Russell

FTSE Russell は FTSE International Limited、Frank Russell Company、FTSE Global Debt Capital Markets Limited (およびその子会社 FTSE Global Debt Capital Markets Inc. ならびに FTSE Fixed Income Europe Limited) 、FTSE Fixed Income LLC、The Yield Book Inc.、Beyond Ratings の商標名です。

免責事項

FTSE Russell は、FTSE Russell のコントロールが及ばない外部事象を含む様々な状況において、当インデックス・シリーズの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また、当インデックス・シリーズを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、当インデックスの変更、中断、中止に耐え得るか、その可能性に対応できるものであるべきことを、当インデックスシリーズ利用者に対し表明するものです。

当インデックスシリーズを参照するインデックス利用者や、当インデックスシリーズを参照する投資商品に投資は自分や顧客の資金を投資する前に、インデックスシリーズのルール・ベース・メソドロジーの利点自ら分析・評価するとともに、独立した第三者の助言を参考にしてください。FTSE Russell は、以下の事項に係わるいかなる過失・その他の結果として生ずるいかなる者が被る一切の損失、損害、請求、費用に関し一切の責任を負いません。

- 当基本ルールに対する依存、およびもしくは
- 当基本ルールの不正確、およびもしくは
- 当基本ルールに記載されている方針または手続きの不適用、誤用、およびもしくは
- インデックスまたはデータの構成銘柄を組成する際の何らかの不正確性。

IOSCO

FTSE Russell は、金融市場におけるベンチマークの完全性の重要性を認識し、国際証券監督機構の原則およびその他の関連業界標準に準拠して事業を運営することに責任を持ちます。

³ また本文書では以下についても取り扱いません。FTSE ORB インデックス・シリーズ、FTSE NSE ケニア・シリング建て国債インデックス・シリーズ、FTSE-BOCHK オフショア人民元建て債券インデックス・シリーズ。

セクション 2

運営・管理責任

運営・管理責任

本手法に記載されているインデックスのベンチマーク・アドミニストレーターは FTSE Fixed Income LLC (FTSE FI) です。⁴

FTSE FI はベンチマーク・アドミニストレーターです。欧州ベンチマーク規制の Article 51(5)に定められた第三国暫定規定、および英国ベンチマーク規則に従って、ベンチマークを提供します。

FTSE は、インデックスの日次計算、作成、運用の責任を負っており、次のことを行います。

- インデックスを構成する全銘柄に関し、ウェートの記録を保管する
- 基本ルールに従って、銘柄入替とそのウェイト変更を行う
- 基本に従って、インデックスの定期的な見直しを行い、その結果によって必要な変更を行う
- 継続的なメンテナンスと定期的な見直しによるウェイト変更を公表する
- インデックスを配信する

外部諮問委員会

各地域の債券諮問委員会は、投資コミュニティ内の該当セクターを代表する米国、欧州／中東／アフリカ(EMEA)、アジア・パシフィック地域の経験豊かな実務家から構成されており、インデックス手法の進化に資するフィードバックを提供するため、定期的に行われています。インデックス手法の重要な変更が提案された場合は、FTSE Russell 諮問委員会およびその他適切な利害関係者との協議に付されます。最終的にルール変更を決定するのは、FTSE Russell です。

FTSE Russell 社外諮問委員会の付託条項は FTSE Russell のウェブサイトに掲載されており、以下のリンクからアクセスできます。

[付託条項](#)

⁴ 本文書でアドミニストレーターという言葉は、金融商品と金融契約のベンチマークとして用いられる指標、または投資資金のパフォーマンス測定を行うことに関する、2016年6月8日付けの[欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011](#)（欧州ベンチマーク規制）における定義と同義で使用されます。FTSE Fixed Income LLC は、同規則 Article 51(5)に記載される第三国暫定規定に従って、インデックス・シリーズを管理します。ベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則 2019（英国ベンチマーク規則）。

インデックス・メソドロジーの修正事項

各インデックスの目的を確実に反映し続けるために、FTSE 債券ガイドは FTSE Russell による定例見直し（少なくとも年次）の対象とされます。インデックス・メソドロジーの大幅な改訂の提案は、FTSE Russell 諮問委員会および必要に応じその他の利害関係者との協議に付されます。FTSE Russell Index Governance Board は、これらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。

FTSE Russell 債券インデックスの Statement of Principles に規定された通り、本書に言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項に関して FTSE Russell が決定を下す場合、Statement of Principles に則って実際的な決定を行うものとします。上記の様な決定が行われた場合、FTSE Russell はその決定内容を速やかに公表します。また、上記の取扱いが、FTSE 債券ガイドおよび例外、変更、将来の前例となると見做されない場合においても、FTSE Russell は、本書をより明確な規定にするための改訂が必要かどうかを検討します。

セクション 3

FTSE Russell インデックス ポリシー

FTSE Russell インデックス ポリシー

本メソドロジーは、以下のリンクからご覧いただける方針ドキュメントと併せてご参照ください。

お問い合わせ、苦情など

FTSE Russell の苦情申し立て手続きは、次のリンクからご覧いただけます：

[Benchmark Determination Complaints Handling Policy.pdf](#)

FTSE Fixed Income Indices の Statement of Principles (Statement of Principles)

インデックスは市場の変化に対応する必要がある一方、基本ルールはすべての事態を予測することはできません。基本ルールが特定の事象または変化を十分にカバーしていない場合は、FTSE Russell は、FTSE 債券インデックスに対する FTSE Russell の基本的考え方をまとめた原則声明 (Statement of Principles) を参照して適切な取り組みを決定します。Statement of Principles は毎年見直され、FTSE Russell により提案される変更事項は FTSE Russell Policy Advisory Board に提出後、議論され、最終的には FTSE Russell の Index Governance Board により承認されます。

Fixed Income Indices の原則声明 (Statement of Principles) は、次のリンクからご覧いただけます。

[Statement of Principles Fixed Income Indices.pdf](#)

再計算方針とガイドライン

FTSE Russell 再計算方針および債券インデックス・ガイドラインは、次のリンクから FTSE Russell のウェブサイトでご覧いただくか、info@ftserussell.com までお問い合わせください。

[Fixed Income Recalculation Policy and Guidelines.pdf](#)

債券インデックスにおける専門的判断

FTSE Russell のウェブサイトから以下のリンクを介して、債券インデックス文書における専門的判断を閲覧することができます。

[Exercise of Expert Judgement in FTSE Fixed Income Indices.pdf \(ftserussell.com\)](#)

FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更

FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更は、次のリンクをご参照下さい：

[Policy for Benchmark Methodology Changes.pdf](#)

これらインデックスの監修にあたり、FTSE Russell では、プロダクト、サービス、テクノロジーの管理を行うガバナンス・フレームワークを採用しています。このフレームワークには、ロンドン証券取引所グループによる防衛リスク管理フレームワークの 3 つの防衛線が組み込まれており、金融ベンチマークの IOSCO 原則⁵、欧州ベンチマーク規則⁶、また英国ベンチマーク規則への準拠を確実にしています⁷。FTSE Russell ガバナンス・フレームワークの詳細は、次のリンクをご参照下さい：

[FTSE_Russell_Governance_Framework.pdf](#)

⁵ IOSCO Principles for Financial Benchmarks Final Report, FR07/13 July 2013

⁶ 有価証券および金融契約、また投資ファンドのパフォーマンス測定にベンチマークとして使われるインデックスにおける 2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011

⁷ ベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則 2019

セクション 4

インデックス・メソドロジー

インデックスの適格性基準およびデータのインプット

残存期間

FTSE 債券インデックスのほとんどで最低残存期間は 1 年ですが、満期まで掲載する主要 FTSE 債券インデックスのバージョンも公表されます。インデックスの手法に別段の記載がない限り、インデックスへの組入れを決定する際にも、残存期間区分別のサブ・インデックスの構成銘柄を決定する際にも、償還期日までの期間は各証券の平均残存期間に基づくものとしています。

平均残存期間があるカテゴリーの基準残存期間の下限以上、上限未満である証券はすべてそのカテゴリーに含めるものとします。例えば、FTSE 世界国債インデックス(WGBI) の 1 年債から 3 年債セクターは、平均残存期間が 1 年以上 3 年未満のすべての WGBI 採用銘柄が含まれます。これらのポートフォリオ銘柄は、残存期間が下限を下回ってもリターンを測定する 1 ヶ月間は固定されます。

業種分類コード

FTSE 債券インデックスは、2 つの業種/資産の内部分類コードを使用して、全ての銘柄の分類をしています。この分類コードは GLIC(Global Industry Code) と COBS(Corporate Bond Sector) コードから構成されています。

図表 2 業種の内部分類(GLIC) コード

| GLICコード | 説明 |
|---------|-----------|
| SVGN | 政府債 |
| SGTD | 政府保証債 |
| SGSP | 政府関連債 |
| RGTD | 地方政府保証債 |
| RGSP | 地方政府関連債 |
| RGOV | 地方政府債 |
| MBS | モーゲージ証券 |
| ABS | アセットバック証券 |
| PFBF | カバード証券 |
| IMAN | 産業 - 製造業 |
| ISRV | 産業 - サービス |

| GLICコード | 説明 |
|---------|------------|
| ICON | 産業 - 消費者向け |
| IEGY | 産業 - エネルギー |
| ITRN | 産業 - 運輸 |
| IOTH | 産業 - その他 |
| UELC | 公益 - 電力 |
| UGAS | 公益 - ガス |
| UTEL | 公益 - 通信 |
| UOTH | 公益 - その他 |
| FBNK | 金融 - 銀行 |
| FIND | 金融 - 独立金融 |
| FINS | 金融 - 保険 |
| FOTH | 金融 - その他 |

図表 3 資産の内部分類(COBS)コード

| カテゴリー | COBSコード | 説明 |
|----------|---------|-----------------|
| 国債/政府関連債 | DSOV | 国債 |
| | FSOV | 外国政府債 |
| | RGOV | 地方政府債 |
| | AGEN | 政府系機関債 |
| | SPRA | 国際機関債 |
| 担保付証券 | MTGE | モーゲージ証券 |
| | CARD | クレジットカード |
| | CARS | 自動車ローン |
| | STRA | ストランディッド |
| | RMTR | 住宅モーゲージマスタートラスト |
| | EQLS | 証券化設備リース |
| | WBUS | 事業証券化 |
| | ABSO | その他アセットバック証券 |
| | PFFF | ファンドブリーフ公共 |
| | PFHY | ファンドブリーフ抵当 |
| | PFOF | ファンドブリーフフランス |

| カテゴリー | COBS コード | 説明 |
|-----------|----------|--------------|
| | PFCE | ファンドブリーフスペイン |
| | PFOT | ファンドブリーフその他 |
| 産業 - 製造業 | AERO | 航空 |
| | AUTO | 自動車製造 |
| | VEHL | 自動車部品 |
| | BLDG | 建材 |
| | HOME | 住宅建設 |
| | CSTR | 総合建設 |
| | CHEM | 化学 |
| | CONG | 資本財 |
| | INFO | 情報/データ処理 |
| | TRON | エレクトロニクス |
| | MACH | 機械 |
| | METL | 金属 鋳業 |
| | PACK | コンテナ/梱包 |
| | PAPR | 紙/パルプ |
| | TEXT | 繊維 |
| 産業 - サービス | BCAS | 放送/アウトドア |
| | CBLE | ケーブル |
| | SATE | サテライト |
| | PUBL | 出版 |
| | GAME | カジノ |
| | FUNN | レジャー |
| | LODG | ホテル |
| | HEAL | ヘルスケア用品 |
| | HLCF | ヘルスケア施設 |
| | PHRM | 医薬品 |
| | REST | レストラン |
| | FDRG | 食品/ドラッグ |
| | RETL | 小売 |
| | ENVS | 環境サービス |

| カテゴリー | COBS コード | 説明 |
|------------|----------|---------------|
| | TWER | タワー |
| | PDEV | 不動産 |
| | GTCO | 総合商社 |
| | OTHS | サービス-その他 |
| 産業 - 消費者向け | CONS | 消費財 |
| | TOBC | タバコ |
| | FOOD | 食品加工 |
| | BEVG | 飲料/ボトリング |
| | FISH | 水産業 |
| 産業 - エネルギー | SOGP | 石油/ガス 2 次製品 |
| | OILE | 石油設備 |
| | OILS | 石油サービス |
| | OILR | 石油精製 |
| | OILI | 石油総合 |
| | PPAN | 小売プロパン販売 |
| | GSPL | ガスパイプライン |
| 産業 - 運輸 | AIRL | 空運 |
| | RAIL | 鉄道 |
| | OTHT | その他運輸 |
| 産業 - その他 | OTHI | その他産業 |
| 公益 - ガス | GASL | ガス供給 |
| 公益 - 電力 | ELEC | 電力 |
| 公益 - その他 | PWER | パワー |
| | WATR | 水道 |
| | OTHU | 公益-その他 |
| 公益 - 通信 | BBND | ブロードバンド |
| | CLEC | 地域通信 |
| | DIVT | 広域通信 |
| | ISPD | インターネット/データ通信 |
| | PAGE | バイジング(ポケットベル) |
| | WLES | ワイヤレス |

| カテゴリー | COBS コード | 説明 |
|-----------|----------|---------------|
| 金融 - 銀行 | BANK | 銀行 |
| 金融 - 独立金融 | IFIN | 独立金融 |
| 金融 - 保険 | LIFE | 生命保険 |
| | PCAS | 損害保険 |
| 金融 - その他 | LEAS | リース |
| | MTGB | モーゲージ銀行 |
| | OTHF | その他金融 |
| | REIT | リート (不動産投資信託) |
| | SECS | 証券 |

FTSE 債券インデックス国分類

2019年1月にFTSE債券ベンチマークの策定プロセスに組み込まれたFTSE債券市場分類フレームワークに基づき、現地通貨建ての国債市場に対して市場アクセシビリティ・レベル(2、1あるいは0)を付与し、客観的基準である市場規模と信用格付とともに、インデックス・メソッドロジーのレビューを半年ごとに実施します。2021年3月にFTSE債券国分類フレームワークが拡大され、現地通貨建て固定利付国債市場に加え、現地通貨建てインフレ連動国債市場もカバーするようになりました。市場アクセシビリティ・レベルは半年ごと、3月と9月に見直され、主要インデックスおよびカスタム・インデックスの構築に用いることができます。

FTSE債券国分類フレームワークでは、市場アクセシビリティ・レベルの基準を十分に満たしていないものの、上位のアクセシビリティ・レベルに非常に近い市場と、下位のアクセシビリティ・レベルへの降格基準に抵触する可能性が高い現地通貨建て国債市場をウォッチ・リストに追加し、公表します。ウォッチ・リストに該当国を掲載することで、政府や中央銀行、規制当局に対して、市場アクセシビリティ・レベルを達成するために、投資家の意見・フィードバックを提示できるようにするだけでなく、インデックス利用者の将来のFTSE Russellベンチマークの進化に対する理解に役立ちます。

半年ごとに行われる市場アクセシビリティ・レベルの見直し後に、インデックス変更とともに組入国への変更市場アクセシビリティ・レベルおよびウォッチ・リストへの変更決定事項がマーケットに正式に通知されます。市場規模の変更および信用格上げにより地域市場の組入れ、あるいは除外がある場合は、市場アクセシビリティ・レベルの変更とともに発表します。インデックス組入国への変更発表と、実際に組み入れるまでの期間は、インデックス利用者がこれに対応できる十分な猶予を確保し、別途通知します。インデックスへの組入れ最低条件よりも格下げとなった市場は、その翌月のリバランスの時点で、インデックスから除外されます。

国分類フレームワークの詳細につきましては、弊社ウェブサイトにある[FTSE Fixed Income Country Classification Process](#)をご参照ください。

発行国

発行国のリスクを表すために、FTSE債券インデックスによって追跡される各証券に国籍または国が割り当てられます。⁸ 概して債券に対する国の割り当ては最終的な借り手のリスクに基づいて行われます。債券インデックス中の債券に対するリスク割り当て国を決定するに際し、FTSE Russellでは主として、借り手の最大の歳入源、事業、またキャッシュフローがどこで発生するか、政府または親会社企業がバックアップしている借り手の場合は保証がどこから来ているか、また借り手がどこに本社をおいているかを考慮します。さらにFTSE Russellは、借り手の法的な国籍、またその会社の株式が上場取引される国も考慮する場合があります。

⁸ この属性は、FTSE新興国ブロード債券インデックス(EMUSDBBI)やFTSEハイイールド市場インデックスなど特定のインデックスへの適格性を判断するのに用いられます。

海外子会社は、親会社の明示された保証がある場合を除き、子会社の国籍とします。

オフショアの特種目的企業や資金調達ビークルが発行する債券では、通常、最終的な借り手または親会社による明示的な借入返済保証の有無にかかわらず、最終的な借り手会社の国籍が使われます。

FTSE 債券インデックスにおける新興国の分類

FTSE の主要通貨建および現地通貨建新興国市場国債インデックスの組入対象となる新興国は、国際通貨基金 が定める「新興・途上国」⁹または、世界銀行 が定める「低所得国」「下位中所得国」「上位中所得国」¹⁰です。新興国債券市場リストの見直しは、毎年 9 月に、国際通貨基金と世界銀行発表の最新情報に基づき行います。

格付基準

インデックスに含まれる債券の各銘柄は、インデックス・プロフィールの採用銘柄決定日に信用格付けを割り当てられます。格付けでは、まず、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)の格付けを参照します。S&P の格付けがなくムーディーズの格付けがある場合には、そのムーディーズの格付記号に相当する S&P の格付記号を使います。債券に S&P もムーディーズも格付けしていない場合には、インデックス信用格付けは与えられません。また、片方の格付けが投資適格で、もう片方がハイ・イールド(いわゆる、スプリット・レーティング)の場合は、その投資適格に相当する S&P の格付記号をインデックスの格付けとして用います。これらの格付けは、1 か月間変更されません。

特定のインデックスでは、暗示的な格付けが使われることがあります。これは、S&P とムーディーズのどちらも格付けを付与していない個別銘柄において、その発行体が S&P とムーディーズ両方、またはいずれか一方から格付けを取得している場合は、発行体の格付けを代替として銘柄に採用するものです。

債務不履行

発行体が債務不履行に陥るか、あるいは S&P により D 格に格下げされた場合、米破産申請法第 7 条もしくは 11 条(米国以外の場合はそれに相当する法的整理手続き)の適用申請の如何に関わらず、その発行体の債券は月末までインデックスに含まれます。インデックスの分析月のプロフィールを集計する際に、当該債券は計算の対象となります。リターン計算には元本の損益だけが反映され、クーポンおよび経過利子は考慮されません。

ひとつまたは複数の外国通貨建て国債がクーポン返済を行えない場合も、当該発行体からの全外国通貨建て国債はインデックスに保持され、インデックス価格提供者からの入手が可能である限り、インデックス・リターン計算の価格更新が反映され続けます。その後の債務再編において、FTSE Russell は実行可能性ある範囲までインデックス計算を行い、債券投資家のために取引の現実性と反映させます。債務再構築の一環として新規に発行される外国通貨建て国債は、インデックスのリバランス・ルールに基づいて組入れのタイミングとともにインデックスに追加されるために、適切なインデックス格付基準を満たす必要があります。債務不履行になった外国通貨建て国債市場がすでに機能しておらず、市場混乱が起きたと FTSE Russell が判断する場合には、FTSE 債券原則ステートメントに照らし、影響を受けた証券に対して適切なインデックス取扱いを決定します。

属性データについて

個々のインデックスで特に指定がない限り、構成銘柄の主要な属性については Refinitiv のデータに基づいています。

⁹ <http://www.imf.org/external/ns/cs.aspx?id=28>

¹⁰ <http://data.worldbank.org/about/country-classifications/>

為替レート

Refinitiv が提供するスポットおよびフォワードの終値が使用されます。Refinitiv ではロンドン時間午後 4 時の前後の数時点の為替レートの中央値を基準レートとしています。すべて仲値で、Refinitiv の端末に表示されます。

インデックスのリバランス・ルール

インデックス・プロフィール(月次リバランス)

インデックスのユーザーが毎月のリバランスを行えるよう、プレミナリー・プロフィールの採用銘柄は月末より前に決定されます。インデックスの構成銘柄はその翌月は変更されず、リターンはインデックス構成銘柄とその月の市場価格のウェイトに基づいて計算されます。

採用銘柄決定日

採用銘柄決定日の年間スケジュールは、FTSE Russell ウェブサイト [Fixed income indexes category | FTSE Russell](#) において公表されます。インデックスの採用銘柄決定日は、インデックスのユーザーに対して事前に翌月のインデックス構成銘柄の変化を周知させるための明確な基準点となります。各月のインデックスの採用銘柄決定日においては、公的に取得可能な銘柄情報がインデックス構成銘柄への採用が否かに用いられ、翌月のインデックス・プロフィールで用いられる属性情報となります。各インデックスの予想銘柄から構成されるプレミナリー・プロフィールは、採用銘柄決定日の米国の翌営業日に弊社ウェブサイト上で公表されます。プレミナリー・プロフィールを公表してから月末までの間に、コール、テnder、取引が行われたり、デフォルトになったりする銘柄があれば、その銘柄をインデックス・プロフィールから除外します。

このプロセスにより、FTSE 債券インデックスをベンチマークとする投資家は、十分な透明性とポートフォリオのリバランスに必要な時間を確保することができます。

インデックスのルールでは、各インデックス決定日後、以下の営業地域すべての月末前に、最短 4 営業日をおくことが定められています。米国、英国、ユーロ圏、日本、オーストラリア予期不能な状況が前述の営業日に影響を与える場合は、採用銘柄決定日を変更する場合があります。

銘柄採用基準

銘柄がインデックスの構成銘柄に採用されるためには、その銘柄に関するすべての情報が採用銘柄決定日以前に公表されていなければなりません。また、その銘柄の初回払込日および経過利子起算日は月末、またはそれ以前でなければなりません。国債の発行当局が入札を決定日より前に公示した場合でも、決定日より前に入札結果が発表されていない場合は組入れの対象となりません。

同時に、最低残存期間、最低残存金額基準、または格付基準などの採用条件を満たさない債券は除外されます。

日次プレビュー・レポート

一連の主要国債、広範な市場、社債の各インデックス・ユニバースの日次プレビュー・レポートが閲覧できます。次月プロフィールに予想される銘柄構成変更をインデックス・ユーザーに提供します。日次プレビューファイルは、構成銘柄の月中の変化を日次で動的に掲載し、次回のインデックス・リバランスに向けた債券の適格性に関する最新の情報を伝えます。各債券の価格、経過利子、残存金額が日次で更新され、時価総額の変化がわかります。信用格付、セクター分類といった債券の属性の変化もレポートに掲載されます。採用銘柄決定日当日まで、インデックスの変化は暫定的なものです。月末の最終的な個別銘柄レベルでの公表では変更される場合があります。

月中においては、日次プレビューの構成に以下のような構成銘柄変更が反映されます。

- **追加**：新規発行債券、信用格付、分類、残存金額といった属性の変化により新規にインデックスの採用対象となった債券。
- **削除**：コール、格下げ、その他インデックス組入れ基準の変更ならびに月末時点においてインデックスの最低残存期間を満たさなくなるにより除外対象となる債券。

インデックスの価格付手法および分析

インデックスの値とリターンを信頼できるものとするためには、個々の証券の価格付けが信頼できるものであることが必要です。インデックスの価格付けにおいては、資産クラスに応じて異なる複数の第三者価格付提供者を利用しています。インプットとなる価格付けに関して、インデックス内のバリエーションの質を高く維持するために、強力なベンダー選定プロセスを適用しています。この選定プロセスには、提供者の価格付手法や運営能力に関する定性的なレビューと、カバレッジの指標、過去の価格付データや統計分析に関する定量的なレビューが含まれます。

FTSE 債券インデックスで用いられる具体的な提供元と慣行について、以下により詳しく説明します。

価格付提供元とスナップタイム

FTSE 債券インデックスがトラッキングする現地通貨建て銘柄に対する価格付提供元とスナップタイムを図表 4 に示します。価格はビッド価格の慣例に従いますが、メキシコ国債に限っては仲値が使われます。

図表 4 価格付提供元とスナップタイム

| 単位通貨 | 構成銘柄 | データ提供元 | スナップタイム |
|-----------------|---------------------|---|----------------------|
| アメリカ | | | |
| アルゼンチン・ペソ (ARS) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 00 分 (ニューヨーク) |
| ブラジル・レアル (BRL) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 00 分 (ニューヨーク) |
| カナダ・ドル (CAD) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 00 分 (ニューヨーク) |
| チリ・ペソ (CLP) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 00 分 (ニューヨーク) |
| コロンビア・ペソ (COP) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 00 分 (ニューヨーク) |
| コスタリカ・コロン (CRC) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 00 分 (ニューヨーク) |
| ドミニカ共和国ペソ (DOP) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 00 分 (ニューヨーク) |
| メキシコ・ペソ (MXN) | 国債 | Proveedor Integral de Precios S.A.de C.V. | 2:00 PM (メキシコシティ) |
| ペルー・ヌエボソル (PEN) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 00 分 (ニューヨーク) |
| ウルグアイ・ペソ (UGU) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 00 分 (ニューヨーク) |
| 米ドル (USD) | 米国債 | Refinitiv | 午後 4 時 00 分 (ニューヨーク) |
| 米ドル (USD) | 外国債 | Refinitiv | 午後 4 時 00 分 (ニューヨーク) |
| 米ドル (USD) | モーゲージ証券 | Refinitiv | 午後 4 時 00 分 (ニューヨーク) |
| 米ドル (USD) | クレジット ¹¹ | Refinitiv | 午後 4 時 00 分 (ニューヨーク) |
| 米ドル (USD) | ハイイールド社債 | Refinitiv | 午後 4 時 00 分 (ニューヨーク) |
| 米ドル (USD) | 地方債 | Refinitiv | 午後 4 時 00 分 (ニューヨーク) |

¹¹ アジアの国の発行については、スナップタイムは午後 6 時 00 分 (東京) 以下の地域の各国発行については午後 4 時 15 分 ヨーロッパ、中東とアフリカ (ロンドン)

| 単位通貨 | 構成銘柄 | データ提供元 | スナップタイム |
|-----------------------|---------|--------------|-----------------------|
| 欧州、中近東、およびアフリカ | | | |
| ユーロ (EUR) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分 (ロンドン) |
| ユーロ (EUR) | 担保付債/社債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分 (ロンドン) |
| チェコ・コルナ (CZK) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分 (ロンドン) |
| デンマーク・クローネ (DKK) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分 (ロンドン) |
| エジプト・ポンド (EGP) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分 (ロンドン) |
| ガーナ・セディ (GHS) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分 (ロンドン) |
| ハンガリー・フォリント (HUF) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分 (ロンドン) |
| イスラエル・シケル (ILS) | 国債 | テルアビブ証券取引所 | 午後 5 時 25 分 (テルアビブ) |
| ケニア・シリング (KES) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分 (ロンドン) |
| モロッコ・ディルハム (MAD) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分 (ロンドン) |
| ナイジェリア・ナイラ (NGN) | 国債 | Refinitiv | 午後 6 時 00 分 (ロンドン) |
| ノルウェー・クローネ (NOK) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分 (ロンドン) |
| ポーランド・ズロチ (POL) | 国債 | Bond Spot | 午後 4 時 30 分 (ワルシャワ) |
| カタール・リヤル (QAR) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分 (ロンドン) |
| ルーマニア・レイ (RON) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分 (ロンドン) |
| ロシア・ルーブル (RUB) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分 (ロンドン) |
| サウジアラビア・リヤル (SAR) | 国債 | Refinitiv | 正午 (ロンドン) |
| セルビア・ディナール (RSD) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分 (ロンドン) |
| 南アフリカ・ランド (ZAR) | 国債 | ヨハネスブルグ証券取引所 | 午後 5 時 00 分 (ヨハネスブルグ) |
| スウェーデン・クローナ (SEK) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分 (ロンドン) |
| スイス・フラン (CHF) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分 (ロンドン) |
| スイス・フラン(CHF) | 社債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分 (ロンドン) |
| トルコ・リラ (TRY) | 国債 | Refinitiv | 午後 2 時 00 分 (ロンドン) |
| ウガンダ・シリング (UGX) | 国債 | Refinitiv | 午後 6 時 00 分 (ロンドン) |
| ウクライナ・フリヴニャ (UAH) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分 (ロンドン) |
| 英ポンド (GBP) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分 (ロンドン) |
| 英ポンド (GBP) | 社債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分 (ロンドン) |

| 単位通貨 | 構成銘柄 | データ提供元 | スナップタイム |
|-------------------|---------|-------------------|---------------------|
| アジア太平洋・日本 | | | |
| オーストラリア・ドル(AUD) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 00 分(東京) |
| オーストラリア・ドル(AUD) | クレジット | Refinitiv | 午後 6 時 00 分(東京) |
| バングラデシュ・タカ(BDT) | 国債 | Refinitiv | 午後 6 時 00 分(東京) |
| 中国人民元 (CNY) | 国債 | Refinitiv | 午後 6 時 00 分(東京) |
| 中国人民元 (CNY) | クレジット | Refinitiv | 午後 6 時 00 分(東京) |
| オフショア人民元(CNH) | 国債 | Refinitiv | 午後 6 時 00 分(東京) |
| オフショア人民元(CNH) | クレジット | Refinitiv | 午後 4 時 45 分(香港) |
| 香港 ドル(HKD) | 国債 | Refinitiv | 午後 6 時 00 分(東京) |
| インド・ルピー (INR) | 国債 | Refinitiv | 午後 6 時 00 分(東京) |
| インドネシア・ルピア(IDR) | 国債 | Refinitiv | 午後 6 時 00 分(東京) |
| 日本円 (JPY) | 国債 | Refinitiv | 午後 3 時 00 分(東京) |
| 日本円 (JPY) | クレジット | Refinitiv | 午後 6 時 00 分(東京) |
| 日本円 (JPY) | モーゲージ証券 | Refinitiv | 午後 10 時 00 分(東京) |
| カザフスタン・テンゲ(KZT) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 15 分(ロンドン) |
| マレーシア・リンギット(MYR) | 国債 | Refinitiv | 午後 6 時 00 分(東京) |
| ニュージーランド・ドル (NZD) | 国債 | Refinitiv | 午後 4 時 00 分(東京) |
| パキスタン・ルピー(PKR) | 国債 | Refinitiv | 午後 6 時 00 分(東京) |
| フィリピン・ペソ(PHP) | 国債 | Refinitiv | 午後 6 時 00 分(東京) |
| シンガポール・ドル (SGD) | 国債 | シンガポール金融管理局(MAS) | 午後 4 時 30 分(シンガポール) |
| 韓国ウォン (KRW) | 国債 | Refinitiv | 午後 3 時 30 分(ソウル) |
| スリランカ・ルピー (LKR) | 国債 | Refinitiv | 午後 6 時 00 分(東京) |
| 台湾 ドル (TWD) | 国債 | Refinitiv | 午後 3 時 00 分(東京) |
| タイ・バーツ(THB) | 国債 | タイ債券市場協会(ThaiBMA) | 午後 4 時 30 分(バンコク) |
| ベトナム・ドン(VND) | 国債 | Refinitiv | 午後 6 時 00 分(東京) |

検証および価格の正当性の照会

統計的手法を利用して、前日比変動や、償還期日・資産種類等の類似比較に着目して価格付けの異常値を識別しています。インデックスのユーザーから価格の正当性について照会があった場合や、検証プロセスで外れ値の可能性があると判断された場合には、第三者価格付け提供者がその内容を検証します。価格の正当性についての照会が迅速に解決しない場合、FTSE Russell は専門家である担当者の裁量で判断し、前日の価格をロールすることがあります。担当者の裁量による判断が行われた場合にはその旨を記録しています。

休日カレンダー

インデックスは、クリスマス(休日)と元日(休日)を除き、月曜日から金曜日まで算出されます。各現地市場はそれぞれの休日カレンダーに従うこととし、現地市場が休日の場合、その日のために使用する終値は前日の終値となります。例えば、米国 BIG 債券インデックスや新興国市場米ドル建て国債インデックスといった米ドル建てインデックスは、ニューヨークの休日カレンダーに準拠します。米国が休日となる場合はいつでも、これらインデックスに使われる終値は、直前営業日の価格です。

ユーロ圏諸国は一つのブロックとして考えられ、各国の休祝日でなく、Eurex 取引所のカレンダーに従ってローカル市場の休日が決まります。¹² 従って、Eurex 取引所の休日カレンダーによる休日のユーロ建て債の終値は、直前営業日の終値となります。

受渡日

FTSE 債券インデックスでは、日次のリターンは、当日受渡ベースで計算します。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末に受渡しが行われることとします。このため、保有期間はちょうど暦上の 1 か月になります。例えば、1 月のリターンの計算対象期間は、最終営業日に関わりなく 12 月 31 日から 1 月 31 日までとなります。

FTSE 債券インデックスの分析

インデックスのユーザーは、個別銘柄の分析データを利用して、投資対象のリスク特性を評価し、債券市場の行動を理解し、投資判断を下します。FTSE 債券インデックスのアナリティクスは、主として The Yield Book Inc. から提供されます。計算によっては、その性質上、比較的単純明快なものがある一方、多様なモデルに依存するものもあります。FTSE 債券インデックスのために計算されている主要分析データは以下のとおりです。これらの計算についてより詳しくは、[用語集](#)をご参照ください。

デュレーションは、一般に、金利環境の変化に対する債券価格の感応度を示すものです。FTSE Russell は、実効デュレーション、修正デュレーション、マコーレー・デュレーションなど複数のデュレーション指標を公表しています。最も広く利用されている実効デュレーションは、コーラブル債や期限前償還オプションが内在するモーゲージ証券など、オプション性のある債券の金利感応度指標です。

スプレッド指標は、投資家にとって、個々の債券のリスク度を測る相対指標となるものであり、多くの場合、米国債カーブなど比較対象となる「リスクフリー」資産に対するかたちで表示されます。最も一般的に使用されるスプレッド指標であるオプション調整後スプレッド(OAS)では、債券に組み込まれているオプション性と将来のキャッシュフローの変動性を反映します。FTSE Russell は、債券の利回りを、加重平均残存期間が同じとなるポイントで、2 種類の国債の利回りを補間して得た利回りと比較するものであるグロス・スプレッドも発表しています。

利回りは、一定の想定の下で債券に期待されるリターンを示すものです。最終利回り(YTM)は、予想されるキャッシュフローを割り引いて合計した額が、当該債券の現在の価格と等しくなる利回りとして計算されます。また、投資家が債券をその満期まで保有し続けられるという保証がない場合に、債券のオプション性を考慮した上で投資家が実現し得る最悪ケースの利回りを示す最低利回り(yield to worst)も計算します。

モデルに基づく分析データ(FTSE モーゲージ証券インデックスのために計算されるものなど)は、イールドブックによる期限前償還率モデルを活用しています。このモデルは、デュレーション、スプレッド、利回りといった標準的なリスク指標に組み込んでいるだけでなく、エージェンシー-MBS の予想期限前償還率など、特定の資産クラスの指標を計算するためにも使用しています。

イールドブックについてより詳しくは、ウェブサイト www.ftserussell.com をご覧ください。

¹² 2020 年 6 月以前は、欧州中央銀行(ECB) の汎欧州即時グロス決済システム(Trans-European Automated Real Time Gross Settlement Express Transfer, TARGET2)のカレンダーに従っていました。

インデックスのリターン計算およびウェイト

トータル・リターンは、インデックスの構成銘柄を期初に購入して期末に売却するものとして算出します。また、個別銘柄のトータル・リターンは、計算対象期間における価値の変化を増減率の形で表示します。個別銘柄における価格の変動、元本の償還、経過利子の合計がトータル・リターンの要素となります。インデックスのトータル・リターンは構成銘柄の期初の時価総額で加重平均して求めます(図表 5 を参照)。多通貨インデックスや非基準通貨インデックスの場合は、為替の変動が加わります(図表 6 を参照)。

図表 5 トータル・リターンの計算方法

期初価値

(期初価格 + 期初経過利子) x 期初残存額面金額

期末価値

[(期末価格+ 期末経過利子) x (期初残存額面金額- 元本償還額)] + クーポン収入 + 元本償還額

トータル・リターン (%)

$$\left[\left(\frac{\text{End-of-Period Value}}{\text{Beginning-of-Period Value}} \right) - 1 \right] \times 100$$

精度についての注意事項：リターンは少なくとも小数点以下第 6 位まで計算しますが、公表は小数点以下第 5 位以内までです。計算機の浮動小数点計算には四捨五入による誤差が生じるため、公表値の小数点以下最後の位は真の値から 1 乖離する場合があります。

図表 6 リターンの算出方法：基準通貨リターン、為替ヘッジなし

トータル・リターン (%)

$$\left\{ \left[1 + \left(\frac{\text{Local Currency Return}}{100} \right) \right] \times \left(\frac{\text{End-of-Month Spot Rate}}{\text{Beginning-of-Month Spot Rate}} \right) - 1 \right\} \times 100$$

この計算式は、スポット・レートが基準通貨に対する外貨一通貨単位当たりのレートで表示される場合に有効です。

月次の為替ヘッジ後のリターンは 1 カ月の為替予約によるローリング・ヘッジを用いて算出します。為替予約の額面金額は、推定した期末価値に等しいとします。これを計算するため、期中の利回りを一定とします。これに 1 カ月間に予想される利子、元本の支払いおよびこの期間の経過利子を加えます。この方法では、利回りの変化による元本に関わる時価総額の変化分はヘッジされません。ヘッジできなかった部分は月末のスポット・レートを用いて評価されます。図表 7 米ドルの投資家から見た、詳しい算出方法の例インデックス通貨のリターンや為替ヘッジについてより詳しくは、付録 11.2 の為替ヘッジ付リターンの計算をご参照ください。

図表 7 リターン の算出 : 基準通貨リターン、為替ヘッジあり

期初価値

$$[(\text{Beginning Price} + \text{Beginning Accrued}) \times \text{Beginning Par Outstanding}] \times \left[\left(\frac{\text{Beginning-of-Period}}{\text{Spot Exchange Rate}} \right) \left(\frac{\text{US Dollar}}{\text{Local Currency}} \right) \right]$$

期末価値

$$\left[\left(\frac{\text{End-of-Period Local Currency Value, Assuming Unchanged Yield}}{\text{Local Currency}} \right) + \left(\frac{\text{Known Intra-Month Cash Flows and Interest Expected to Accrue}}{\text{Local Currency}} \right) \right] \times \left[\left(\frac{\text{Beginning-of-Period One-Month Forward Exchange Rate}}{\text{Local Currency}} \right) \right] + \left[\left(\frac{\text{Change in Market Value of Principal Amount Due to Yield Change}}{\text{Local Currency}} \right) \times \left(\frac{\text{End-of-Period Spot Exchange Rate}}{\text{Local Currency}} \right) \right]$$

この計算式は、スポット・レートが基準通貨に対する外貨一通貨単位当たりのレートで表示される場合に有効です。

アクセス情報および関連情報

インデックス・データは、ウェブサイト (www.ftserussell.com) に掲載されています。サードパーティ・プロバイダーを介してベンチマークにアクセスするためのティッカー・リストについては、付録 1 を参照してください。

インデックス・データの配信

FTSE 世界国債インデックス(WGBI)関連情報

- 日次レポート(月末最終営業日を除く)、残存レベル、セクター・レベルのデータ : 6:30 p.m.E.T.、同日
- 月末最終営業日の日次確報ベースおよび月次の個別銘柄と、セクター・レベルのデータ : 11:45 p.m.E.T.、同日

ニューヨークで夏時間の期間が終了しますと、世界国債インデックスの日次データの配信時刻(米国東部時間午後 6 時 30 分)は、日本時間の翌日午前 7 時 30 分から 1 時間繰り下がり、同午前 8 時 30 分になりますので、ご注意ください。夏時間

FTSE 新興国市場国債インデックス(EMGBI)関連情報

- 日次レポート(月末最終営業日を除く)、残存レベル、セクター・レベルのデータ : 7:30 p.m.E.T.、同日
- 月末最終営業日の日次確報ベースおよび月次の個別銘柄と、セクター・レベルのデータ : 11:45 p.m.E.T.、同日

FTSE 世界 BIG インデックス (WorldBIG) および FTSE 米国 BIG インデックス (USBIG) を含むその他全インデックス関連情報

- 日次レポート、残存レベル、セクター・レベルのデータ : 午後 10 時 00 分 E.T.、同日
- 月次レポート、残存レベル、セクター・レベルのデータ : 11:45 p.m.E.T.、直近営業日

遅延のお知らせ

なお配信時刻が遅延する場合、FTSE Russell ウェブサイト (<http://www.yieldbook.com>) にてお知らせし、「Production News」購読者の皆様には通知が送信されます。米国の休日に伴うデータ配信の変更は事前に情報をお届けします。

セクション 5 グローバル

| | | |
|------|--|----|
| 5.1 | FTSE 名目国債インデックス..... | 25 |
| 5.2 | FTSE インフレ連動国債インデックス..... | 28 |
| 5.3 | FTSE 世界国債インデックス(WGBI)..... | 30 |
| 5.4 | FTSE 世界先進国債インデックス(WGBI-DM)..... | 35 |
| 5.5 | FTSE 世界国債拡張インデックス(WGBI-Extended)..... | 38 |
| 5.6 | FTSE 世界国債インデックス(国内投信用)..... | 41 |
| 5.7 | FTSE 香港強制積立年金世界国債インデックス(MPF WGBI)..... | 42 |
| 5.8 | FTSE 世界 BIG 債券インデックス(WorldBIG®)..... | 44 |
| 5.9 | FTSE 世界インフレ連動債券インデックス(WorldILSI)..... | 47 |
| 5.10 | FTSE ユーロ債インデックス..... | 50 |
| 5.11 | FTSE 世界マネーマーケット・インデックス(WMMI)..... | 52 |

5.1 FTSE 名目国債インデックス

FRSE Russell は 40 以上の現地通貨建て、固定利付の名目国債市場のトラッキングを行っています。市場アクセシビリティ・レベル、市場規模、各インデックスの信用格付基準などに基づく主要な多通貨建て名目国債インデックスに国々が含まれています。すべての現地通貨建て固定利付名目国債市場への採用基準を以下に示します。

FTSE 名目国債インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

FTSE 名目国債インデックス組入基準

| 地域 | 国 | クーポン | 最低残存金額 | 構成銘柄 |
|------------|---------|-------|--------------------------------|--|
| アメリカ | ブラジル | 固定利付き | 50 億ブラジル・レアル(中央銀行保有分を除く) | 組入対象外：LTNs |
| | カナダ | 固定利付き | 25 億カナダ・ドル（流通市場カナダ銀行バイバック分を除く） | N/A |
| | チリ | 固定利付き | 1,000 億チリ・ペソ | N/A |
| | コロンビア | 固定利付き | 2 兆コロンビア・ペソ | 組入対象外：Tes Control Monetario (TCM)債 |
| | コスタリカ | 固定利付き | 1,000 億コスタリカ・コロン | コスタリカ中央銀行発行の証券を含む |
| | ドミニカ共和国 | 固定利付き | 100 億ドミニカ共和国ペソ | ドミニカ共和国中央銀行発行の証券を含む |
| | メキシコ | 固定利付き | 100 億メキシコ・ペソ | 組入対象外：2003 年 1 月より前に発行された債券 |
| | ペルー | 固定利付き | 20 億ペルー・ヌエボソル | N/A |
| | 米国 | 固定利付き | 50 億米ドル(市場流通額、FRB 保有分を除く) | 組入対象：コーラブル債 |
| 欧州・中東・アフリカ | オーストリア | 固定利付き | 25 億ユーロ | 組入対象：固定利付ノン・コーラブル債 (Bundesanleihen) 組入対象外：Bundesobligationen |
| | ベルギー | 固定利付き | 25 億ユーロ | N/A |
| | チェコ共和国 | 固定利付き | 150 億チェコ・コルナ | 組入対象外：ゼロ・クーポン債 |
| | デンマーク | 固定利付き | 2,000 万デンマーク・クローネ | 組入対象外：モーゲージ・クレジット債 |
| | フィンランド | 固定利付き | 25 億ユーロ | 組入対象外：減債基金、プットブル債、エクステンダブル債、住宅基金債、イールド債 |
| | フランス | 固定利付き | 25 億ユーロ | 組入対象：Obligations Assimilables du Trésor (OAT) および Bons du Trésor à Intérêt Annuel Normalisé (BTAN) |
| | エジプト | 固定利付き | 15 億エジプト・ポンド | N/A |
| | ドイツ | 固定利付き | 25 億ユーロ | 組入対象：Bundesrepublik、Schatzanweisungen、Bundesobligationen、Unity bonds、 |

| 地域 | 国 | クーポン | 最低残存金額 | 構成銘柄 |
|----|---------|-------|---------------------|--|
| | | | | Treuhandanstalt および Treuhandobligationen 組入対象外：Schuldscheine、 Unverzinsliche、Bundespost、 Bundesbahn、および European Recovery Program Bonds |
| | ガーナ | 固定利付き | 5 億ガーナ・セディ | N/A |
| | ギリシャ | 固定利付き | 25 億ユーロ | N/A |
| | ハンガリー | 固定利付き | 2,000 億ハンガリー・フォリント | N/A |
| | アイルランド | 固定利付き | 25 億ユーロ | N/A |
| | イスラエル | 固定利付き | 50 億イスラエル・シケル | N/A |
| | イタリア | 固定利付き | 25 億ユーロ | 組入対象：固定利付ノン・コーラブル債 (BTPs) |
| | ケニヤ | 固定利付き | 150 億ケニヤ・シリング | ケニヤのインフラストラクチャ債券を含む |
| | モロッコ | 固定利付き | 20 億モロッコ・ディルハム | N/A |
| | オランダ | 固定利付き | 25 億ユーロ | N/A |
| | ナイジェリア | 固定利付き | 100 億ナイジェリア・ナイル | ナイジェリア連邦政府(FGF)債と Sukuk を 含む ナイジェリア貯蓄債を除く |
| | ノルウェー | 固定利付き | 200 億ノルウェー・クローネ | 組入対象：ベンチマーク債 組入対象外：1991 年以前に起債された 貸付債と抽選貸付債 |
| | ポルトガル | 固定利付き | 25 億ユーロ | 組入対象：固定利付ノン・コーラブル債 (OT) |
| | ポーランド | 固定利付き | 50 億ポーランド・ズロチ | N/A |
| | カタール | 固定利付き | 7 億 5,000 万カタール・リヤル | 非 Sukuk 国債を含む |
| | ルーマニア | 固定利付き | 5 億ルーマニア・レイ | N/A |
| | サウジアラビア | 固定利付き | 10 億サウジアラビア・リヤル | Sukuk および非 Sukuk 国債を含む |
| | セルビア | 固定利付き | 100 億セルビア・ディナール | N/A |
| | スペイン | 固定利付き | 25 億ユーロ | 組入対象：Bonos and Obligaciones del Estado 組入対象外：割引国債 (Letras および Pagares del Tesoro) |
| | 南アフリカ | 固定利付き | 100 億南アフリカ・ランド | 組入対象外：ゼロ・クーポン債 |
| | スウェーデン | 固定利付き | 250 億スウェーデン・クローナ | 組入対象：固定利付ノン・コーラブル債券 |
| | スイス | 固定利付き | 20 億スイス・フラン | 組入対象：コーラブル債 ブック責務を除く |

| 地域 | 国 | クーポン | 最低残存金額 | 構成銘柄 |
|------------|----------|-------------|---|--|
| | トルコ | 固定利付き | 20 億トルコ・リラ | N/A |
| | ウガンダ | 固定利付き | 2,000 億ウガンダ・シリング | N/A |
| | ウクライナ | 固定利付き | 25 億ウクライナ・フリヴニャ | N/A |
| | 英国 | 固定利付き | 20 億英ポンド(イングランド銀行保有分を除く) | 組入対象：コーポラル債券、分割払込債と 転換債(他の英国債に転換) 組入対象外：ランプ証券と永久債 |
| アジア・パシフィック | オーストラリア | 固定利付き | 7 億 5,000 万オーストラリア・ドル (オーストラリア 準備銀行の保有分は除く) | 組入対象外：タックス・リポート債 |
| | バングラデシュ | 固定利付き | 150 億バングラデシュ・タカ | N/A |
| | 中国オンショア | 固定利付き | 2020 年 1 月 1 日より前に発行された債券 1,000 億人民元； 2020 年 1 月以降に発行された債券 350 億人 民元 | * |
| | 香港 | 固定利付き | 8 億香港ドル | 組入対象外：ゼロ・クーポン債 |
| | インド* | 固定利付き | 2,500 億インド・ルピー (額面に関わらず、全てのベンチマークを除く) | 組入対象：ベンチマーク債 |
| | インドネシア | 固定利付き | 7 兆 5,000 億インドネシア・ルピア | 組入対象外：資本注入債と Sukuk 債 |
| | 日本 | 固定利付き | 5,000 億円；20 年超債 4,500 億円(日銀およ び財務省保有分を除く) | 組入対象：コーポラル債 組入対象外：個人向け国債、割引国債 |
| | カザフスタン | 固定利付き | 500 億カザフスタン・テンゲ | N/A |
| | マレーシア | 固定利付き | 40 億マレーシア・リンギット | 組入対象：コーポラル債 組入対象外：政府投資証券 (GII) |
| | ニュージーランド | 固定利付き | 7 億 5,000 万ニュージーランド・ドル (ニュージーラ ンド準備銀行の保有分は除く) | N/A |
| | パキスタン | 固定利付き | 200 億パキスタン・ルピー | N/A |
| | フィリピン | 固定利付き | 250 億フィリピン・ペソ | 組入対象外：ゼロ・クーポン債、リテール向 け債券と特別目的債 |
| | シンガポール | 固定利付き | 15 億シンガポール・ドル | N/A |
| | 韓国 | 固定利付き | 1 兆韓国ウォン | 組入対象外：通貨安定化証券、韓国住 宅信託債券、2003 年 1 月 1 日より前に 発行された 10 年債 |
| | スリランカ | 固定利付き | 500 億スリランカ・ルピー | 組入対象外：ゼロ・クーポン債、償還年限 が 10 年以上の債券 |
| | 台湾 | 固定利付き | 400 億新台幣ドル | N/A |
| タイ | 固定利付き | 250 億タイ・バーツ | 組入対象外：償還年限が 30 年を超える 債券 | |
| ベトナム | 固定利付き | 5 兆ベトナム・ドン | ベトナム開発銀行(VDB)発行債券、私募 債、ゼロクーポン債を除く | |

5.2. FTSE インフレ連動国債インデックス

FRSE Russell は 19 以上の現地通貨建て、インフレ連動国債市場のトラッキングを行っています。市場アクセシビリティ・レベル、市場規模、各インデックスの信用格付基準などに基づく主要な多通貨建て名目国債インデックスに国々が含まれています。現地通貨建てインフレ連動国債市場への採用基準を以下に示します。

FTSE インフレ連動国債インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

FTSE インフレ連動国債インデックス組入基準

| 地域 | 国 | 最低残存金額 | 構成銘柄 | 物価指数 |
|------------|--------|---|---|---|
| アメリカ | アルゼンチン | 20 億アルゼンチン・ペソ | BONCER, ARGCER | 国立統計国勢研究所(INDEC)が公表する消費者物価指数 (CPI) |
| | ブラジル | 10 億ブラジル・レアル(中央銀行保有分を除く) | NTN-B (National Treasury Notes, Series B) | IPCA: Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística (IBGE) が発表する拡張消費者物価指数 |
| | カナダ | 10 億カナダ・ドル (カナダ銀行のプライマリー市場での保有分とセカンダリー市場のバイバック分を除く) | N/A | Statistics Canada が発表する消費者向け Price Index (62-001-X) |
| | チリ | 500 万チリ・ペソ | BCU, BTU | IPC: チリ中央銀行による Precios al Consumidor |
| | コロンビア | 30 億コロンビア・ペソ | TES UVR | コロンビア中央銀行 が公表する消費者物価指数 (CPI) |
| | メキシコ | 5 億メキシコ・ペソ | UDIBONOS (UDI 建て政府債) UDIBONOS (Federal Government Bonds UDIS: Unidades de Inversion - UDI から構成された消費者物価に基づく価格) | Instituto Nacional de Estadística y Geografía (INEGI) が発表する UDIS。ただし、2011 年 7 月 14 日以前は Banco de Mexico による発表 |
| | 米国 | 50 億米ドル (FRB 保有分を除く) | Treasury Inflation-Protected Securities (TIPS) | 米労働省労働統計局 (BLS) が公表する消費者物価指数 (CPI) |
| | ウルグアイ | 1 億 2,500 万ウルグアイ・ペソ | インフレ連動債券 | |
| 欧州・中東・アフリカ | デンマーク | 50 億デンマーク・クローネ | DGBi | デンマーク統計局が公表する消費者物価指数 (CPI) |
| | フランス | 25 億ユーロ | OATi, OAT€i, BTAN€i | OATi: 国立統計経済研究 (INSEE) が発表する CPI (タバコを除く) OAT€i および BTAN€i: Eurostat が公表する EU 調整消費者価格インデックス (HICP、タバコを除く) |
| | ドイツ | 25 億ユーロ | BUND€i, BOBL€i | Eurostat が公表する EU HICP (タバコを除く) |
| | イタリア | 25 億ユーロ | BTP€i | Eurostat が公表する EU HICP (タバコを除く) |

| 地域 | 国 | 最低残存金額 | 構成銘柄 | 物価指数 |
|------------|----------|--|------------------------------------|---|
| | イスラエル | 50 億イスラエル・シケル | GALIL, CPI-Linked Government Bonds | 中央統計局(CBS) が公表する消費者物価指数(CPI) |
| | スペイン | 25 億ユーロ | OBL€I, BON€i | Eurostat が公表する EU HICP(タバコを除く) |
| | スウェーデン | 100 億スウェーデン・クローナ | インフレ連動債券 | SCB (Statistiska centralbyran)が公表する消費者物価指数(CPI) |
| | 南アフリカ | 5 億南アフリカ・ランド | インフレ連動債券 | Headline CPI:南アフリカ統計局 (Stats SA) が公表する全商品消費者物価指数 |
| | トルコ | 20 億トルコ・リラ | CPI Indexed Bonds | CPI:トルコ統計局(TURKSTAT)が発表する一般消費者物価指数 |
| | 英国 | 20 億英ポンド(イングランド銀行および英国債務管理庁の保有分を除く) | インデックス・リンク債 GILTs (ILG) | Index-Linked GILTs (ILG) Office for National Statistics (ONS) が公表する Retail Price Index(RPI) |
| アジア・パシフィック | オーストラリア | 7 億 5,000 万オーストラリア・ドル (オーストラリア準備銀行の保有分は除く) | インフレ連動国債 | オーストラリアが公表する消費者物価指数(CPI) |
| | 日本 | 2,500 億円(日銀および財務省保有分を除く) | 物価連動国債(JGBi) | 総務省統計局が公表する全国消費者物価指数(CPI) |
| | ニュージーランド | 7 億 5,000 万ニュージーランド・ドル (ニュージーランド銀行保有分を除く) | Inflation-Indexed Bonds (IIB) | ニュージーランド統計局が公表する消費者物価指数(CPI) |
| | 韓国 | 1 兆韓国ウォン | KTBi – Inflation-linked KTB | 韓国統計庁が公表する KRCPI |

5.3. FTSE 世界国債インデックス(WGBI)

ソブリン | 多通貨

FTSE 世界国債インデックス(WGBI)は、現地通貨建ての投資適格固定利付ソブリン債のパフォーマンスを測定する指数です。WGBI は 20 カ国以上のソブリン債をカバーし、30 年以上の歴史を持つ広範なベンチマークとなっています。WGBI はグローバルなベンチマークとして、最大かつ最良品質、アクセス容易な現地通貨建て国債市場をカバーします。

国・通貨・残存期間・格付別にサブインデックスを構成することができます。

FTSE 国債インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

WGBI に組み入れられるには、現地通貨建て国債市場が以下のように、市場規模、格付けおよび市場アクセス・レベルの基準を満たしていることが必要となります。こうした基準は毎年 3 月と 9 月に見直されます。信用格付けの基準を下回った場合は、その翌月のリバランス時に除外されます。毎年 3 月と 9 月の FTSE 債券国分類見直し結果によりインデックス組入れに関する変更があれば、その直後に、実施の詳細とともに発表が行われます。

FTSE 世界国債インデックスの組入基準

| | |
|--------|---|
| クーポン | 固定利付き |
| 最低残存期間 | 1 年 |
| 市場規模 | 採用基準（新規）：500 億米ドル、400 億ユーロ、5 兆円に引き上げ 除外基準：除外基準規模は採用基準規模の 1/2、すなわち、250 億米ドル、200 億ユーロ、2.5 兆円であり、これを 3 カ月連続で下回った場合は FTSE WGBI から除外され、FTSE WGBI 参考市場インデックスへ移行する |
| 最低残存金額 | アメリカ カナダ:25 億カナダ・ドル(流通市場カナダ銀行バイバック分を除く) メキシコ:100 億メキシコ・ペソ 米国:50 億米ドル(市場流通額、FRB 保有分を除く) 欧州、中近東、およびアフリカ デンマーク:200 億デンマーク・クローネ ユーロ圏市場：25 億ユーロ イスラエル:50 億イスラエル・シケル ノルウェー:200 億ノルウェー・クローネ ポーランド:50 億ポーランド・ズロチ スウェーデン:250 億スウェーデン・クローナ 英国:20 億英ポンド(イングランド銀行保有分を除く) |

| | |
|---------------------|---|
| | <p>アジア太平洋・日本</p> <p>オーストラリア:7 億 5,000 万オーストラリア・ドル (オーストラリア準備銀行の保有分は除く)</p> <p>中国¹³:2020 年 1 月 1 日より前に発行された債券 1,000 億人民元 ; 2020 年 1 月以降に発行された債券 350 億人民元</p> <p>日本:5,000 億円 ; 20 年超債 4,500 億円(日銀および財務省保有分を除く)</p> <p>マレーシア:40 億マレーシア・リングギット</p> <p>ニュージーランド:7 億 5,000 万ニュージーランド・ドル (ニュージーランド銀行保有分を除く)</p> <p>シンガポール:15 億シンガポール・ドル</p> |
| 最低格付け ¹⁴ | <p>採用基準 (新規) : S&P の A 格、かつムーディーズの A3 格</p> <p>除外基準 : S&P の BBB— 格未満、かつムーディーズの Baa3 格未満</p> |
| 市場アクセシビリティ・レベル | <p>レベル「2」が必要</p> <p>市場アクセシビリティ・レベルの詳細につきましては、FTSE 債券インデックス国分類プロセスをご参照ください。</p> |
| 構成銘柄 | <p>現地通貨建国債。組入対象 : 下記の別表に記載がない限り、固定利付ノン・コーポラル債</p> <p>組入対象外 : 変動債、変動利付債、固定 - 変動債、インデックス・リンク債、個人向け債、短期証券、ストリップ・ゼロ・クーポン債、転換債、貯蓄債、私募債、個人投資家向け債</p> |

FTSE 世界国債インデックスの構成銘柄(市場別)

| 市場 | 構成銘柄 |
|---------|--|
| オーストラリア | 組入対象外 : タックス・リポート債 |
| オーストリア | 組入対象 : 固定利付ノン・コーポラル債(Bundesanleihen) 組入対象外 : Bundesobligationen |
| ベルギー | N/A |
| カナダ | N/A |
| 中国 | ゼロ・クーポン債、貯蓄債、特殊政府債、発行時に償還期限が 30 年以上の債券、2005 年 1 月以前に発行された債券 |
| デンマーク | 組入対象外 : モーゲージ・クレジット債 |
| フィンランド | 組入対象外 : 減債基金、プットブル債、エクステンダブル債、住宅基金債、イールド債 |
| フランス | 組入対象 : Obligations Assimilables du Trésor (OAT)および Bons du Trésor à Intérêt Annuel Normalisé (BTAN) |
| ドイツ | 組入対象 : Bundesrepublik、Schatzanweisungen、Bundesobligationen、Unity bonds、Treuhandaanstalt および Treuhandobligationen 組入対象外 : Schuldscheine、Unverzinsliche、Bundespost、Bundesbahn、および European Recovery Program Bonds |
| アイルランド | N/A |

¹³ 中国の組入れは 2021 年 11 月から 36 か月間にフェーズ化して実施されます。

¹⁴ 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。市場参加者が直前の格下げに対応できるよう、インデックスの格付けは暫定的なものとします。S&P とムーディーズの両方より投資適格未満とされた場合には、市場はインデックスから削除されます。この除外期間は午後 5 時まで。除外のみ、ニューヨークの月末最終営業日の前営業日。採用銘柄決定日またはその後インデックスから除外されると、その後基準を満たしたとしても除外の決定は覆りません。再びインデックスに組み入れられるためには、最短でも 6 か月を要します。債務不履行 (デフォルト) について明確な規定や要件はありません。ある市場においてテクニカル・デフォルトが発生したとしても、救済措置などのため、その国の債券は投資適格にとどまるかもしれません。投資適格未満への格下げだけが、信用関連におけるインデックスからの除外を発生させます。

| 市場 | 構成銘柄 |
|-----------|--|
| イスラエル | N/A |
| イタリア | 組入対象：固定利付ノン・コーラブル債 (BTPs) |
| 日本 | 組入対象：コーラブル債 組入対象外：個人向け国債、割引国債 |
| マレーシア | 組入対象：コーラブル債 組入対象外：政府投資証券 (GII) |
| メキシコ | 組入対象外：2003年1月より前に発行された債券 |
| オランダ | N/A |
| ニューージーランド | N/A |
| ノルウェー | 組入対象：ベンチマーク債 組入対象外：1991年以前に起債された貸付債と抽選貸付債 |
| ポーランド | N/A |
| シンガポール | N/A |
| スペイン | 組入対象：Bonos and Obligaciones del Estado 組入対象外：割引国債 (Letras および Pagares del Tesoro) |
| スウェーデン | 組入対象：固定利付ノン・コーラブル債券 |
| 英国 | 組入対象：コーラブル債券、分割払込債と転換債(他の英国債に転換) 組入対象外：ランブ証券と永久債 |
| 米国 | 組入対象：コーラブル債 |

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE 世界国債インデックスの計算の前提

| | |
|--------------|---|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv による。ただし、 イスラエル - テルアビブ証券取引所 ¹⁵ メキシコ (Proveedor Integral de Precios S.A. de C.V.) ポーランド - BondSpot シンガポール - シンガポール金融管理局 価格付け慣行について詳細は図表 4 に掲載。 |

¹⁵ イスラエルの取引カレンダーは日曜から木曜まで。インデックスのパフォーマンスは月曜から金曜までを基準に算定されるため、金曜日の価格は木曜日のものを流用。イスラエルの月末最後の取引日が日曜にあたる場合は、月末終値は木曜日のものが使われる。

| | |
|---------|---|
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 1984年12月31日 |

関連インデックス

FTSE 世界国債 0+ 年インデックス

FTSE 世界国債 0+ 年インデックスは、主要な FTSE 世界国債インデックス(WGBI)への組入基準を満たす証券ユニバースを残存期間を通してトラッキングします。最低残存期間は 1 か月とします。

FTSE 世界国債 0-1 年インデックス

共通のメソドロジーを用いて、FTSE WGBI からの「ロールダウン」債（満期までの残存期間が 1 年未満の債券）をトラッキングします。最低残存期間は 1 か月とします。

FTSE 世界国債 0-1 年(含む短国)インデックス

FTSE 世界国債 0-1 年インデックスは、FTSE 世界国債 0-1 年インデックスと、FTSE 世界短期国債 0-1 年インデックスシリーズ内の関連する短期国債を組み合わせて、ロールダウン債と短期国債をカバーします。国別、期間別にサブインデックスを構成することができます。

FTSE EMU 国債インデックス (EGBI)

FTSE EMU 国債インデックス(EGBI) EMU 国債インデックスは、ユーロ圏の中でインデックス基準を満たす国で構成されます。オーストリア、ベルギー、キプロス、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペインから構成されます。そのうち、WGBI の市場採用基準に達する国だけを EMU 国債インデックス(EGBI)に組み入れ。オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン

FTSE G5 国債インデックス

FTSE G5 国債インデックスはフランス、ドイツ、日本、英国、米国で構成されます。少数の市場で世界を幅広くカバーするよう設計されています（本指数はカスタムインデックスとなります）。

FTSE G7 国債インデックス

FTSE G7 国債インデックスはカナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国で構成されます（本指数はカスタムインデックスとなります）。

FTSE 欧州世界国債インデックス

オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポーランド、スペイン、スウェーデン、英国の欧州 14 カ国で構成されます。

FTSE 非基準通貨国債インデックス

基準通貨の国債市場を除外し、基準通貨建てで算出します。例えば、米国を除く世界国債インデックスは米国以外のすべての構成国を含み、米ドル建てで表示されます。他のインデックスと同様、任意の基準通貨で表現することも可能です。

FTSE 源泉税調整後国債インデックス¹⁶

FTSE 源泉税調整後国債インデックスは FTSE 世界国債インデックスをベースとします。米国年金基金にとってクーポン収入に課される源泉徴収税がトータル・リターンに及ぼす影響を算出するために計算されています。ただし、2019 年 7 月より、インデックス内の市場は源泉税調整を反映していません。

¹⁶ 1997 年 7 月 1 日から、イタリア国債の利子はすべてグロス・ベースで発生します。1998 年 4 月 6 日から、英国ギルト債の利子はすべてグロス・ベースで発生します。インデックスについては、オーストラリア国債の利子はグロス・ベースで利子を支払われますが、特定の条件下では、一部の米国年金基金でこうした投資に源泉税が課される場合があります。2010 年 4 月 1 日より、日本国債の利子はすべてグロス・ベースとなりました。2018 年 9 月より、スイス国債の残存額が世界国債インデックス(WGBI)の採用基準以下となり、除外されました。かつて同市場は源泉税調整後国債インデックスでは 35%の税率で算定されていました。

5.4. FTSE 世界先進国債インデックス(WGBI-DM)

ソブリン | 多通貨

FTSE 世界先進国債インデックス(WGBI-DM)は、FTSE 債券インデックス・メソドロジーにより先進国とされた国の現地通貨建ての投資適格固定利付ソブリン債のパフォーマンスを測定する指数です。世界先進国債インデックスの組入基準は、FTSE 世界国債インデックス(WGBI)の構成国と構成銘柄に基づいています(新興国として分類されている市場を除く)。すなわち、新興国の範囲は、IMF(国際通貨基金)の経済展望に「新興国または発展途上国」として定義されている国、あるいは、World Bank(世界銀行)により「低層所得経済、低中層所得経済または高中層所得経済圏」に定義されている国としています。

新たに WGBI に組み入れられた先進国市場は世界先進国債インデックスにも組み入れられることになります。また、WGBI の除外基準に抵触し、WGBI から除外された市場は、世界先進国債インデックスからも除外されることになります。

国・通貨・残存期間・格付別にサブインデックスを構成することができます。

FTSE 世界先進国債インデックス(WGBI-DM)は、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

FTSE 世界先進国債インデックスの組入基準

| | |
|--------|---|
| クーポン | 固定利付き |
| 最低残存期間 | 1年 |
| 市場規模 | 採用基準(新規) : 500億米ドル、400億ユーロ、5兆円に引き上げ 除外基準 : 除外基準規模は採用基準規模の1/2、すなわち、250億米ドル、200億ユーロ、2.5兆円であり、これを3ヵ月連続で下回った場合は FTSE WGBI から除外され、FTSE WGBI 参考市場インデックスへ移行する |
| 最低残存金額 | アメリカ カナダ:25億カナダ・ドル(流通市場カナダ銀行バイバック分を除く) 米国:50億米ドル(市場流通額、FRB保有分を除く) 欧州、中近東、およびアフリカ デンマーク:200億デンマーク・クローネ ユーロ圏市場:25億ユーロ イスラエル:50億イスラエル・シケル ノルウェー:200億ノルウェー・クローネ スウェーデン:250億スウェーデン・クローナ 英国:20億英ポンド(イングランド銀行保有分を除く) アジア太平洋・日本 オーストラリア:7億5,000万オーストラリア・ドル(オーストラリア準備銀行の保有分を除く) 日本:5,000億円; 20年超債4,500億円(日銀および財務省保有分を除く) ニュージーランド:7億5,000万ニュージーランド・ドル(ニュージーランド銀行保有分を除く) シンガポール:15億シンガポール・ドル(シンガポール金融管理局保有分を除く) |

| | |
|---------------------------|--|
| 最低格付け¹⁷ | 採用基準（新規）：S&P の A 格、かつムーディーズの A3 格 除外基準：S&P の BBB— 格未満、かつムーディーズの Baa3 格未満 |
| 市場アクセシビリティ・レベル | レベル「2」が必要 市場アクセシビリティ・レベルの詳細につきましては、FTSE 債券インデックス国分類プロセスをご参照ください。 |
| 構成国 | 新興国市場を除く FTSE 世界国債インデックス(WGBI)に組み入れられるすべての市場 |
| 構成銘柄 | 現地通貨建国債。組入対象：下記の別表に記載がない限り、固定利付ノン・コーラブル債 組入対象外：変動債、変動利付債、固定 - 変動債、インデックス・リンク債、個人向け債、短期証券、スリット・ゼロ・クーポン債、転換債、貯蓄債、私募債、個人投資家向け債 |

FTSE 世界先進国債インデックスの構成銘柄

| 世界先進国債市場 | 構成銘柄 |
|----------|---|
| オーストラリア | 組入対象外：タックス・リベート債 |
| オーストリア | 組入対象：固定利付ノン・コーラブル債(Bundesanleihen) 組入対象外：Bundesobligationen |
| ベルギー | N/A |
| カナダ | N/A |
| デンマーク | 組入対象外：モーゲージ・クレジット債 |
| フィンランド | 組入対象外：減債基金、プットブル債、エクステンダブル債、住宅基金債、イールド債 |
| フランス | 組入対象：Obligations Assimilables du Trésor (OAT)および Bons du Trésor à Intérêt Annuel Normalisé (BTAN) |
| ドイツ | 組入対象：Bundesrepublik、Schatzanweisungen、Bundesobligationen、Unity bonds、Treuhandaanstalt および Treuhandaobligationen 組入対象外：Schuldscheine、Unverzinsliche、Bundespost、Bundesbahn、および European Recovery Program Bonds |
| イスラエル | N/A |
| アイルランド | N/A |
| イタリア | 組入対象：固定利付ノン・コーラブル債 (BTPs) |
| 日本 | 組入対象：コーラブル債 組入対象外：個人向け国債、割引国債 |
| オランダ | N/A |
| ニュージーランド | N/A |
| ノルウェー | 組入対象：ベンチマーク債 組入対象外：1991 年以前に起債された貸付債と抽選貸付債 |

¹⁷ 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。市場参加者が直前の格下げに対応できるよう、インデックスの格付けは暫定的なものとします。S&P とムーディーズの両方より投資適格未満とされた場合には、市場はインデックスから削除されます。この除外期間は午後 5 時まで。除外のみ、ニューヨークの月末最終営業日の前営業日。採用銘柄決定日またはその後インデックスから除外されると、その後基準を満たしたとしても除外の決定は覆りません。再びインデックスに組み入れられるためには、最短でも 6 ヶ月を要します。債務不履行（デフォルト）について明確な規定や要件はありません。ある市場においてテクニカル・デフォルトが発生したとしても、救済措置などのため、その国の債券は投資適格にとどまるかもしれません。投資適格未満への格下げだけが、信用関連におけるインデックスからの除外を発生させます。

| 世界先進国債市場 | 構成銘柄 |
|----------|--|
| シンガポール | N/A |
| スペイン | 組入対象： Bonos and Obligaciones del Estado 組入対象外： 割引国債 (Letras および Pagares del Tesoro) |
| スウェーデン | 組入対象： 固定利付ノン・コーラブル債券 |
| 英国 | 組入対象： コーラブル債券、分割払込債と転換債(他の英国債に転換) 組入対象外： ランプ証券と永久債 |
| 米国 | 組入対象： コーラブル債 |

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE 世界先進国債インデックスの組入基準と計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv による。ただし、 イスラエル - テルアビブ証券取引所 ¹⁸ シンガポール - シンガポール金融管理局 価格付け慣行について詳細は図表 4 に掲載。 |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 1984 年 12 月 31 日 |

¹⁸ イスラエルの取引カレンダーは日曜から木曜まで。インデックスのパフォーマンスは月曜から金曜までを基準に算定されるため、金曜日の価格は木曜日のものを流用。イスラエルの月末最後の取引日が日曜にあたる場合は、月末終値は木曜日のものが使われる。

5.5. FTSE 世界国債拡張インデックス(WGBI-Extended)

ソブリン | 多通貨

FTSE 世界国債拡張インデックス(WGBI-Extended)は、現地通貨建ての投資適格固定利付ソブリン債のパフォーマンスを測定する指数です。FTSE 世界国債拡張インデックス(WGBI-Extended)には FTSE 世界国債インデックス(WGBI)の規模と信用基準を満たす市場および 4 つの地域国債インデックスの 1 つに既に組み込まれているか、その資格のある市場を含みます。地域インデックスとは、FTSE アジア・パシフィック国債インデックス(APGBI)、FTSE CEEMEA 国債インデックス(CEEMEAGBI)、FTSE 新興市場国債インデックス(EMGBI)および FTSE LATAM 国債インデックス(LATAMGBI)を指します。

国・通貨・残存期間・格付別にサブインデックスを構成することができます。

FTSE 世界国債拡張市場インデックス(WGBI-Extended)は、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

FTSE 世界国債拡張インデックスの組入基準

| | |
|--------|---|
| クーポン | 固定利付き |
| 最低残存期間 | 1 年 |
| 市場規模 | 採用基準（新規）：500 億米ドル、400 億ユーロ、5 兆円に引き上げ 除外基準：除外基準規模は採用基準規模の 1/2、すなわち、250 億米ドル、200 億ユーロ、2.5 兆円であり、これを 3 ヶ月連続で下回った場合は FTSE WGBI から除外され、FTSE WGBI 参考市場インデックスへ移行する |
| 最低残存金額 | <p>アメリカ</p> <p>カナダ:25 億カナダ・ドル(流通市場カナダ銀行バイバック分を除く)</p> <p>メキシコ:100 億メキシコ・ペソ</p> <p>米国:50 億米ドル(市場流通額、FRB 保有分を除く)</p> <p>欧州、中近東、およびアフリカ</p> <p>デンマーク:200 億デンマーク・クローネ</p> <p>ユーロ圏市場:25 億ユーロ</p> <p>イスラエル:50 億イスラエル・シケル</p> <p>ノルウェー:200 億ノルウェー・クローネ</p> <p>ポーランド:50 億ポーランド・ズロチ</p> <p>スウェーデン:250 億スウェーデン・クローナ</p> <p>英国:20 億英ポンド(イングランド銀行保有分を除く)</p> <p>アジア太平洋・日本</p> <p>オーストラリア:7 億 5,000 万オーストラリア・ドル (オーストラリア準備銀行の保有分は除く)</p> <p>中国:2020 年 1 月 1 日より前に発行された債券 1,000 億人民元 ; 2020 年 1 月以降に発行された債券 350 億人民元</p> <p>日本:5,000 億円 ; 20 年超債 4,500 億円(日銀および財務省保有分を除く)</p> <p>韓国:1 兆韓国ウォン</p> <p>マレーシア:40 億マレーシア・リンギット</p> <p>シンガポール:15 億シンガポール・ドル</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| 最低格付け¹⁹ | 採用基準（新規）：S&P の A 格、かつムーディーズの A3 格 除外基準：S&P の BBB— 格未満、かつムーディーズの Baa3 格未満 |
| 構成国 | FTSE 世界国債インデックス(WGBI)の規模と信用基準を満たし、以下 4 つの地域国債インデックスのいずれかに組み込まれている市場、または、その資格を満たす市場 FTSE アジア・パシフィック国債インデックス(APGBI) FTSE CEEMEA 国債インデックス(CEEMEAGBI) FTSE 新興国市場国債インデックス(EMGBI) FTSE LATAM 国債インデックス(LATAMGBI) |
| 構成銘柄 | 現地通貨建国債。組入対象：下記の別表に記載がない限り、固定利付ノン・コーラブル債 組入対象外：変動債、変動利付債、固定 - 変動債、インデックス・リンク債、個人向け債、短期証券、スリット・ゼロ・クーポン債、転換債、貯蓄債、私募債、個人投資家向け債 |

FTSE 世界国債拡張インデックスの構成銘柄

| 世界国債拡張市場 | 構成銘柄 |
|----------|--|
| オーストラリア | 組入対象外：タックス・リポート債 |
| オーストリア | 組入対象：固定利付ノン・コーラブル債(Bundesanleihen) 組入対象外：Bundesobligationen |
| ベルギー | N/A |
| カナダ | N/A |
| 中国 | 組入対象外：ゼロ・クーポン債券、特殊政府債、償還年限が 30 年以上の債券、2005 年 1 月 1 日より前に発行された債券 |
| デンマーク | 組入対象外：モーゲージ・クレジット債 |
| フィンランド | 組入対象外：減債基金、プットブル債、エクステンダブル債、住宅基金債、イールド債 |
| フランス | 組入対象：Obligations Assimilables du Trésor (OAT)および Bons du Trésor à Intérêt Annuel Normalisé (BTAN) |
| ドイツ | 組入対象：Bundesrepublik、Schatzanweisungen、Bundesobligationen、Unity bonds、Treuhandaanstalt および Treuhandobligationen 組入対象外：Schuldscheine、Unverzinsliche、Bundespost、Bundesbahn、および European Recovery Program Bonds |
| アイルランド | N/A |
| イスラエル | N/A |
| イタリア | 組入対象：固定利付ノン・コーラブル債 (BTPs) |
| 日本 | 組入対象：コーラブル債 組入対象外：個人向け国債、割引国債 |
| 韓国 | 組入対象外：通貨安定化証券と 2003 年 1 月 1 日以前に発行された 10 年債 |

¹⁹ 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。市場参加者が直前の格下げに対応できるよう、インデックスの格付けは暫定的なものとします。S&P とムーディーズの両方より投資適格未満とされた場合には、市場はインデックスから削除されます。この除外期間は午後 5 時まで。除外のみ、ニューヨークの月末最終営業日の前営業日。採用銘柄決定日またはその後インデックスから除外されると、その後基準を満たしたとしても除外の決定は覆りません。再びインデックスに組み入れられるためには、最短でも 6 か月を要します。債務不履行（デフォルト）について明確な規定や要件はありません。ある市場においてテクニカル・デフォルトが発生したとしても、救済措置などのため、その国の債券は投資適格にとどまるかもしれません。投資適格未満への格下げだけが、信用関連におけるインデックスからの除外を発生させます。

| 世界国債拡張市場 | 構成銘柄 |
|----------|--|
| マレーシア | 組入対象：コーラブル債 組入対象外：政府投資証券 (GII) |
| メキシコ | 組入対象外：2003年1月より前に発行された債券 |
| オランダ | N/A |
| ノルウェー | 組入対象：ベンチマーク債 組入対象外：1991年以前に起債された貸付債と抽選貸付債 |
| ポーランド | N/A |
| シンガポール | N/A |
| スペイン | 組入対象：Bonos and Obligaciones del Estado 組入対象外：割引国債 (Letras および Pagares del Tesoro) |
| スウェーデン | 組入対象：固定利付ノン・コーラブル債券 |
| 英国 | 組入対象：コーラブル債券、分割払込債と転換債(他の英国債に転換) 組入対象外：ランブ証券と永久債 |
| 米国 | 組入対象：コーラブル債 |

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE 世界国債拡張インデックスの計算の前提

| | |
|--------------|---|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv による。ただし、 イスラエル - テルアビブ証券取引所 ²⁰ メキシコ (Proveedor Integral de Precios S.A. de C.V.) ポーランド - BondSpot シンガポール - シンガポール金融管理局 価格付け慣行について詳細は図表 4 に掲載。 |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 1984年12月31日 |

²⁰ イスラエルの取引カレンダーは日曜から木曜まで。インデックスのパフォーマンスは月曜から金曜までを基準に算定されるため、金曜日の価格は木曜日のものを流用。イスラエルの月末最後の取引日が日曜にあたる場合は、月末終値は木曜日のものが使われる。

5.6. FTSE 世界国債インデックス(国内投信用)

ソブリン | 多通貨

FTSE 世界国債インデックス(国内投信用)(WGBI-JIT: World 政府 Bond Index-Japanese Investment Trust) は、日本の国内投資信託におけるパフォーマンス評価のベンチマーク利用を目的として、インデックス算出前提に国内投資信託の評価方式を採用しています。

世界国債インデックス(国内投信用)における債券価格は、外国の国債については前日時価を用い、日本の国債は当日時価を用います。日本国債の価格付けは当日の終値でなされ、日本以外の国債は前日終値となります。世界国債インデックス(国内投信用)は、三菱UFJ銀行の午前10時における対顧客電信売買相場の仲値(TTM)を用います。社団法人投資信託協会の方式に従い、日本時間が使われます。最後に、外貨建て債券のリターンと時価総額について独自の計算が行われます。詳しくは付録²¹を参照。

世界国債インデックス(国内投信用)では、三菱UFJ銀行が提供する為替レートがある場合はこれを利用し、ない場合に Refinitiv の為替レートを使用します。これにより、投信協会の業務部会による他会社の為替レートを採用した場合の条件を満たすことができます。

なお、非常に稀ですが、日本政府が為替介入を実施する場合があります。そのような状況は、直近営業日の午前10時以降に発生します。月の最終営業日の午前10時のTTM公表後に為替介入が実施された場合、三菱UFJ銀行が正式にTTMを修正し、かつ、この為替レートの変動が当該指数の計算に過大な影響が見られる場合、弊社は修正後のTTMを用いて、月の最終営業日のリターンおよび月次リターンに対して修正を行う場合があります。

FTSE 世界国債インデックス（国内投信用）は、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

基準インデックス・ユニバース

FTSE デット・キャパシティ世界国債インデックスの組入基準は、FTSE 世界国債インデックス(WGBI) の構成国と構成銘柄に基づいています。新たに WGBI に組み入れられた市場は、WGBI-JIT にも組み入れられることになります。また、WGBI の除外基準に抵触し、WGBI から除外された市場は、WGBI-JIT インデックスからも除外されることになります。

FTSE 世界国債インデックス(国内投信用)の計算の前提

WGBI-JIT に使われるメソドロジーは、以下の表にハイライトされた差異を除き、WGBI の方法に従います。

| | WGBI-JIT | WGBI |
|-------------|---|-----------------------------------|
| 為替 | 日本時間午前10時における三菱UFJ銀行の対顧客直物電信売買相場の仲値(TTM)。日本時間 ²² | Refinitiv：ロンドン午後4時の前後数時点の為替レート中央値 |
| 価格付け | 日本国債：当日終値 日本以外の国債：前日引値 | 全て現地市場の当日引値 |
| 基準日 | 1996年12月31日 | 1984年12月31日 |

²¹ 世界国債インデックス(国内投信用)の外貨建て部門の時価総額とリターンの算定の詳細は付録3に掲載しました。

²² 三菱UFJ銀行によるレートが得られない場合は、WM/Reuters の為替レートを使用。これまで、WM/Reuters のレートは、ギリシャ・ドラクマ（2000年4月-12月）、ポーランド・ズロチ（2003年12月以前）、マレーシア・リンギットおよび台湾ドル（2007年1月以前）に用いられてきました。

5.7. FTSE 香港強制積立年金世界国債インデックス(MPF WGBI)

FTSE 香港強制積立年金用 世界国債インデックスは、香港の強制積立年金(MPF) が規定する債券への投資に関する規制に準拠するよう設計されています。当インデックスは、現地通貨建ての投資適格固定利付ソブリン債のパフォーマンスを測定する FTSE 世界国債インデックス(WGBI) に基づいています。

当インデックスは、強制積立年金の Mandatory Provident Fund Schemes (General) Regulation における Guidelines on Debt Securities に記載されている追加基準²³ を取り入れています。弊社は、香港強制積立年金計画管理局 (Hong Kong Mandatory Provident Fund Schemes Authority、MPFA) が定めるルールを当インデックスが適正に反映できるよう、香港投資ファンド協会(Hong Kong Investment Funds Association、HKIFA) および Willis Towers Watson と密接に連携しています。

FTSE MPF 国債インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

香港強制積立年金用世界国債インデックスの組入基準

| | |
|--------|--|
| クーポン | 固定利付き |
| 最低残存期間 | 1年 |
| 市場規模 | 世界国債インデックス(WGBI)の対象部分に際しては下記の基準を適用。その他の部分における市場規模基準は設定されない 採用基準（新規）：500億米ドル、400億ユーロ、5兆円に引き上げ 除外基準：除外基準規模は採用基準規模の1/2、すなわち、250億米ドル、200億ユーロ、2.5兆円であり、これを3ヵ月連続で下回った場合は FTSE WGBI から除外され、FTSE WGBI 参考市場インデックスへ移行する |
| 最低残存金額 | アメリカ カナダ:25億カナダ・ドル(流通市場カナダ銀行バイバック分を除く) メキシコ:100億メキシコ・ペソ 米国:50億米ドル(市場流通額、FRB 保有分を除く) 欧州、中近東、およびアフリカ デンマーク:200億デンマーク・クローネ ユーロ圏市場:25億ユーロ イスラエル:50億イスラエル・シケル ノルウェー:200億ノルウェー・クローネ ポーランド:50億ポーランド・ズロチ 250億スウェーデン・クローナ 英国:20億英ポンド(イングランド銀行保有分を除く) アジア太平洋・日本 オーストラリア:7億5,000万オーストラリア・ドル (オーストラリア準備銀行の保有分を除く) 中国:2020年1月1日より前に発行された債券 1,000億人民元； 2020年1月以降に発行された債券 350億人民元 日本:5,000億円；20年超債 4,500億円(日銀および財務省保有分を除く) マレーシア:40億マレーシア・リンギット |

²³ <https://www.mpfa.org.hk/en/info-centre/laws-and-regulations/legislation/primary-legislation>

| | |
|----------------|---|
| | <p>ニュージーランド:7 億 5,000 万ニュージーランド・ドル(ニュージーランド銀行保有分を除く)</p> <p>シンガポール:15 億シンガポール・ドル(シンガポール金融管理局保有分を除く)</p> |
| 最低格付け | Mandatory Provident Fund Schemes (General) Regulation の III.1 Guidelines on Debt Securities に定義されている最低格付け。なお、個別銘柄の格付けも、Mandatory Provident Fund Schemes (General) Regulation の III.1 Guidelines on Debt Securities ³¹ に規定されている通り、必要とされる。 |
| 市場アクセシビリティ・レベル | <p>レベル「2」が必要</p> <p>市場アクセシビリティ・レベルの詳細につきましては、FTSE 債券インデックス国分類プロセスをご参照ください。</p> |
| 構成銘柄 | <p>現地通貨建国債。構成銘柄は WGBI と同様</p> <p>組入対象外：変動債、変動利付債、固定 - 変動債、インデックス・リンク債、個人向け債、短期証券、ストリップト・ゼロ・クーポン債、転換債、貯蓄債、私募債、個人投資家向け債</p> <p>中国:ゼロ・クーポン債、貯蓄債、特殊政府債、発行時に償還期限が 30 年以上の債券、2005 年 1 月以前に発行された債券</p> |

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE 香港強制積立年金用世界国債インデックスの計算の前提

| | |
|--------------|---|
| ウェイト | 時価総額 |
| キャップ | 「non-exempt authority (発行体)」については 9% の上限を設ける。なお、「exempt authority (発行体)」の範囲は、Mandatory Provident Fund Schemes (General) Regulation の III.1 Guidelines on Debt Securities に定義されている発行体とする ²⁴ |
| ヘッジ | 本インデックスのリターンは、スタンダード通貨とリターン・タイプに加え、香港ドルベースへのヘッジ 35%を計算する |
| リバランス | 月次更新(月末時点) |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | <p>Refinitiv による。ただし、</p> <p>イスラエル - テルアビブ証券取引所²⁵</p> <p>メキシコ (Proveedor Integral de Precios S.A. de C.V.)</p> <p>ポーランド - BondSpot</p> <p>シンガポール - シンガポール金融管理局</p> <p>価格付け慣行について詳細は図表 4 に掲載。</p> |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | <p>月次-暦上の月末</p> <p>日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする</p> |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2015 年 12 月 31 日 |

²⁴ <https://www.mfpa.org.hk/en/info-centre/laws-and-regulations/legislation/primary-legislation>

²⁵ イスラエルの取引カレンダーは日曜から木曜まで。インデックスのパフォーマンスは月曜から金曜までを基準に算定されるため、金曜日の価格は木曜日のものを流用。イスラエルの月末最後の取引日が日曜にあたる場合は、月末終値は木曜日のものが使われる。

5.8. FTSE 世界 BIG 債券インデックス(WorldBIG®)

マルチアセット | 多通貨

FTSE 世界 BIG 債券インデックス(WorldBIG)は、グローバル債券市場の広範囲に及ぶ指標を提供する様々なセクターを組み入れた多通貨からなるベンチマークです。FTSE 債券インデックスの中の国債、政府関連債／国際機関債、担保付証券、社債を組み入れることにより、グローバルな投資適格証券を包括的に代表するインデックスとなっています。

セクター・通貨・残存期間・格付別にサブインデックスを構成することができます。

組入基準と計算の前提

FTSE 世界 BIG インデックスへの採用基準は、以下に示すように、現地を代表する債券インデックスと主要 FTSE 債券のインデックスに依拠します。WGBI は FTSE 世界 BIG インデックス内で国債エクスポージャーとして機能します。現地通貨建て国債市場は WGBI のために確立された組入基準に従うこととなります。インデックスには、各国市場および国際市場で発行された米ドル建て、ユーロ建て、日本円建て、英ポンド建てのクレジット証券も含まれます。FTSE 世界 BIG インデックスにおいて、「信用(Credit)」は、世界産業分類コード(GLIC)、準政府機関（政府保証債、政府関連債、地方政府債、地方政府保証債、地方政府関連債）の同コード、外国政府の社債セクター・コード(COBS)を有する証券と定義されます。

FTSE 世界 BIG 債券インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

FTSE 世界 BIG 債券インデックスの組入基準²⁶

| | |
|--------|--|
| クーポン | 固定利付き、固定-変動債、およびゼロ・クーポン債 |
| 最低残存期間 | 1年 ただし、固定-変動債は変換日の1年前に除外される |
| 最低残存金額 | 通貨別最低残存金額 米ドル 国債：50億米ドル(市場流通額、FRB買入れ分を除く) 米国政府系機関債、国際機関債：10億米ドル クレジット／アセットバック証券：5億米ドル モーゲージクーポン：50億米ドル（開始年残存金額基準：10億米ドル） ユーロドル債：米国政府系機関債および国際機関債10億米ドル、その他5億米ドル10億米ドル；その他：5億米ドル 日本円 国債：5,000億円、ただし、20年および30年国債：4,500億円 (日銀および財務省保有分を除く) ・クレジット証券セクター：500億円 ユーロ ユーロ圏国債：25億ユーロ その他：5億ユーロ |

²⁶ WGBI に該当するすべての組入基準は、世界 BIG の WGBI 部分にも該当します。

| | |
|-------|--|
| | <p>英ポンド 国債：20 億英ポンド(永久債およびイングランド銀行保有分を除く) クレジット 3 億英ポンド オーストラリア・ドル：国債：7 億 5,000 万オーストラリア・ドル (オーストラリア準備銀行の保有分は除く) カナダ・ドル：国債：25 億カナダ・ドル 人民元：2020 年 1 月 1 日より前に発行された債券 1,000 億人民元； 2020 年 1 月以降に発行された債券 350 億人民元 デンマーク・クローネ：国債：200 億デンマーク・クローネ イスラエル・シケル：国債：50 億イスラエル・シケル マレーシア・リングgit：国債：40 億マレーシア・リングgit メキシコ・ペソ：国債：100 億メキシコ・ペソ ニュージーランド：7 億 5,000 万ニュージーランド・ドル(ニュージーランド銀行保有分を除く) ノルウェー・クローネ：国債：200 億ノルウェー・クローネ ポーランド・ズロチ：国債：50 億ポーランド・ズロチ シンガポール・ドル：国債：15 億シンガポール・ドル スウェーデン・クローナ：国債：250 億スウェーデン・クローナ</p> |
| 最低格付け | S&P の BBB- 格、あるいはムーディーズの Baa3 格 |
| 構成銘柄 | WGBI 米国 BIG (クレジット/アセットバック証券、最低残存金額：5 億米ドル) ユーロドル (クレジット/アセットバック証券、最低残存金額：5 億米ドル) ユーロ BIG ユーロ円債 日本 BIG クレジット 英国 BIG クレジット |
| 償還形態 | 満期一括償還型、減債基金、プットブル、エクステンダブル、コーラブル |

世界 BIG 債券インデックスは、3 つのアセット・クラス、すなわち、(1) 政府・政府関連債、(2) 担保付証券、(3) 社債、の 3 つに分類されます。この分類方法は、多くの独立インデックスで使用されているものとは異なります。

FTSE 世界 BIG 債券インデックスのセクター分類

| 国債/政府保証債 | 政府関連債/地方政府債 | 担保付証券 |
|----------|-------------|---------------------------------|
| 国債(WGBI) | 政府系機関債 | アセットバック証券 |
| 外国政府債 | 地方政府債 | カバード証券 |
| 政府保証債 | 地方政府保証債 | ジャンボ・ファンドブリーフ(Jumbo Pfandbrief) |
| | 地方政府関連債 | その他カバード証券 |
| | 国際機関債 | モーゲージ証券 |
| | その他の政府関連債 | |

| 社債 - 公益 | 社債 - 産業 | 社債 - 金融 |
|---------|---------|---------|
| 電力 | 消費者向け | 銀行 |
| ガス | エネルギー | 独立金融 |
| 通信 | 製造業 | 保険 |
| 公益その他 | サービス | その他の金融 |
| | 運輸 | |
| | その他産業 | |

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE 世界 BIG 債券インデックス の計算の前提

| | |
|--------------|---|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv による。ただし、 イスラエル - テルアビブ証券取引所 ²⁷ メキシコ (Proveedor Integral de Precios S.A. de C.V.) ポーランド - BondSpot シンガポール - シンガポール金融管理局 価格付け慣行について詳細は図表 4 に掲載。 |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| ボラティリティ | 米国モーゲージ証券以外：10% 単一ボラティリティ；米国モーゲージ証券：市場ボラティリティ(LMM Skew モデル) |
| 基準日 | 1998 年 12 月 31 日 |

²⁷ イスラエルの取引カレンダーは日曜から木曜まで。インデックスのパフォーマンスは月曜から金曜までを基準に算定されるため、金曜日の価格は木曜日のものを流用。イスラエルの月末最後の取引日が日曜にあたる場合は、月末終値は木曜日のものが使われる。

5.9. FTSE 世界インフレ連動債券インデックス(WorldILSI)

ソブリン | 多通貨

FTSE 世界インフレ連動債券インデックス(WorldILSI) はインフレ指数に連動する固定利付インフレ連動債のリターンを測定します。このインデックスは 10 通貨、13 カ国から構成され、名目ではなく実質ベースのリターンを測定する投資家にとって有用なベンチマークとなっています。

国・通貨・残存期間別にサブインデックスを用意することができます。

組入基準と計算の前提

WorldILSI に組み入れられるには、以下のように市場規模、格付けおよび市場アクセス・レベルの基準を満たしていることが必要となります。これらの条件は FTSE 債券国分類プロセスの一環として毎年 3 月と 9 月の半年ごとに評価されますが、格付けによる除外基準に抵触した場合は、その翌月のプロフィールから除外されます。半年ごとのレビューの結果生じる組み替えの変更は、実施詳細とともに発表されます。

FTSE 世界インフレ連動債券インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

FTSE 世界インフレ連動債券インデックスの組入基準

| | |
|----------------------|---|
| クーポン | 固定利付き |
| 最低残存期間 | 1 年 |
| 市場規模 | 採用基準（新規）：市場の額面総額合計が 100 億米ドル以上。 除外基準：その市場の額面総額合計が 3 ヶ月連続で 50 億米ドル未満となった時点で、翌月のプロフィールから除外され、EMGBI 参考市場インデックスに組み入れられる |
| 最低残存金額 ²⁸ | <p>アメリカ</p> <p>カナダ:10 億カナダ・ドル(カナダ銀行の発行市場保有分および流通市場バイバック分を除く)</p> <p>メキシコ:5 億メキシコ・ペソ</p> <p>米国:50 億米ドル(FRB 保有分を除く)</p> <p>欧州、中近東、およびアフリカ</p> <p>ユーロ圏市場:25 億ユーロ</p> <p>イスラエル:50 億イスラエル・シケル</p> <p>スウェーデン:100 億スウェーデン・クローナ</p> <p>英国:20 億英ポンド(イングランド銀行および英国債務管理庁の保有分を除く)</p> <p>アジア太平洋・日本</p> <p>オーストラリア:7 億 5,000 万オーストラリア・ドル (オーストラリア準備銀行の保有分は除く)</p> <p>日本:2,500 億円(日銀および財務省保有分を除く)</p> <p>ニュージーランド:7 億 5,000 万ニュージーランド・ドル</p> |

²⁸ 2021 年 7 月現在、ポーランドは FTSE 世界インフレ連動債券インデックス(WorldILSI)の採用基準を満たしていません。

| | |
|-----------------------|--|
| 最低格付け | 採用基準（新規）：S&P の A 格、かつムーディーズの A3 格 除外基準：S&P の BBB- 格、あるいはムーディーズの Baa3 格未満 |
| 市場アクセシビリティ・レベル | レベル「2」が必要 市場アクセシビリティ・レベルの詳細につきましては、「FTSE 債券インデックス国分類プロセス」をご参照ください。 |
| 構成銘柄 | 現地通貨建てインフレ連動国債。組入対象：下記の別表に記載がない限り、固定利付ノン・コーポラル債 名目債、変動利付債、個人投資家向け債券、短期証券、個人投資家向け債を除く。 |

FTSE 世界インフレ連動債券の種類とインフレ指数

| 国 | インフレ連動債の種類 | 物価指数 |
|----------|---|--|
| オーストラリア | インフレ連動国債 | オーストラリア統計局(Australian Bureau of Statistics、ABS) が公表する消費者物価指数(CPI) |
| カナダ | N/A | Statistics Canada が発表する消費者向け Price Index (62-001-X) |
| フランス | OATi, OAT€i, BTAN€i | OATi:国立統計経済研究(INSEE) が発表する CPI(タバコを除く)OAT€i および BTAN€i:Eurostat が公表する EU 調整消費者価格インデックス (HICP、タバコを除く) |
| ドイツ | BUND€i, BOBL€i | Eurostat が公表する EU HICP(タバコを除く) |
| イスラエル | GALIL, CPI-Linked Government Bonds | 中央統計局(CBS) が公表する消費者物価指数(CPI) |
| イタリア | BTP€i | Eurostat が公表する EU HICP(タバコを除く) |
| 日本 | 物価連動国債(JGBi) | 総務省統計局が公表する全国消費者物価指数(CPI) |
| メキシコ | UDIBONOS(UDI 建て政府債)UDIBONOS (Federal Government Bonds UDIS: Unidades de Inversion - UDI から構成された消費者物価に基づく価格) | Instituto Nacional de Estadística y Geografía (INEGI)が発表する UDIS。ただし、2011 年 7 月 14 日以前は Banco de Mexico による発表 |
| ニュージーランド | Inflation-Indexed Bonds (IIB) | ニュージーランド統計局が公表する消費者物価指数(CPI) |
| スペイン | OBL€i, BON€i | Eurostat が公表する EU HICP(タバコを除く) |
| スウェーデン | インフレ連動債券 | SCB (Statistiska centralbyran)が公表する消費者物価指数(CPI) |
| 英国 | インデックス・リンク債 GILTs (ILG) | Index-Linked GILTs (ILG) Office for National Statistics (ONS) が公表する Retail Price Index(RPI) |
| 米国 | Treasury Inflation-Protected Securities (TIPS) | 米労働省労働統計局(BLS) が公表する消費者物価指数(CPI) |

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。さらに、インデックスの各銘柄の価格は、インデックス比率を使用して調整されます。一般的に、この比率は、現在のインデックス・レベル²⁹ を証券発行時のインフレ・インデックス・レベルで割ったものです。インフレ・インデックスが月次で公表される場合、月中のインデックス比率は線形補間を使用して計算されます。インデックス比率の計算がある場合は個々の市場慣習に従います。

²⁹ 現在のインデックス・レベルはこれまでと同様です。参照期間は各債券の発行時点で定められます。

FTSE 世界インフレ連動債券インデックスの計算の前提

| | |
|--------------|---|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv による。ただし、 イスラエル - テルアビブ証券取引所 ³⁰ メキシコ (Proveedor Integral de Precios S.A. de C.V.) 価格付け慣行について詳細は図表 4 に掲載。 |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2007 年 4 月 30 日 |

関連インデックス

FTSE 世界インフレ連動債 0+ 年インデックス

FTSE 世界インフレ連動債 0+ 年インデックスは、主要な FTSE 世界インフレ連動債インデックス(WorldILSI)への組入基準を満たす証券ユニバースを残存期間を通してトラッキングします。最低残存期間は 1 か月とします。

FTSE ユーロ・インフレ連動債券インデックス(EuroILSI)

タバコを除く EU 統一消費者物価指数(HICP) およびタバコを除く消費者物価指数(CPI) に連動するフランス、ドイツ、イタリア、スペインの固定利付インフレ連動債のリターンを測定します。

³⁰ イスラエルの取引カレンダーは日曜から木曜まで。インデックスのパフォーマンスは月曜から金曜までを基準に算定されるため、金曜日の価格は木曜日のものを流用。イスラエルの月末最後の取引日が日曜にあたる場合は、月末終値は木曜日のものが使われる。

5.10. FTSE ユーロ債インデックス

マルチアセット | 多通貨

FTSE ユーロ債インデックスは、ユーロドル債、ユーロ円債のパフォーマンスを包括的かつ的確に測定する指標です。全ての銘柄は投資適格で最低残存期間は 1 年となっています。

組入基準と計算の前提

FTSE ユーロドル債インデックスには、米国外の投資家が投資可能な固定利付米ドル建て債が含まれます。米国 144a 条規則に従って発行される登録権を有する社債、米国 144a 条規則に従って発行される登録権あり、または登録権なしの政府系機関・国際機関・政府関連債および政府保証債、144a トランシェに対応しない米国レギュレーション S の下で発行される証券がこれに該当します。

ユーロ円債インデックスは、固定利付型のユーロ円債、グローバル債、アセットバック証券およびユーロ・ミディアムターム・ノート(MTN)の一部で構成されます。

FTSE ユーロ債インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

FTSE ユーロ債インデックスの組入基準

| | |
|--------|---|
| クーポン | 固定利付き、固定-変動債、ゼロ・クーポン債 |
| 最低残存期間 | 1 年 ただし、固定-変動債は変換日の 1 年前に除外される |
| 最低残存金額 | ユーロドル債： 米国政府系機関債、国際機関債：10 億米ドル 国債、政府保証債、政府関連債 5 億米ドル 社債、金融債、アセットバック証券：2 億 5,000 万米ドル ユーロ円債：500 億円 |
| 最低格付け | S&P の BBB- 格、あるいはムーディーズの Baa3 格 |
| シーズン | シーズン経過および未経過の債券双方を含む |
| 構成銘柄 | ユーロ債券、グローバル債、ドラゴン債、ユーロ・ミディアムターム・ノート ³¹ 私募債と固定利付永久債は除きます。 株主資本に転換できる債券、また明示的バランスシートや、事前に取り決めたトリガーによる規制自己資本の元本減額を伴う債券は、インデックスから除外されます。 ³² |
| 発行市場 | ユーロドル債インデックスには、米国 144a 条規則に従って発行される登録権を有する社債、米国 144a 条規則に従って発行される登録権あり、または登録権なしの政府系機関・国際機関・政府関連債および政府保証債、144a トランシェに対応しない米国レギュレーション S の下で発行される証券が組み入れられます。 |
| 償還形態 | 満期一括償還型、減債基金、プットブル、エクステンダブル、コーラブル |

³¹ ミディアムターム・ノートを含める場合、その他すべての基準を満たし、かつ公表が必要になります。FTSE 債券インデックスは、発行体自身が債券を設計する場合、5 社以上で作るシンジケートが幹事を務め、その他の場合は 3 社以上のシンジケートが幹事を務める必要があります。このような発行のこの債券の残存金額は、統合可能な債券を全て合算して決められます。

³² 当事国の規制局の裁量で転換可能な債券は、他のインデックス採用基準を満たす限りにおいて適格となります。

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE ユーロ債インデックスの計算の前提

| | |
|---------------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv 価格付け慣行について詳細は図表 4 に掲載。 |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | ユーロドル債：1993年6月30日 ユーロ円債：1994年12月31日 |

5.11. FTSE 世界マネーマーケット・インデックス(WMMI)

ソブリン | 多通貨

FTSE 世界マネーマーケット・インデックスは、18 通貨の短期金融市場のパフォーマンスを測定するインデックスです。このインデックスは 1 か月、2 か月、3 か月、6 か月、12 か月物のユーロ預金を用いて異なる短期市場のパフォーマンスを測定します。

FTSE 世界マネーマーケット・インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

FTSE 世界マネーマーケット・インデックスの組入基準

| | |
|------|---|
| 残存期間 | 1 か月、2 か月、3 か月、6 か月、12 か月 全てのユーロ預金は満期まで保有 インデックスは満期がインデックスと等しいユーロ預金だけに投資。例えば、3 か月米ドル・マネーマーケット・インデックスは 3 か月満期の米ドルユーロ預金に、6 か月日本円マネーマーケット・インデックスは 6 か月満期の日本円ユーロ預金に投資 |
| 構成銘柄 | 以下の通貨建てのユーロ預金：豪ドル、カナダ・ドル、チェコ・コルナ、デンマーク・クローネ、ユーロ、香港ドル、ハンガリー・フォリント、日本円、マレーシア・リンギット、ニュージーランド・ドル、ノルウェー・クローネ、ポーランド・ズロチ、シンガポール・ドル、南アフリカ・ランド、スウェーデン・クローナ、スイス・フラン、英ポンド、米ドル |

FTSE 世界マネーマーケット・インデックスの計算の前提

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 価格付け | 午後 4 時に Refinitiv から入手した月次金利(ビッド) |
| 算出の頻度 | 日次 |

リターンについては、現地通貨ベースおよび米ドル・ベースの日次および月次のリターンが計算されます。

- インデックスの一部は、毎月の月初に満期を迎え、新たに同じ満期のユーロ預金に継続します。インデックスは、満期が同じユーロ預金グループからなると共に、その預金グループの数は満期期間の数と等しくなります。例えば、3 か月インデックスは 3 か月ユーロ預金からなり、毎月の月初にその 3 分の 1 が満期を迎え、新たに同じ 3 か月ユーロ預金に継続されます。同様に、6 か月インデックスも、6 か月ユーロ預金からなり、毎月の月初に 6 分の 1 が満期を迎え、新たに 6 か月ユーロ預金に継続します。
- インデックスのリターンはインデックスを構成する実際のユーロ預金から計算します。例えば、3 か月ユーロ預金の 10 月のリターンは 7 月、8 月、9 月のラダー型の投資リターンになります。10 月末には、7 月 31 日開始の預金は満期を迎え、新しい預金が 10 月 31 日付で継続されて、ラダー型リターンの計算対象となります。リターンの詳しい計算方法については、次項をご覧ください。
- 1 か月ユーロ預金は、毎月の月初に満期を迎えた預金に替って、新しい預金がスタートします。インデックスのリターンは当該月の預金リターンと等しくなります。

現地通貨ベース・リターンの計算方法

リターンの計算方法は、満期期間による違いはありません。以下は、m 月の 3 か月ユーロ預金のリターンの計算方法をステップ順に示したものです。

ステップ 1

名目の 3 か月ユーロ預金金利(年率で表示)を y_{m-i} とします。ただし、月末付で $m-1$ 、 $m-2$ 、 $m-3$ とします。

ステップ 2

$m-1$ を実効利回り e_{m-i} に換算します(3 か月リターンに相当)。 $m-i$ 月の最終歴日から、 $m-1+3$ 月の最終歴日までの 3 か月について、期間中の実日数と表示金利の日数計算の市場慣行(ユーロ預金の場合、多くは 1 年を 360 日としますが、例外もあります)に基づき計算します。

$$e_{m-i} = y_{m-i} \times \left(\frac{\text{Actual days in term}}{360} \right), i = 1, 2, 3$$

ステップ 3

実効月次利回り、 r_{m-i} を計算します。この実効月次利回りを 3 か月複利計算したものが、ステップ 2 で計算した実効期間利回りです。

$$r_{m-i} = (1 + e_{m-i})^{m \text{ 月での日数} / 3 \text{ か月での日数}} - 1, i = 1, 2, 3$$

ステップ 4

ステップ 3 で得られた 3 つの実効月次利回りの平均を計算します。これが、 m 月の 3 か月預金のリターンになります。3 か月預金の月初来リターンについても同様の方法で計算します。すなわち、ステップ 3 で使用した日数が月初来の日数に置き換わります。

その他のリターンについても同様の方法で計算します。例えば、 m 月の 6 か月預金リターンを計算するには、月末付で $m-1$ 、 $m-2$ 、 $m-3$ 、 $m-4$ 、 $m-5$ 、 $m-6$ とした 6 か月預金の実行月次利回りの平均を計算します。

1 か月預金のリターン計算については、ステップ 4 での平均を求める作業が省かれます。

基準通貨ベース・リターン計算の例

以下では、計算例としてユーロボンド 3 か月預金の現地通貨ベースおよび米ドル・ベースでのリターンの計算を挙げています。

FTSE 世界マネーマーケット・インデックス基準通貨ベースの計算例

| 市場慣行 | データ | |
|--------------------|--------------|----------|
| リターンを計算する月 | 2007 年 7 月 | |
| 表示上の慣行 | 年利(%) | |
| 日数計算のベース | 実日数(ACT)/365 | |
| 金利 | 4 月 30 日 | 5.61%(y) |
| | 5 月 31 日 | 5.71%(y) |
| | 6 月 30 日 | 5.86%(y) |
| 米ドル/英ポンドのスポット為替レート | 6 月 29 日 | 2.00635 |
| | 7 月 31 日 | 2.03205 |

I. 現地通貨ベース・リターンの計算

ステップ 1

期間利回りの計算:

$$e_{April} = 5.61\% \times \left(\frac{31 + 30 + 31}{365} \right) = 1.4140\%$$

$$e_{May} = 5.71\% \times \left(\frac{30 + 31 + 30}{365} \right) = 1.4392\%$$

$$e_{June} = 5.86\% \times \left(\frac{31 + 30 + 31}{365} \right) = 1.4770\%$$

e_{month} を 3 か月リターンの実効イールドと解釈すべき場合。言い換えれば、4 月 30 日付ユーロ預金が年利 5.61% のとき、3 か月間 (92 日間)でのリターンは 1.4140% となります。

ステップ 2

実効月次利回りの計算:

$$r_{April} = (1 + 1.4140\%)^{\left(\frac{31}{92}\right)} - 1 = 0.4743\%$$

$$r_{May} = (1 + 1.4392\%)^{\left(\frac{31}{92}\right)} - 1 = 0.4827\%$$

$$r_{June} = (1 + 1.4770\%)^{\left(\frac{31}{92}\right)} - 1 = 0.4953\%$$

ここで r_{Month} は、7 月の 31 日間のユーロ預金のリターンです。例えば、4 月 30 日時点における、ユーロ預金の 7 月の月間リターンは、0.4743% となります。言い換えれば、92 日間複利計算すると e_{Month} 、すなわち、1.4140% となります。

ステップ 3

上記より月次利回りの平均を計算します。これが、このセクターの現地通貨(ここでは英ポンド)リターンとなります。

$$r_{avg} = \left(\frac{r_{April} + r_{May} + r_{June}}{3} \right) = 0.4841\%$$

II. 現地通貨ベース・リターンの計算

$$C_{UK} = \frac{(2.03205 - 2.00635)}{2.00635} = 1.2809\%$$

III. トータル・リターン(米ドルベース)の計算

$$R_{USD} = [(1 + 0.4841\%) \times (1 + 1.2809\%)] - 1 = 1.7712\%$$

セクション 6 アメリカ

| | | |
|------|-------------------------------------|----|
| 6.1. | FTSE 米国 BIG 債券インデックス(USBIG®)..... | 56 |
| 6.2. | FTSE 米国モーゲージ証券インデックス | 59 |
| 6.3. | FTSE 米国投資適格非課税地方債インデックス | 61 |
| 6.4. | FTSE 米国ハイイールド市場インデックス | 64 |
| 6.5. | FTSE 米国債 STRIPS インデックス..... | 66 |
| 6.6. | FTSE 米国大規模年金基金債券インデックス(USLPF)..... | 68 |
| 6.7. | FTSE LATAM 国債インデックス(LATAMGBI) | 69 |

6.1. FTSE 米国 BIG 債券インデックス(USBIG®)

マルチアセット | 米ドル

FTSE 米国 BIG 債券インデックス(米国 BIG) は、米国の投資適格債市場で発行された米ドル建債券のパフォーマンスをトラックします。米国 BIG は 1985 年に導入され、米国債、政府保証債、担保付証券、社債から構成され、米投資適格債市場のベンチマークを提供します。

セクター・残存期間・格付別にサブインデックスを構成することができます。

FTSE 米国 BIG 債券インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

米国 BIG 債券インデックスには、米国債、政府関連債(米国政府系機関債および国際機関債)、モーゲージ証券、アセットバック証券、投資適格社債が含まれています。

FTSE 米国 BIG 債券インデックスの組入基準

| | |
|--------|--|
| クーポン | 固定利付き、固定-変動債、ゼロ・クーポン債 |
| 最低残存期間 | 1 年 ただし、固定-変動債は変換日の 1 年前に除外される |
| 最低残存金額 | 米国債：50 億米ドル(市場流通額、FRB 保有分を除く) 米国政府系機関債、国際機関債：10 億米ドル 社債、アセットバック証券：2 億 5,000 万米ドル 非米国政府 / 非米国州政府：5 億米ドル モーゲージ証券： 採用基準（新規）：50 億米ドル(ローン開始年：10 億米ドル) 除外基準：ローン開始年全体の残存金額が 10 億米ドルを下回った場合。 |
| 最低格付け | S&P の BBB- 格、あるいはムーディーズの Baa3 格 |
| 最低額面金額 | 額面価格：1,000 米ドル |
| 構成銘柄 | 米国債(FRB 買入分、インフレ・リンク証券、STRIPS を除く)、政府系機関債(コーラブル・ゼロ・クーポン債および初回コール期日が発行日より 1 年未満のコーラブル債を除く)、モーゲージ・パススルー証券、アセットバック証券、国際機関債、クレジット証券(初回のコール期日が発行日より 1 年未満のコーラブル債は除く)、および 144A 条規則に従って発行された登録権を有する証券。 私募債と固定利付永久債は除きます。 |
| 償還形態 | 満期一括償還型、減債基金、プットブル、エクステンダブル、コーラブル |

FTSE 米国 BIG 債券インデックスの業種分類

| | |
|------------|---|
| 産業 - 製造業 | 航空 / 防衛、自動車製造、建材、化学、コングロマリット / 各種製造業、エレクトロニクス、情報 / データ処理、機械、金属 / 鋳業、紙 / パルプ、繊維 / アパレル / 靴、自動車部品、製造業—その他 |
| 産業 - エネルギー | ガスパイプライン、石油・ガス、石油掘削機械 / サービス |

| | |
|------------|--|
| 産業 - サービス | 放送／メディア、カジノ／ホテル／レジャー、ヘルスケア、医薬品、出版、レストラン、小売—食品／ドラッグ、小売—その他、サービス—その他 |
| 産業 - 運輸 | 空運、陸運、運輸—その他 |
| 産業 - 消費者向け | 飲料／ボトリング、消費財、食品加工、タバコ |
| 産業 - その他 | 産業 - その他 |
| 公益 | 電力、パワー、ガス供給、通信、その他の公益 |
| 金融 | 銀行、独立金融、生命保険、モーゲージ銀行、損害保険、不動産証券投資信託(REIT)、証券、金融 - その他 |

FTSE 米国 BIG 債券インデックスの計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| 利子 | 全額課税対象(連邦税) |
| イールド・カーブ | トレジャリー・モデル・カーブ(オフ・ザ・ラン) |
| ボラティリティ | モーゲージ証券以外：10% 単一ボラティリティ モーゲージ証券：市場ボラティリティ(LMM Skew モデル) |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次—暦上の月末 日次—当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 1979年12月31日 |

関連インデックス

FTSE 米国 BIG クレジット証券インデックス

FTSE 米国 BIG クレジット証券インデックスは、米国および米国外の社債、米国政府保証債、米国以外の国債および地方債から構成されています。

FTSE 優良クレジット証券インデックス

優良クレジット証券インデックスは、クレジット証券インデックスの中の最低残存期間が10年以上、最低格付けがAA- / Aa3以上のクレジット証券で構成されています。

FTSE コア+5 インデックス

米国 BIG 債券インデックスから残存期間が5年未満の米国債と政府関連債をそれぞれ除いたインデックスです。

FTSE コア+3 インデックス

米国 BIG 債券インデックスから残存期間が3年未満の米国債と政府関連債をそれぞれ除いたインデックスです。

FTSE 米国ベンチマーク STRIPS インデックス

このインデックスは、カレントの 1 年、2 年、3 年、5 年、7 年、10 年、15 年、20 年、25 年、30 年の STRIPS のトータル・リターンを測定します。ベンチマーク銘柄は、2 月、5 月、8 月、11 月の 3 カ月毎に入れ替えられます。例として、2 月償還サイクルのベンチマークは、1 月、2 月、3 月のリターン計算に利用されます。流動性の制約のために、長期ベンチマークの STRIPS は 3 カ月毎に変更されないこともあります。

FTSE 米国債ベンチマーク(オン・ザ・ラン)インデックス

2 年、3 年、5 年、7 年、10 年、20 年、30 年米国債指標銘柄のトータル・リターンを測定するインデックスです。当該月初に指標銘柄であったものが対象となります。1 年物短期国債の入札の減少で、2000 年 5 月より、残存期間が約 1 年の既存の利付債を 1 年米国債のベンチマークとして採用することにしました。大抵の場合、これはオフ・ザ・ランの 2 年米国債です。

FTSE 米国債ベンチマーク・イールド・カーブ平均インデックス

2 年、3 年、5 年、7 年、10 年、20 年の米国債指標銘柄(上述と同様の基準)と、それぞれの指標銘柄の残存期間に最も近く、かつ残存期間がより短い 2 銘柄とより長い 2 銘柄で構成されています。10 年、30 年米国債ベンチマーク・イールド・カーブ平均インデックスは、それぞれ起債から 1 カ月以上経た 10 年、30 年の米国債指標銘柄と、それより残存期間の短い 4 銘柄のトータル・リターンを測定します。コーラブル債は含まれません。

FTSE 米短期国債インデックス

値洗いをしていない平均利回りの月間リターンです。6 カ月米国債インデックスは過去半年間の 6 カ月米国債の月末における利回りの平均です。同様に、1 カ月米国債インデックスと 3 カ月米国債インデックスは 1 カ月間の 1 カ月米国債の利回り、3 カ月間の 3 カ月米国債の月末における利回りの平均です。

3 カ月米国短期国債のリターン計算方法の例

ステップ 1 : 前月から過去 3 カ月の月末における割引率を調べます。

ステップ 2 : 割引率を債券等価利回りに換算します。

ステップ 3 : この利回りの単純平均を求めます。

ステップ 4 : その月の実際の日数を用い、1 年を 365 日として月間のリターンを求めます。

| 市場慣行 | データ | |
|--------------|----------------|---------|
| リターンを計算する月 | 2007 年 7 月 | |
| 表示上の慣行 | 割引率を債券等価利回りに変換 | |
| 日数計算のベース | 実日数(ACT)/365 | |
| 金利 | 4 月 30 日 | 4.8596% |
| | 5 月 31 日 | 4.7194% |
| | 6 月 29 日 | 4.8024% |
| 債券等価利回りの単純平均 | 平均 | 4.7938% |

1 年を 365 日とし、リターン計算月の実日数を使用して月次リターンを計算

$$R = \left(\left(1 + \frac{4.7938}{200} \right)^{2 \times \left(\frac{31}{365} \right)} - 1 \right) \times 100 = 0.4032$$

6.2. FTSE 米国モーゲージ証券インデックス

モーゲージ証券 | 米ドル

FTSE モーゲージ証券インデックスは、ジニーメイ、ファニーメイ、フレディマックによる 15 年物と 30 年物の TBA パススルー・モーゲージ証券で構成され、新規発行や元本の償還を反映するため、毎月リバランスが行われます。このインデックスは、クーポン、政府機関、プログラム、ローン開始年に基づくモーゲージ・プールを集計することによって構築されます。

FTSE 米国モーゲージ証券インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

毎月、残存する政府系機関の保証付モーゲージ・プールに関する情報を網羅した「ファクター」情報を受け取ります。これはジニーメイ、ファニーメイ、フレディマックがそれぞれのプールに関して公開する情報で、市場で入手できる最新のものです。それぞれのモーゲージ・プールにはローンの残存比率を示すファクターが付されています。クーポン毎に残存額面金額の総額が計算され、当初額面や残存額面金額の差を用いて、クーポン別の償還額を計算します。当月のファクターを前月のファクターから差し引けば、月中の償還額が得られます。

FTSE 米国モーゲージ証券インデックスの組入基準

| | |
|----------------|--|
| クーポン | 固定利付き |
| 最低残存期間 | 1 年 |
| 最低残存金額 | 採用基準（新規）：50 億米ドル(ローン開始年：10 億米ドル) 除外基準：ローン開始年全体の残存金額が 10 億米ドルを下回った場合。 |
| 最低格付け | S&P の BBB- 格、あるいはムーディーズの Baa3 格 |
| 構成銘柄 | ジニーメイ、ファニーメイ、フレディマックのモーゲージ担保証券で構成された 15 年物 TBA と 30 年物 TBA のパススルー債 ジニーメイのカスタムプール 2 つは除外。 |
| インデックス・コホートの構築 | インデックス・コホートは、クーポン、政府系機関債、プログラム、ローン開始年に基づくモーゲージ・プールを集計することによって構築されます。ファニーメイ、フレディマックの UMBS は同一のコホートによりトラックされます。取引なしのフレディマック PC のプールは別々のインデックス・コホートによりトラックされます。 |

FTSE 米国モーゲージ証券インデックスの計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| イールド・カーブ | トレジャリー・モデル・カーブ(オフ・ザ・ラン) |
| ボラティリティ | モーゲージ証券：市場ボラティリティ(LMM Skew モデル) |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |

| | |
|----------------|--|
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 1979年12月31日 |

FTSE 米国モーゲージ証券インデックスの価格付け

Refinitiv が提供する個々の MBS プールの当日受け渡し基準の価格を、各プールの現在の残高に基づいて平均し、コホートの価格を算出します。特定のコホートを構成する(指定プールか否かに関わらず)すべてのプールの価格が平均値に含まれます。各プールが平均インデックス価格に寄与する残高は、インデックス・ファクターの更新と同じサイクルで更新されます。価格は、ニューヨーク(米国東部)時間午後 4 時のビッド価格を基準としています。

FTSE モーゲージ証券インデックスの計算方法

インデックスのトータル・リターンに計算に使われる元本償還には予定どおりの償還と予定外の期限前償還の二通りがあります。モーゲージ証券固有の毎月のキャッシュフローを反映するため、インデックスでは毎月末に元利支払をすべて調整します。

例えば、1 月が対象期間であるとする、大半のモーゲージ証券では元利支払によるキャッシュフローが月中に発生します。1 月のリターン(保有期間は 12 月 31 日から 1 月 31 日まで)を計算するために必要な返済情報は 1 月第 3 週までに公表されます。

シングルセキュリティ・イニシアチブの一環としてフレディマックが発行した UMBS とフレディマック PC を交換したことに対して投資家が受け取る報酬は、インデックス・リターンには反映されません。

モーゲージ証券のリターン計算方法

トータル・リターン (%) =

$$\left[\frac{(C + X) + (EP + EA) \times \left(1 - \frac{X}{100}\right)}{(BP + BA)} - 1 \right] \times 100$$

BP: 期初価格

EP: 期末価格

BA: 期初の経過利子

EA: 期末の経過利子

X: 元本償還額が月初の額面残存金額に占める比率

C: クーポン・レート/12

6.3. FTSE 米国投資適格非課税地方債インデックス

地方債 | 米ドル

FTSE 米国投資適格非課税地方債インデックスは、投資適格非課税地方債市場のパフォーマンスを測定します。このインデックスには、米国の州、地方自治体、準州または郡が発行した米ドル建ての債券が含まれます。一般財源債、レベニュー債、ダブル・バレル債が対象になります。

FTSE 米国投資適格非課税地方債インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

FTSE 米国投資適格非課税地方債インデックスの組入基準

| | |
|--------|--|
| クーポン | 半年固定利付およびゼロ・クーポン |
| 最低残存期間 | 1年ただし、固定-変動債は変換日の1年前に除外される |
| 最低残存金額 | 1,000万米ドル |
| 最低取引規模 | 発行時 7,500万米ドル 発行時に最低取引規模に届かなかったため、インデックス組入条件を満たさなかった債券は、その後、取引規模が最低基準を超えてもインデックスに組み入れられません。 |
| 最低格付け | S&P の BBB- 格、あるいはムーディーズの Baa3 格 |
| 構成銘柄 | 以下の債券が含まれる： 一般財源債、レベニュー債、ダブル・バレル債 事前借換債、新たに発行された CUSIP を持つ部分事前借換債、エスクロー・トゥ・マチュリティ債 コーラブル債はメイクホール・コールおよび 30 日のローリング・コール期間に入った債券を含む 除外債券： クロスオーバー借換債、事前借換と無借換部分の両方を含む債券で当初発行時の CUSIP を持つもの、既発支払保証地方債、元利払不履行債、デリバティブ、信用状、利付保証契約、限定募集債、私募債、個人投資家向け債、転換債 |
| 課税 | 連邦税非課税。代替ミニマム税(AMT)の対象になる場合がある。 |
| 利息起算日 | 利息起算日はインデックス組入日から2年以内でなければならない。 利息起算日が2010年12月31日以前の債券は組入対象外とする。利息起算日がない債券は発行日を利息起算日とする |

FTSE 米国投資適格非課税地方債インデックスの計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 月次更新(月末時点). コールされた債券は、コール取引が発生した後、次の月次リバランス時にコール価格でインデックスから除外 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv |
| 算出の頻度 | 日次 |

| | |
|----------------|---|
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2012年12月31日 |

地方債の分類

FTSE 米国投資適格非課税地方債インデックスを構成する証券は2段階構成で分類されます。第1段階の地方債クラス1レベルでは、一般財源債とレベニュー債の2つに分類します。一般財源債の地方債クラス2レベルでの分類は「一般財源債」です。地方債クラス2レベルでのさらなる区分は、レベニュー債についてのみ資金使途に合わせて割り当てられます。それぞれの分類の証券レベルでのコードは括弧内に記載されています。

FTSE 米国投資適格非課税地方債インデックス - 地方債分類

| 地方債クラス1 | 地方債クラス2 | 説明 |
|------------------------------|------------------------------------|---|
| 一般財源 General Obligation (GO) | 一般財源 General Obligation (GO) | 州および地方の地方債、およびダブル・バレル債が含まれる |
| レベニュー債 Revenue (REV) | 教育 Education (EDUC) | 初等/中等教育、大学/高等教育、学生ローン、教育施設/設備/図書館、その他の教育 |
| | ヘルスケア Healthcare (HLTH) | 病院、健康システムローン、養護施設、ライフケア/退職センター、その他のヘルスケア |
| | 住宅 Housing (HSNG) | 一戸建住宅、多世帯住宅、一戸建/多世帯住宅、新公営住宅、その他の住宅 |
| | 産業開発 Industrial Development (INDV) | 産業開発、汚染防止、固形廃棄物/資源回収、経済発展、オフィスビル/リミテッドパートナーシップ、モール/ショッピングセンター、その他の産業開発 |
| | リース Leasing (LEAS) | リース |
| | 公共サービス Public Services (PUBS) | 政府/公共施設、矯正施設/刑務所、消防署/設備、裁判所、再開発/土地整理/土地保全、一般目的/公共の改善、年金基金/退職、タバコ、その他の公共サービス |
| | 娯楽 Recreation (RECT) | 市民/コンベンションセンター、スタジアム/スポーツ施設、レクリエーション施設/劇場/公園/動物園/ビーチ |
| | 運輸 Transportation (TRAN) | 航空会社、空港、橋/トンネル、大量高速輸送、駐車施設、海港/海洋ターミナル、有料道路/一般道路/高速道路、その他の交通機関 |
| | 公益 Utilities (UTIL) | 電力およびパワー、治水、雨水排水、ガス、衛生、通信、複合公益事業、その他の公益 |
| | 水道 Water and Sewer (WATR) | 水道 |
| | その他 Other (OTHS) | 農業/灌漑、退役軍人、その他 |

FTSE Russell は、ベンチマークが追跡する地方債を対象に、以下の追加的な分類とデータ属性を維持管理しています。

特定税財源債—特別税(燃料税、自動車税、売上税、物品税)からの税収を税財源とする債券。

事前借換債—借換債の発行で得た資金を既発債の元利払いに充当する証券。エスクロー・トゥ・マチュリティ債(資金を償還までエスクロー勘定で分別管理する証券)、事前借換債、部分事前借換債に分けられます。エスクロー・トゥ・マチュリティ債は満期日に、事前借換債は任意の償還日(事前償還日)に償還されます。

州 –地方債の発行体が所在する米国の州または準州。FTSE Russell は、インデックスの上位発行体を対象に、州別のサブインデックスを公表しています。

関連インデックス

[FTSE 米国投資適格非課税地方債 0+ 年インデックス](#)

FTSE 米国投資適格非課税地方債 0+ 年インデックスは、主要な FTSE 世界米国投資適格非課税地方債インデックスへの組入基準を満たす証券ユニバースを残存期間を通してトラッキングします。最低残存期間は 1 か月とします。

6.4. FTSE 米国ハイールド市場インデックス

クレジット | 米ドル

FTSE 米国ハイールド市場インデックスは米ドル建てインデックスで、ハイールド社債のパフォーマンスを測定します。FTSE 債券メソドロジーに従って、国分類はオーストラリア、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、スウェーデン、スイス、英国、米国に割り当てられます。北米のハイールド市場で最も対象範囲の広いこのインデックスには、キャッシュペイ債とデフォード・インタレスト債が含まれ、構成銘柄はすべて固定利付型で株式には転換できない公募債です。144A 条規則に基づいて発行された債券は登録前でもインデックスに組み入れられます。

セクター・残存期間・格付別にサブインデックスを構成することができます。

FTSE 米国ハイールド市場インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

このインデックスは、最も対象範囲の広いハイールド市場のインデックスで、キャッシュペイ債とデフォード・インタレスト債も含まれ、固定利付型で株式には転換できない公募債が対象銘柄となります。また、144A 条規則に基づいて発行された債券は登録前でもインデックスに組み入れられます。

FTSE 米国ハイールド市場インデックスの組入基準

| | |
|--------|---|
| クーポン | 固定利付き、固定-変動債、ゼロ・クーポン債 |
| 最低残存期間 | 1 年 ただし、固定-変動債は変換日の 1 年前に除外される |
| 最低残存金額 | 2 億 5,000 万米ドル |
| 格付基準 | 最高格付け：S&P の BB+ 格、かつムーディーズの Ba1 格 最低格付け：S&P の C 格、かつムーディーズの Ca 格(債務不履行債は除く) |
| 構成銘柄 | キャッシュペイ債、ゼロ・トゥ・フル債、ペイ・イン・カインド債、ステップ・クーポン債、および 144A 条規則に基づいて発行された社債があり、FTSE 債券インデックス・メソドロジーに従って、国分類はオーストラリア、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、スウェーデン、スイス、英国、米国に割り当てられます。 私募債、部分的なペイ・イン・カインド債、固定利付永久債は除外されます。 株主資本に転換できる債券、また明示的バランスシートや、事前に取り決めたトリガーによる規制自己資本の元本金減額を伴う債券は、インデックスから除外されます。 ³³ |

FTSE 米国ハイールド市場インデックスの計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv |

³³ 当事国の規制局の裁量で転換可能な債券は、他のインデックス採用基準を満たす限りにおいて適格となります。

| | |
|---------|---|
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 1988年12月31日 |

関連インデックス

FTSE 米国ハイイールド・キャッシュペイ債インデックス

米国ハイイールド・キャッシュペイ債インデックスはハイイールド市場インデックスからデフォード・インタレスト債を除外して作成され、残存期間1年以上で最低残存金額2.5億米ドル以上のキャッシュペイ債(登録債と144A条規則債)で構成されています(基準日:1988年12月31日)。残存期間1年以上で最低残存金額2.5億米ドル以上のキャッシュペイ債(登録債と144A条規則債)で構成されています。(開始日:1988年12月31日)

FTSE 米国ハイイールド・デフォード・インタレスト債インデックス

ペイ・イン・カインド債、ペイ・イン・カインド・トグル債、ゼロ・トゥ・フル債、ゼロ・トゥ・マチュリティ債、ステップアップ・クーポン債、クレジット・センチティブ・ノートから構成されています(基準日:1990年12月31日)。(開始日:1990年12月31日)

FTSE 米国ハイイールド市場インデックス

米国ハイイールド市場キャップ・インデックスは、米国ハイイールド市場インデックスを基礎としたインデックスです。米国ハイイールド市場インデックスの組入基準に加えて、一発行体当たりの組入上限を150億米ドルと定め、投機的格付けに格下げされた銘柄の組み入れを遅らせている点が特徴です。

1発行体からの組入対象となる市場流通額面合計が150億米ドル超となる場合、当該発行体からの各銘柄の余剰額面はインデックス中の他の銘柄全体に比例再配分されます。

さらに、新たに投資不適格となった銘柄のインデックスへの組入れについて、当該銘柄の格下げから最短1ヵ月間の猶予期間を設けました。具体的には、ある銘柄の格付けがS&Pおよびムーディーズによって、BB+/Ba1以下に格下げされた場合、当該銘柄がFTSE米国ハイイールド市場キャップ・インデックスに組み入れられるのは翌々月になります。例えば、5月中に投資不適格になった銘柄は、7月のインデックスの組入対象銘柄となります。猶予期間を設けることにより、投資家は投機的に格下げされた銘柄の価値およびリスクを精査するための時間的余裕を確保することができます。(開始日:2001年12月31日)

6.5. FTSE 米国債 STRIPS インデックス

ソブリン | 米ドル

米国債 STRIPS インデックスは、長期デューションの市場セクターを表現しています。このインデックスは、デューションにおける選択肢を広げることに加えて、中核となるスプレッド商品が必要であれば、米国 BIG 債券インデックスのサブ・セクターと組み合わせることも可能です。例えば、クレジット証券インデックスと担保付証券インデックスを中核としたベンチマークを利用する場合、デューションの長いベンチマークを作るのは難しくなっています。これは、クレジット証券インデックスに比べて、モーゲージ証券インデックスの実効デューションが著しく短いからです。デューションの長いセクターに関する選択肢が広がることで、投資家は、どのような投資対象を中核として選択したとしても、適切な米国債 STRIPS インデックスのセクターと組み合わせることによって、目標とするデューションを実現することができます。

FTSE 米国 STRIPS 証券インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

FTSE 米国債 STRIPS インデックスの組入基準と計算の前提

| | |
|----------------------|---|
| クーポン | ゼロ・クーポン債 |
| 最低残存期間 ³⁴ | なし。ただし、残存期間が 1 年以上の債券がベース |
| 最低残存金額 | なし。ただし、最低残存金額が 50 億米ドル以上の債券がベース |
| 構成銘柄 | 米国債インデックスに含まれる債券からストリップ化された STRIPS だけを対象とする。また、残存期間 1 年未満のクーポン STRIPS も含めます (米国債インデックスは、市場流通額ベースで最低残存金額が 50 億米ドル以上で残存期間が 1 年以上の銘柄を対象としています)。さらに、2 月、5 月、8 月および 11 月の 15 日に償還されるサイクルの米国債からストリップ化された銘柄のみを対象とします。 ³⁵ |
| 基準日 | 1991 年 12 月 31 日 |

FTSE 米国債 STRIPS インデックスの組入基準と計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 月次更新(月末時点)。毎月第 1 週に公債局が前月末現在、ストリップ化された形で市場に残存している米国債の情報を発表。このデータとともに、現在の米国債インデックスのプロファイルを使い、翌月の米国債 STRIPS インデックスの残存金額を求める。例えば、1 月第 1 週に公債局が 12 月 31 日現在の STRIPS 債として市場に流通している金額を発表。弊社は、このデータを、2 月のインデックス採用銘柄として決定する。決定された銘柄構成は、2 月中変更されることはなく、これに基づいて月中のリターン全てが計算される |
| サイクル | 元利金の支払いが 2 月および 8 月 15 日か、5 月および 11 月 15 日の債券から作られたものだけを組み入れる |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv |
| 算出の頻度 | 日次 |

³⁴ 米国債 STRIPS インデックスでは、残存金額や残存期間に基準を設定していません。このインデックスの目的は、投資対象となる証券の最も幅広い指標になるように、比較的安定した投資ユニバースを維持することです。残存期間が 1 年未満のクーポン STRIPS を含むことで、米国債インデックスに含まれる債券を使って、米国債 STRIPS インデックス全体のキャッシュフローを正確に再現することができます。

³⁵ 月次で発行される適格米国債および TIPS の STRIPS は機関投資家が利用できるほど市場に厚みがないため、インデックスから除外しました。

| | |
|---------|---|
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 1991年12月31日 |

6.6. FTSE 米国大規模年金基金債券インデックス(USLPF)

マルチアセット | 米ドル

米国大規模年金基金債券インデックス(米国 LPF)は、ドル建名目負債の長期デデュレーションに見合う長期のコア・ポートフォリオの構築を目指す年金基金を対象としたベンチマークを提供しています。年金基金のポートフォリオでは、通常、米国 BIG 債券インデックスがベンチマークとなりますが、米国 LPF インデックスは、さらに各アセット・クラスのウェートを固定し、モーゲージ証券以外のアセットの最低残存期間を 7 年とすることで、米国 BIG 債券インデックスより年金基金に適した構造となっています。このため、ポートフォリオのデデュレーションの延長という目標がかなえられ、しかも利回りの高い長期証券への投資という従来からの特徴も強化されます。

FTSE 米国大規模年金基金債券インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

基準インデックス・ユニバース

FTSE 米国大規模年金基金債券インデックスの組入基準と計算の前提

FTSE 米国大規模年金基金債券インデックスの組入基準と計算の前提

| | |
|-------------|---|
| ウェイト | 銘柄：時価総額 セクター：以下のとおり固定： <ul style="list-style-type: none"> － 米国債／政府関連債セクター：40% － 担保付証券セクター：30% － クレジット証券セクター：30% |
| 基準日 | 1979 年 12 月 31 日 |

6.7. FTSE LATAM 国債インデックス(LATAMGBI)

ソブリン | 多通貨

LATAM 国債インデックスはラテン・アメリカ 5 カ国における現地通貨建政府債市場パフォーマンスをトラックし、ラテン・アメリカの政府債市場の広範なベンチマークとなっています。

サブインデックスは通貨、残存年限、格付けのあらゆる組み合わせで可能となっています。

FTSE LATAM 国債インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

LATAMGBI に組み入れられるには、以下のように市場規模、格付けおよび市場アクセス・レベルの基準を満たしていることが必要となります。これらの条件は半年ごとに 3 月と 9 月に評価されますが、格付けによる除外基準に抵触した場合は、その翌月のプロファイルから除外されます。年次レビューの結果生じる組み替えの変更は、実施詳細とともに発表されます。

FTSE LATAM 国債インデックスの組入基準

| | |
|-----------------|---|
| クーポン | 固定利付き |
| 最低残存期間 | 1 年 |
| 市場規模 | 採用基準（新規）：市場の額面総額合計が 50 億米ドル以上。 除外基準：額面総額合計が 25 億米ドル（採用基準の半分）を下回るとその市場は除外されます。 |
| 最低残存金額 | ブラジル:50 億ブラジル・レアル(中央銀行保有分を除く) チリ:1,000 億チリ・ペソ コロンビア:2 兆コロンビア・ペソ メキシコ:100 億メキシコ・ペソ ペルー:20 億ペルー・ヌエボソル |
| 最低格付け | S&P の C 格、かつムーディーズの Ca 格(債務不履行債は除く) |
| 市場アクセス/ビリティ・レベル | レベル「1」が必要 国分類フレームワークの詳細につきましては、FTSE 債券インデックス国分類プロセスをご参照ください。 |
| 構成銘柄 | ラテン・アメリカの現地通貨建ソブリン債組入対象：下記の別表に記載がない限り、固定利付ノン・コーラブル債 組入対象外：変動債、変動利付債、固定 - 変動債、インデックス・リンク債、個人向け債、短期証券、ストリップト・ゼロ・クーポン債、転換債、貯蓄債、私募債、個人投資家向け債 |

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE LATAM 国債インデックスの構成銘柄

| LATAMGBI 市場 | 構成銘柄 |
|-------------|------------------------------------|
| ブラジル | 組入対象外：LTNs |
| チリ | N/A |
| コロンビア | 組入対象外：Tes Control Monetario (TCM)債 |

| LATAMGBI 市場 | 構成銘柄 |
|-------------|--------------------------|
| メキシコ | 組入対象外：2003年1月より前に発行された債券 |
| ペルー | N/A |

FTSE LATAM 国債インデックスの計算の前提

| | |
|--------------|---|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv による。ただし、 メキシコ - Proveedor Integral de Precios S.A. de C.V. 価格付け慣行について詳細は図表 4 に掲載。 |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2011年3月31日 |

関連インデックス

FTSE LATAM 国債 0+ 年インデックス

FTSE LATAM 国債 0+ 年インデックスは、主要な FTSE LATAM 国債への組入基準を満たす証券ユニバースを残存期間を通してトラッキングします。最低残存期間は 1 か月とします。

セクション 7

欧州、中近東およびアフリカのインデックス

| | | |
|------|---------------------------------------|----|
| 7.1. | FTSE ユーロ BIG 債券インデックス(EuroBIG®)..... | 72 |
| 7.2. | FTSE 汎欧州 BIG 債券インデックス(PEUBIG) | 74 |
| 7.3. | FTSE 汎欧州ハイイールド債インデックス | 76 |
| 7.4. | FTSE CEEMEA 国債インデックス(CEEMEAGBI) | 78 |
| 7.5. | FTSE MENA ブロード債券インデックス(MENABBI) | 80 |

7.1. FTSE ユーロ BIG 債券インデックス(EuroBIG®)

マルチアセット | ユーロ

1998年に公表が開始されたユーロBIG債券インデックスは、ユーロ圏固定利付債ポートフォリオのベンチマークを提供することを目的としたマルチアセットのベンチマークで、国債／政府関連債、担保付証券および社債が含まれます。

セクター・残存期間・格付別にサブインデックスを構成することができます。

FTSE ユーロBIG債券インデックスは、ESGファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

ユーロBIG債券インデックスは、機関投資家の投資対象となるユーロ圏固定利付債を全て対象としており、投資家にとって利用しやすい指数となっています。

FTSE ユーロBIG債券インデックスの組入基準

| | |
|--------|---|
| クーポン | 固定利付き、固定-変動債、ゼロ・クーポン債 |
| 最低残存期間 | 1年 ただし、固定-変動債は変換日の1年前に除外される |
| 最低残存金額 | ユーロ圏国債：ユーロ建てに転換されない場合は相当額 その他：5億ユーロ。ユーロ建てに転換されない場合は相当額 |
| 最低格付け | S&PのBBB-格、あるいはムーディーズのBaa3格 |
| シーズニング | シーズニング経過および未経験の債券双方を含む |
| 構成銘柄 | 以下の債券が含まれる：ユーロ、ECUまたはNCU建債券、ユーロ・メディアムターム・ノート 私募債と固定利付永久債は除きます。 株主資本に転換できる債券、また明示的バランスシートや、事前に取り決めたトリガーによる規制自己資本の元本金減額を伴う債券は、インデックスから除外されます。 ³⁶ |
| 償還形態 | 満期一括償還型、減債基金、プットブル、エクステンダブル、コーラブル |

WGBIの指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE ユーロBIG債券インデックス計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv 価格付け慣行について詳細は図表4に掲載。 |
| 算出の頻度 | 日次 |

³⁶ 当事国の規制局の裁量で転換可能な債券は、他のインデックス採用基準を満たす限りにおいて適格となります。

| | |
|----------------|---|
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 1998年12月31日 |

ユーロ BIG 債券インデックスのセクター分類は、現状の市場構造を反映しており、世界 BIG 債券インデックスのセクター分類との整合性に配慮しています。

FTSE ユーロ BIG 債券インデックスのセクター分類

| 国債/政府保証債 | 政府関連債/地方政府債 | 担保付証券 |
|-----------------|-------------|---------------------------------|
| EMU 参加国国債(EGBI) | 政府系機関債 | アセットバック証券 |
| 外国政府債 | 地方政府債 | カバード証券 |
| 政府保証債 | 地方政府保証債 | ジャンボ・ファンドブリーフ(Jumbo Pfandbrief) |
| | 地方政府関連債 | その他カバード証券 |
| | 国際機関債 | |
| | その他の政府関連債 | |

| 社債 - 公益 | 社債 - 産業 | 社債 - 金融 |
|---------|---------|---------|
| 電力 | 消費者向け | 銀行 |
| ガス | エネルギー | 独立金融 |
| 通信 | 製造業 | 保険 |
| 公益その他 | サービス | その他の金融 |
| | 運輸 | |
| | その他産業 | |

関連インデックス

FTSE EMU 国債インデックス(EGBI)

FTSE EMU 国債インデックス(EGBI) は、ユーロ BIG 債券インデックスの自国通貨建て国債セクターで構成されています。このインデックスは、世界国債インデックス(WGBI) の基準を満たす国で構成され、すなわち、オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダ、スペインの国債が対象となります。

FTSE EMU 国債 0+ 年インデックス

FTSE EMU 国債 0+ 年インデックスは、主要な FTSE EMU 国債インデックスへの組入基準を満たす証券ユニバースを残存期間を通してトラッキングします。最低残存期間は 1 か月とします。

FTSE ジャンボ・ファンドブリーフ・インデックス

FTSE ジャンボ・ファンドブリーフ・インデックスは、ユーロ BIG 債券インデックスに欠かせない構成要素で、ドイツの担保付証券市場の大半を占めています。ジャンボ・ファンドブリーフの定義としては、最低残存金額が 10 億ユーロで、固定利付き、通常、取引時間に少なくとも 5 社が売り買いの気配値を出せることが条件となります。担保が付いているため、信用度が非常に高い証券です。

7.2. FTSE 汎欧州 BIG 債券インデックス(PEUBIG)

マルチアセット | 多通貨

FTSE 汎欧州 BIG 債券インデックス(PEUBIG)は、現地市場、国際市場で発行されたユーロ建て、スイス・フラン建て、英ポンド建ての政府債、政府関連債、担保付証券、社債をトラッキングするマルチアセット多通貨ベンチマークです。

サブ・インデックスは通貨、セクター、満期、格付け別に対応することが可能です。

FTSE 汎欧州 BIG 債券インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

FTSE 汎欧州 BIG インデックスの組入基準

| | |
|--------|---|
| クーポン | 所定のスケジュールに従ってステップアップする固定利付き、固定-変動、ゼロ・クーポン、固定利付き |
| 最低残存期間 | 1年 ただし、固定-変動債は変換日の1年前に除外される |
| 最低残存金額 | 政府債： 欧州域:25億ユーロ スイス:20億スイス・フラン 英国:20億英ポンド(イングランド銀行保有分を除く) その他： 欧州域:5億ユーロ スイス:3億スイス・フラン 英国:3億英ポンド |
| 最低格付け | S&PのBBB-格、あるいはムーディーズのBaa3格 |
| 構成銘柄 | ユーロ建て、スイス・フラン建て、英ポンド建ての銘柄 私募債は除外 株主資本に転換できる債券、また明示的バランスシートや、事前に取り決めたトリガーによる規制自己資本の元本金減額を伴う債券は、インデックスから除外されます。 ³⁷ |
| 償還形態 | 満期一括償還型、減債基金、プットブル、エクステンダブル、コーラブル |

WGBIの指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE ユーロ BIG 債券インデックス計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |

³⁷ 当事国の規制局の裁量で転換可能な債券は、他のインデックス採用基準を満たす限りにおいて適格となります。

| | |
|---------|---|
| 価格付け | Refinitiv 価格付け慣行について詳細は図表 4 に掲載。 |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2005 年 12 月 31 日 |

関連インデックス

FTSE 英国 BIG 債券インデックス

FTSE 英国 BIG 債券インデックス(UKBIG)は、FTSE 汎欧州 BIG 債券インデックスのサブ・インデックスで、英ポンド建て債券を対象とします。

FTSE 英国国内投資適格債券インデックス

FTSE 英国国債投資適格債券インデックス(UKDIGBI)には FTSE 英国 BIG 債券インデックスと同じ組入基準と計算前提が用いられていますが、国債以外の全銘柄に最低市場流通額 2 億英ポンドが適用されます。これにより、英国国内債券市場をより幅広く把握することができます。

FTSE スイス BIG 債券インデックス

FTSE スイス BIG 債券インデックス(CHBIG)は、FTSE 汎欧州 BIG 債券インデックスのサブ・インデックスで、スイス・フラン建て債券を対象とします。

7.3. FTSE 汎欧州ハイイールド債インデックス

クレジット証券セクター | 多通貨

汎ヨーロッパ・ハイイールド債インデックスは、ユーロ(EUR)、スイス・フラン(CHF)、英ポンド(GBP) 建ての投資適格格付けに達しない社債のパフォーマンスを測定する指標です。当インデックスには、キャッシュペイ債、ゼロ・トゥ・フル債、ペイ・イン・カインド債、ステップ・クーポン債が含まれています。

セクター・残存期間・格付別にサブインデックスを構成することができます。

FTSE 汎ヨーロッパ・ハイイールド債インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

FTSE 汎ヨーロッパハイイールド債インデックス組入基準

| | |
|--------|---|
| クーポン | 固定利付き、固定-変動債、ゼロクーポン債 |
| 通貨 | ユーロ(EUR)、スイス・フラン(CHF)、英ポンド(GBP) |
| 最低残存期間 | 1年 ただし、固定-変動債は変換日の1年前に除外される |
| 最低残存金額 | スイス・フラン建：1億スイス・フラン ユーロ建：2億ユーロ 英ポンド建：1.5億英ポンド |
| 格付基準 | 最高格付け：S&PのBB+格、かつムーディーズのBa1格 最低格付け：S&PのC格、かつムーディーズのCa格(債務不履行債は除く) |
| 構成銘柄 | 以下の債券が含まれる：キャッシュペイ債、ゼロ・トゥ・フル債、ペイ・イン・カインド債、ステップ・クーポン債 除外債券：転換債、私募債、個人投資家向け債、固定利付永久債 株主資本に転換できる債券、また明示的バランスシートや、事前に取り決めたトリガーによる規制自己資本の元本金減額を伴う債券は、インデックスから除外されます。 ³⁸ |

FTSE 汎ヨーロッパ・ハイイールド債インデックス 計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |

³⁸ 当事国の規制局の裁量で転換可能な債券は、他のインデックス採用基準を満たす限りにおいて適格となります。

| | |
|---------|--|
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2012年12月31日 |

関連インデックス

FTSE ユーロ・ハイイールド債インデックス

FTSE ユーロ・ハイイールド債インデックスは、ユーロ建て債のモジュラー・サブアセット分析とパフォーマンス・トラッキングを行うために作成されています。

FTSE 英ポンド・ハイイールド債インデックス

FTSE 英ポンド・ハイイールド債インデックスは、英ポンド建て債のモジュラー・サブアセット分析とパフォーマンス・トラッキングを行うために作成されています。

FTSE 欧州ハイイールド・キャッシュペイ債インデックス

欧州ハイイールド・キャッシュペイ債インデックスは、欧州ハイイールド市場インデックスからデフォード・インタレスト債を除外して作成され、キャッシュペイ債で構成されています。

FTSE 汎ヨーロッパ・ハイイールド・デフォード・インタレスト債インデックス

欧州ハイイールド・デフォード・インタレスト債インデックスは、欧州ハイイールド市場インデックスのサブ・セクターであり、ペイ・イン・カインド債、ペイ・イン・カインド・トグル債、ゼロ・トゥ・フル債、ゼロ・トゥ・マチュリティ債、ステップアップ・クーポン債およびクレジット・センシティブ・ノートから構成されています。

7.4. FTSE CEEMEA 国債インデックス(CEEMEAAGBI)

ソブリン | 多通貨

FTSE CEEMEA 国債インデックスは、中央・東ヨーロッパ、中近東およびアフリカの現地通貨建ての政府債から構成されています。本インデックスは、上記市場のソブリン市場パフォーマンス測定を必要とするポートフォリオ・マネジャーにベンチマークを提供します。

通貨・残存期間・格付別にサブインデックスを用意することができます。

FTSE CEEMEA 国債インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

CEEMEAAGBI に組み入れられるには、以下のように市場規模、格付けおよび市場アクセス・レベルの基準を満たしていることが必要となります。これらの条件は半年ごとに 3 月と 9 月に評価されますが、格付けによる除外基準に抵触した場合は、その翌月のプロファイルから除外されます。年次レビューの結果生じる組み替えの変更は、実施詳細とともに発表されます。

FTSE CEEMEA 国債インデックスの組入基準

| | |
|------------|--|
| クーポン | 固定利付き |
| 最低残存期間 | 1 年 ³⁹ |
| 市場規模 | 採用基準（新規）：市場の額面総額合計が 50 億米ドル以上。 除外基準：額面総額合計が 25 億米ドル（採用基準の半分）を下回るとその市場は除外されます。 |
| 最低残存金額 | チェコ共和国:150 億チェコ・コルナ ハンガリー:2,000 億ハンガリー・フォント ポーランド:50 億ポーランド・ズロチ ルーマニア:5 億ルーマニア・レイ ロシア:250 億ロシア・ルーブル トルコ:20 億トルコ・リラ イスラエル:50 億イスラエル・シケル 南アフリカ:100 億南アフリカ・ランド |
| 最低格付け | S&P の C 格、かつムーディーズの Ca 格(債務不履行債は除く) |
| 市場アクセス・レベル | レベル「1」が必要 国分類フレームワークの詳細につきましては、FTSE 債券インデックス国分類プロセスをご参照ください。 |
| 構成銘柄 | 中央・東ヨーロッパ、中近東、アフリカの現地通貨建国債組入対象：下記の別表に記載がない限り、固定利付ノン・コーポラル債 組入対象外：変動債、変動利付債、固定 - 変動債、インデックス・リンク債、個人向け債、短期証券、ストリップト・ゼロ・クーポン債、転換債、貯蓄債、私募債、個人投資家向け債 |

³⁹ 3 つのレグに分割される特別な構造を持つ R186(10.5%、12/21/2026)のような南アフリカ国債では、慣例により、表記される償還日は 3 つの償還日の中間となります。ただし、組入に必要となる償還年限(1 年)は、最短の銘柄を基準に計算され、また分割された以降の銘柄は、インデックスに組み入れられません。慣例として、3 つのレグの銘柄の定められた償還日は中間の償還日となります。

FTSE CEEMEA 国債インデックス構成銘柄(EMGBI) 市場

| (EMGBI) 市場 | 構成銘柄 |
|------------|---------------------|
| チェコ共和国 | 組入対象外：ゼロ・クーポン債 |
| ハンガリー | N/A |
| イスラエル | N/A |
| ポーランド | N/A |
| ルーマニア | N/A |
| ロシア | 固定利付連邦政府債(OFZ-PD)のみ |
| 南アフリカ | 組入対象外：ゼロ・クーポン債 |
| トルコ | N/A |

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE CEEMEA 国債インデックス計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv による。ただし、 イスラエル - テルアビブ証券取引所 ⁴⁰ 南アフリカ - ヨハネスブルグ証券取引所 価格付け慣行について詳細は図表 4 に掲載。 |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2011 年 3 月 31 日 |

関連インデックス

CEEMEA 国債インデックスは、その構成各国の国債インデックスを単独のインデックスとして利用することもできます。

FTSE CEEMEA 国債 0+ 年インデックス

FTSE CEEMEA 国債 0+ 年インデックスは、主要な FTSE CEEMEA GBI への組入基準を満たす証券ユニバースを残存期間を通してトラッキングします。最低残存期間は 1 か月とします。

⁴⁰ イスラエルの取引カレンダーは日曜から木曜まで。インデックスのパフォーマンスは月曜から金曜までを基準に算定されるため、金曜日の価格は木曜日のものを流用。イスラエルの月末最後の取引日が日曜にあたる場合は、月末終値は木曜日のものが使われる。

7.5. FTSE MENA ブロード債券インデックス(MENABBI)

マルチアセット | 米ドル

FTSE MENA ブロード債券インデックス(MENABBI) は、中東アジアおよび北アフリカ地域の政府、政府機関、企業が発行する米ドル建ての投資適格およびハイイールド債券のパフォーマンスを測定するインデックスです。

セクター・残存期間・格付別にサブインデックスを構成することができます。

中東・北アフリカ BIG 債券インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

FTSE MENA ブロード債券インデックスの組入基準

| | |
|----------|--|
| クーポン | 固定利付き |
| 最低残存期間 | 1年 |
| 最低残存金額 | 2億5,000万米ドル |
| 最低格付け | S&PのC格、かつムーディーズのCa格(債務不履行債は除く) |
| アクセスの容易性 | 海外投資家にとって投資可能な市場に限定 |
| 構成銘柄 | 中東アジアおよび北アフリカ地域の政府、政府機関、企業が発行する投資適格債とハイイールド債。 ゼロ・クーポン債；イスラエルの貯蓄債、Income債、ジュビリー・シリーズ債、私募債、個人投資家向け債、固定利付永久債を除外。 |

WGBIの指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE MENA ブロード債券インデックスの組入基準

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2010年12月31日 |

セクション 8

アジア・パシフィックおよび日本

| | | |
|------|--|----|
| 8.1. | アジア国債インデックス(AGBI)..... | 82 |
| 8.2. | FTSE アジア・ブロード債券インデックス(ABBI) | 85 |
| 8.3. | FTSE 中国(オンショア人民元債)ブロード債券インデックス | 87 |
| 8.4. | FTSE 中国国債・政策金融銀行債インデックス(CNGPBI)..... | 89 |
| 8.5. | FTSE 点心債(オフショア人民元債)インデックス | 91 |
| 8.6. | FTSE オーストラリア BIG 債券インデックス(AusBIG®) | 93 |
| 8.7. | FTSE 日本 BIG 債券インデックス(JPBIG®) | 95 |
| 8.8. | FTSE 日本ブロード債券インデックス(JPBBI)..... | 97 |
| 8.9. | FTSE インド国債インデックス(INGBI) | 99 |

8.1. アジア国債インデックス(AGBI)

ソブリン | 多通貨

アジア国債インデックス(AGBI)は、アジアの現地通貨市場における政府債市場のパフォーマンスをトラックします。アジア国債インデックスの前提と計算方法は、FTSE 世界国債インデックス(WGBI)と同一に設定されています。

通貨・残存期間・格付別にサブインデックスを用意することができます。

FTSE アジア国債インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

AGBI に組み入れられるには、以下のように市場規模、格付けおよび市場アクセス・レベルの基準を満たしていることが必要となります。これらの条件は半年ごとに 3 月と 9 月に評価されますが、格付けによる除外基準に抵触した場合は、その翌月のプロフィールから除外されます。⁴¹年次レビューの結果生じる組み替えの変更は、実施詳細とともに発表されます。

FTSE アジア国債インデックスおよび関連インデックスの組入基準

| | |
|--------|---|
| クーポン | 固定利付き |
| 最低残存期間 | 1 年 |
| 市場規模 | <p>FTSE アジア国債インデックス</p> <p>採用基準（新規）：市場の額面総額合計が 50 億米ドル以上。</p> <p>除外基準：額面総額合計が 25 億米ドル（採用基準の半分）を下回るとその市場は除外されます。</p> |
| 最低残存金額 | <p>FTSE アジア国債インデックス</p> <p>中国:2020 年 1 月 1 日より前に発行された債券 1,000 億人民元； 2020 年 1 月以降に発行された債券 350 億人民元</p> <p>香港:8 億香港ドル</p> <p>インドネシア:7 兆 5,000 億インドネシア・ルピア</p> <p>韓国:1 兆韓国ウォン</p> <p>マレーシア:40 億マレーシア・リンギット</p> <p>フィリピン:250 億フィリピン・ペソ</p> <p>シンガポール:15 億シンガポール・ドル</p> <p>タイ:250 億タイ・バーツ</p> <p>FTSE アジア国債拡張インデックス</p> <p>インド:2,500 億インド・ルピー(額面に関わらず、全てのベンチマークを除く)</p> <p>スリランカ:500 億スリランカ・ルピー</p> <p>台湾:400 億新台幣</p> <p>中国、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポールおよびタイについては、アジア国債インデックスの組入基準に従う</p> |

⁴¹ 2020 年 5 月 31 日より前には、市場規模は連続的に評価されていました。ある市場(国)の組入対象銘柄の時価総額の合計が、3 ヶ月連続で全ての基準の半分未満となった場合、市場は次月のプロフィールから除外されます。

| | |
|----------|--|
| | <p>FTSE アジア・パシフィック国債インデックス(APGBI)</p> <p>オーストラリア:7 億 5,000 万オーストラリア・ドル (オーストラリア準備銀行の保有分は除く)</p> <p>ニュージーランド:7 億 5,000 万ニュージーランド・ドル (ニュージーランド銀行保有分を除く)</p> <p>中国、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポールおよびタイについては、アジア国債インデックスの組入基準に従う</p> |
| 最低格付け | S&P の C 格、かつムーディーズの Ca 格 (債務不履行債は除く) |
| アクセスの容易性 | <p>FTSE アジア国債インデックス</p> <p>レベル「1」が必要</p> <p>国分類フレームワークの詳細につきましては、FTSE 債券インデックス国分類プロセスをご参照ください。</p> |
| 構成銘柄 | <p>日本を除くアジアの現地通貨建ソブリン債組入対象：明記がない限り、固定利付ノン・コーラブル債組入対象：下記の別表に記載がない限り、固定利付ノン・コーラブル債</p> <p>組入対象外：変動債、変動利付債、固定 - 変動債、インデックス・リンク債、個人向け債、短期証券、ストリップト・ゼロ・クーポン債、転換債、貯蓄債、私募債、個人投資家向け債、固定利付永久債</p> |

アジア国債、アジア国債拡張、アジア国債インベスタブル、アジア・パシフィック国債の計算の基準

| 市場 | 構成銘柄 |
|------------|---|
| オーストラリア | 組入対象外：タックス・リベート債 |
| 中国 | 組入対象外：ゼロ・クーポン債券、特殊政府債、償還年限が 30 年以上の債券、2005 年 1 月 1 日より前に発行された債券 |
| 中国 (オフショア) | 組入対象外：ゼロ・クーポン債 |
| 香港 | 組入対象外：ゼロ・クーポン債 |
| インド | 組入対象：ベンチマーク債 |
| インドネシア | 組入対象外：資本注入債と Sukuk 債 |
| 韓国 | 組入対象外：通貨安定化証券と 2003 年 1 月 1 日より前に発行された 10 年債 |
| マレーシア | 組入対象：コーラブル債 組入対象外：政府投資証券 (GII) |
| ニュージーランド | N/A |
| フィリピン | 組入対象外：ゼロ・クーポン債、リテール向け債券と特別目的債 |
| シンガポール | N/A |
| スリランカ | 組入対象外：ゼロ・クーポン債 |
| 台湾 | N/A |
| タイ | 組入対象外：償還年限が 30 年を超える債券 |

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

アジア国債インデックスおよび関連インデックスの計算の基準

| | |
|--------------|---|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv による。ただし、 タイ - タイ債券市場協会 (ThaiBMA) シンガポール - シンガポール金融管理局 価格付け慣行について詳細は図表 4 に掲載。 |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2007 年 12 月 31 日 |

関連インデックス

FTSE アジア国債 0+ 年インデックス

FTSE アジア国債 0+ 年インデックスは、主要な FTSE アジア国債 インデックスへの組入基準を満たす証券ユニバースを残存期間を通してトラッキングします。最低残存期間は 1 か月とします。

FTSE アジア国債キャップ・インデックス (AGBI-Capped)

FTSE アジア国債キャップ・インデックスはインデックスにおける一国の組入比率を制限するために、20% の上限がウェイトに対して付されます。

FTSE アジア国債拡張インデックス(AGBI Extended)

アジア国債拡張インデックスは、アジア国債インデックスの構成国 (香港、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ) の他に、中国、インド、スリランカおよび台湾を含みます。

FTSE アジア・パシフィック国債インデックス (APGBI)

アジア・パシフィック国債インデックスは、アジア国債インデックスの構成国 (中国、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ) の他に、オーストラリアとニュージーランドを含みます。

これらインデックスは、アジアおよびアジア・パシフィックの国債市場のパフォーマンスを測定するベンチマークを提供します。

FTSE アジア・パシフィック国債 0+ 年インデックス

FTSE アジア・パシフィック国債 0+ 年インデックスは、主要な FTSE アジア・パシフィック国債 インデックスへの組入基準を満たす証券ユニバースを残存期間を通してトラッキングします。最低残存期間は 1 か月とします。

8.2. FTSE アジア・ブロード債券インデックス(ABBI)

マルチアセット | 米ドル

アジア・ブロード債券インデックス(ABBI) は、日本を除くアジア地域の政府、政府機関、企業が発行した米ドル建ての投資適格およびハイイールドの債券のパフォーマンスを測定する指数です。アジア債券市場における多様な資産クラスおよびクレジットの包括的な測定手段を提供します。

インデックス組入れには、中国、香港、インド、インドネシア、マカオ、マレーシア、モンゴル、パキスタン、フィリピン、シンガポール、韓国、スリランカ、台湾、タイ、ベトナムのいずれかの国に割り当てられている必要があります。

セクター・残存期間・格付別にサブインデックスを構成することができます。

FTSE アジアブロード債券インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

FTSE アジア・ブロード債券インデックス

| | |
|--------|--|
| クーポン | 固定利付き、固定-変動債、ゼロクーポン債 |
| 最低残存期間 | 1年 ただし、固定、変動債は変換日の1年前に除外される |
| 最低残存金額 | 国債 ⁴² ：5億米ドル 担保付債/社債：2億米ドル |
| 最低格付け | S&P の C 格、かつムーディーズの Ca 格 (債務不履行債は除く) |
| 構成銘柄 | 日本を除くアジアに籍のある、政府、政府機関、企業により発行されたドル建て投資適格債およびハイイールド債。 私募債、転換債、固定金利永久債は除く。 株主資本に転換できる債券、また明示的バランスシートや、事前に取り決めたトリガーによる規制自己資本の元本減額を伴う債券は、インデックスから除外されます。 ⁴³ |

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE アジア・ブロード債券インデックス 計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv |
| 算出の頻度 | 日次 |

⁴² 政府債には、外国政府債、政府保証債、政府関連企業債、地方政府債、地方担保付債、地方政府関連債を含みます。

⁴³ 当事国の規制局の裁量で転換可能な債券は、他のインデックス採用基準を満たす限りにおいて適格となります。

| | |
|----------------|---|
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2008年9月30日 |

関連インデックス

FTSE アジア・ブロード投資適格債券インデックス

FTSE アジア・ブロード投資適格債券インデックスは、アジア・ブロード債券インデックスに含まれる投資適格債のパフォーマンスのベンチマークとなります。

FTSE アジア・ブロード・ハイイールド・インデックス

FTSE アジア・ブロード・ハイイールド債券インデックスは、アジア・ブロード債券インデックスに含まれるハイイールド債のパフォーマンスのベンチマークとなります。

FTSE 中国米ドル建てブロード債券インデックス (CNUSDBBI)

FTSE 中国米ドル建てブロード債券インデックス (CNUSDBBI) は、中国政府、政府機関、在中国企業が発行した米ドル建ての投資適格債券およびハイイールド債券のパフォーマンスを測定する指数です。

FTSE 中国米ドル建てブロード債券ハイイールド・インデックス

FTSE 中国米ドル建てブロード債券ハイイールド・インデックス (CNUSDBBI – HY) は、中国政府、政府機関、在中国企業が発行した米ドル建てのハイイールド債券のパフォーマンスを測定する指数です。FTSE 中国米ドル建てブロード債券ハイイールド・インデックスは FTSE 中国米ドル建てブロード債券インデックス (CNUSDBBI) のサブ・インデックスです。

8.3. FTSE 中国 (オンショア人民元債) ブロード債券インデックス

マルチアセット | 中国人民元

FTSE 中国 (オンショア人民元債) ブロード債券インデックス (CNYBBI) は、中国本土の政府、政府機関、企業が発行した人民元建て国債のパフォーマンスを測定する指数です。本インデックスは、現在の中国国債・政策金融銀行債のカバレッジを他の政府、政府機関、地方政府、および企業に拡大することで、中国オンショア市場における包括的な測定手段を提供します。

本インデックスは幅広いアセット・クラスから構成されており、サブ・インデックスはこれらの様々なアセット・クラス、残存年限、格付けを組み合わせで構成されます。

FTSE 中国 (オンショア人民元) ブロード債券インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

FTSE 中国 (オンショア人民元債) ブロード債券インデックスの組入基準と計算の前提

| | |
|--------|--|
| クーポン | 固定利付き |
| 通貨 | 人民元(CNY) |
| 最低残存期間 | 1年 |
| 最低残存金額 | 国債：350億人民元 政策金融銀行債：150億人民元 地方政府およびその他の政府保証債：100億人民元 その他 (パンダ債を含む)：30億人民元 |
| 最低格付け | S&P あるいはムーディーズの最低格付けは設定されない。ただし、債務不履行債を除く |
| 構成銘柄 | 以下の債券が含まれる： 固定利付国債、政府関連債、地方政府債、および社債 政策金融銀行債：国家開発銀行、中国農業開発銀行および中国輸出入銀行が発行したもの その他の中国政府関連債：中国鉄路および中央匯金投資が発行したもの 除外債券： 発行時に償還期限が30年以上の債券、2005年1月1日以前に発行された債券、2015年4月1日以前に発行された中国地方政府債 国債：ゼロ・クーポン債、貯蓄債、特殊政府債。政策金融銀行債：中国人民銀行債、私募債、個人投資家向け債、コーラブル債、およびプットャブル債。 その他：アセットバック証券、モーゲージ証券、私募債、個人投資家向け債、ゼロ・クーポン債、コーラブル債、プットャブル債、転換債。 |

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE 中国 (オンショア人民元債) ブロード債券インデックスの計算の前提

| | |
|---------------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2013年12月31日 |

関連インデックス**FTSE 中国 (オンショア人民元債) ブロード債券 0+ 年インデックス**

FTSE 中国 (オンショア人民元債) ブロード債券 0+ 年インデックスは、主要な FTSE 中国 (オンショア人民元債) ブロード債券インデックスへの組入基準を満たす証券ユニバースを残存期間を通してトラッキングします。最低残存期間は 1 か月とします。

FTSE 中国 (オンショア人民元) ブロード債券インデックス (インターバンク市場)

FTSE 中国 (オンショア人民元) ブロード債券インデックス (インターバンク市場) は FTSE 中国 (オンショア人民元債) ブロード債券インデックスのサブセットで中国本土の政府、政府機関、企業が発行した人民元建国債のパフォーマンスを測定する指数です。CNYBBI – インターバンクには、中国インターバンク市場 (CIBM) で取引されている債券が含まれます。この市場は、オンショア債のボリュームで最大の取引場所を表わしています。FTSE 中国 (オンショア人民元) ブロード債券インデックス (インターバンク市場) は、CIBM ダイレクト・アクセスまたはボンド・コネク (債券通) プログラムのいずれかを通じて、中国オンショア債へのエクスポージャーを確立しようとする投資家に市場ベンチマークを提供します。

FTSE 中国 (オンショア人民元建) グリーンボンド・インデックス (CNYGRBI)

FTSE 中国 (オンショア人民元建) グリーンボンド・インデックス (CNYGPBI) (「当該インデックス」) は中国本土で発行された「グリーン」ラベル付オンショア中国 人民元建固定金利国債、政府債および社債のパフォーマンスを測定します。

FTSE 中国 (オンショア人民元建) BIG 債券インデックス (CNYBIG)

FTSE 中国 (オンショア人民元建) BIG 債券インデックス (CNYBIG) は、中国本土で発行された人民元建て投資適格債券のパフォーマンスを測定する指数です。中国政府、政策金融銀行、地方政府その他、政府機関、企業が発行したものを含みます。

これらインデックスについての詳細は、各々の基本ルールを参照してください。

8.4. FTSE 中国国債・政策金融銀行債インデックス(CNGPBI)

マルチアセット | 中国人民幣

中国国債・政策金融銀行債インデックス(CNGPBI) は、中国本土で発行された人民元建ての国債 (固定利付債)、および政策金融銀行債を網羅するインデックスです。組入対象の政策金融銀行債は、国家開発銀行、中国農業発展銀行および中国輸出入銀行が発行したものです。これらの政策銀行は固有であり、社会的利益、経済発展、現地産業の支援を目的とします。別のバージョンのインデックスも開発しており、その組入対象は 12 カ月以内に発行された政策金融銀行債に限定します。

FTSE 中国国債・政策金融銀行債インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

FTSE 中国国債・政策金融銀行債インデックスの組入基準

| | |
|--------|---|
| クーポン | 固定利付き |
| 最低残存期間 | 1 年 |
| 最低残存金額 | 国債：2020 年 1 月 1 日より前に発行された債券 1,000 億人民元； 2020 年 1 月以降に発行された債券 350 億人民元；政策金融銀行債：150 億人民元 |
| 構成銘柄 | 以下の債券が含まれる： 中国国債：固定利付債 政策金融銀行債：国家開発銀行、中国農業開発銀行および中国輸出入銀行が発行したもの 除外債券： 中国国債：ゼロ・クーポン債、貯蓄債、特殊政府債、発行時に償還期限が 30 年以上の債券、2005 年 1 月以前に発行された債券 政策金融銀行債：中国人民銀行債、私募債、個人投資家向け債、コーラブル債およびブックブル債、発行時に償還期限が 30 年超の債券、2005 年 1 月以前に発行された債券。 |

FTSE 中国国債・政策金融銀行債インデックスの計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2010 年 12 月 31 日 |

関連インデックス

FTSE 中国国債インデックス

中国国債インデックスは、中国本土で発行された固定利付債券から構成されています。流動性を向上させるために、償還年限が 30 年以上の債券はインデックスから除外されます。

組入対象を 12 カ月以内の国債に限定した別バージョンのインデックスも開発しています。

FTSE 中国政策金融銀行債インデックス

中国国債・政策金融銀行債インデックスは、中国本土で発行された人民元建ての国債 (固定利付債)、および政策金融銀行債から構成されています。組入対象の政策銀行は固有であり、社会的利益、経済発展、現地産業の支援を目的とします。流動性を向上させるために、償還年限が 30 年以上の債券はインデックスから除外されます。

組入対象を発行から 12 カ月以内の政策金融銀行債に限定した別バージョンのインデックスも開発しています。

FTSE 中国国債・政策金融銀行債 0+ 年インデックス

FTSE 中国国債・政策金融銀行債 0+ 年インデックスは、主要な FTSE 中国国債・政策金融銀行債インデックスへの組入基準を満たす証券ユニバースを残存期間を通してトラッキングします。最低残存期間は 1 カ月とします。

8.5. FTSE 点心債(オフショア人民元債)インデックス

マルチアセット | 人民元

FTSE 点心債インデックスは、中国本国以外(オフショア)で発行および決済される人民元建債券のパフォーマンスを計測します。本インデックスには、政府、政府機関、国際機関および企業が発行した固定利付債券が含まれます。

本インデックスは幅広いアセット・クラスから構成されており、サブ・インデックスはこれらの様々なアセット・クラス、残存年限、格付けを組み合わせることで構成されます。

FTSE 点心債(オフショア人民元)インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

点心債インデックス組入基準の概要を示します。銘柄採用において、決済する通貨が人民元ではない(一般的に米ドル)シンセティック証券および転換社債は含まれません。また、リテール向けに中国政府または金融機関が発行した債券および譲渡性預金(CD)に関しては、発行体が限定的であること、高い開示条件が求められるため、点心債インデックスからは除外されます。

FTSE 点心債(オフショア人民元債) インデックスの組入基準

| | |
|--------|---|
| クーポン | 固定利付き(ゼロ・クーポン債を除く) |
| 最低残存期間 | 1年 |
| 最低残存金額 | 10億人民元 |
| 最低格付け | S&Pあるいはムーディーズの最低格付けは設定されない。ただし、債務不履行債を除く。S&Pとムーディーズのどちらも格付けを付与していない個別銘柄において、発行体の格付けがある場合はこれを代替として採用 |
| 構成銘柄 | オフショアの人民元建ての政府債、政府系機関債、国際機関債、社債。なお、シンセティック証券、転換社債、リテール向け債券(RTBs)およびCDを除く |

WGBIの指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE 点心債(オフショア人民元債) インデックスの計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | 国債：Refinitiv 国債以外の構成銘柄：主に外部の価格ソースを使用 |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2010年12月31日 |

関連インデックス

[FTSE 点心投資適格債\(オフショア人民元債\) インデックス](#)

FTSE 点心債インデックスにおける投資適格債のパフォーマンスを測定します。

[FTSE 点心ハイイールド債\(オフショア人民元債\) インデックス](#)

FTSE 点心債インデックスにおけるハイイールド債のパフォーマンスを測定します。

[FTSE 点心無格付け債\(オフショア人民元債\) インデックス](#)

FTSE 点心債インデックスにおける S&P やムーディーズから格付けを付与されていない債券のパフォーマンスを測定します。

8.6. FTSE オーストラリア BIG 債券インデックス(AusBIG®)

マルチアセット | オーストラリア・ドル

FTSE オーストラリア BIG 債券インデックスは、オーストラリアの国債、州政府債、クレジット証券を含む固定利付債市場を表現するように構築されています。本インデックスは、オーストラリアの機関投資家の投資対象である豪ドル建て債券市場において、投資適格債の大部分をカバーしています。

セクター・残存期間・格付別にサブインデックスを構成することができます。

FTSE オーストラリア BIG 債券インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

FTSE オーストラリア BIG 債券インデックスには、固定利付きで、オーストラリアで発行される投資適格債、あるいはグローバル債券市場で発行される州政府債が組み入れられています。

FTSE オーストラリア BIG インデックスの組入基準

| | |
|--------|---|
| クーポン | 固定利付き、固定- 変動債 |
| 最低残存期間 | 1年 ただし、固定- 変動債は変換日の1年前に除外される |
| 最低残存金額 | 国債：7億5,000万オーストラリア・ドル (オーストラリア準備銀行の保有分は除く) 州政府債：2億5,000万豪ドル、源泉税徴収免除方式で発行された債券も含む ⁴⁴ 社債、国際機関債、政府系機関債、担保付証券：1億豪ドル |
| 構成銘柄 | 以下の債券が含まれる：キャッシュペイ債、ゼロ・トゥ・フル債、ペイ・イン・カインド債、ステップ・クーポン債 除外債券：転換債、私募債、個人投資家向け債、固定利付永久債 株主資本に転換できる債券、また明示的バランスシートや、事前に取り決めたトリガーによる規制自己資本の元本金減額を伴う債券は、インデックスから除外されます。 ⁴⁵ |
| 最低格付け | S&P の BBB- 格、あるいはムーディーズの Baa3 格 |
| 償還形態 | 満期一括償還型、コーラブル、プッタブル、エクステンダブル |

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE オーストラリア BIG 債券インデックスの計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv |

⁴⁴ クイーンズランド財務公社のグローバル債券およびニューサウスウェールズ財務公社の交換債券などです。これらの債券に関しては、普通債券への転換をその発行体に対して随時要求することができます。

⁴⁵ 当事国の規制局の裁量で転換可能な債券は、他のインデックス採用基準を満たす限りにおいて適格となります。

| | |
|---------|---|
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2000年6月30日 |

8.7. FTSE 日本 BIG 債券インデックス(JPBIG®)

マルチアセット | 日本円

FTSE 日本 BIG 債券インデックス(JPBIG)は、日本債券市場で発行される円建て投資適格債券のパフォーマンスを測定するものです。これには、日本国内外の機関投資家が投資できる日本で発行される固定利付き債が含まれます。JPBIG は、日本国債(JGB)、政府関連債、モーゲージ証券、社債を含みます。本インデックスは幅広いアセット・クラスから構成されており、サブ・インデックスはこれらの様々なアセット・クラス、残存年限、格付けを組み合わせる構成されます。

FTSE 日本 BIG 債券インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

FTSE 日本 BIG 債券インデックスの組入基準

| | |
|--------|---|
| クーポン | 固定利付き、固定-変動債、およびゼロ・クーポン債 |
| 最低残存期間 | 1年 ただし、固定-変動債は変換日の1年前に除外される |
| 最低残存金額 | 日本国債：5,000 億円；20年超債 4,500 億円(日銀および財務省保有分を除く) 社債、国際機関債、政府系機関債、地方政府債、担保付証券：500 億円 |
| 最低格付け | S&P の BBB- 格、あるいはムーディーズの Baa3 格 |
| 構成銘柄 | 以下の債券が含まれる：サムライ債、FILP 債、プロボンド、住宅金融支援機構が毎月発行するモーゲージ証券 (MBS) のみ。 組入対象外：私募債、転換債、インフレ連動債、変動利付債、固定利付永久債、GHLC MBS、住宅金融支援機構による S シリーズおよび T シリーズのモーゲージ証券、個人向け日本国債。 株主資本に転換できる債券、また明示的バランスシートや、事前に取り決めたトリガーによる規制自己資本の元本金減額を伴う債券は、インデックスから除外されます。 ⁴⁶ |
| 償還形態 | 満期一括償還型、減債基金、コーラブル、プットャブル、エクステンダブル |

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE 日本 BIG 債券インデックス計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2005 年 12 月 31 日 |

⁴⁶ 当事国の規制局の裁量で転換可能な債券は、他のインデックス採用基準を満たす限りにおいて適格となります。

関連インデックス

[FTSE 日本 BIG 債券 0+年インデックス](#)

FTSE 日本 BIG 債券 0+ 年インデックスは、主要な FTSEJBIG インデックスへの組入基準を満たす証券ユニバースを残存期間を通してトラッキングします。最低残存期間は 1 か月とします。

8.8. FTSE 日本ブロード債券インデックス(JPBBI)

マルチアセット | 日本円

FTSE 日本ブロード債券インデックス(JPBBI)は、日本債券市場で発行される円建て債券のパフォーマンスを測定するものです。これには、日本の機関投資家が投資できる日本で発行される固定利付き債が含まれます。JPBBI は、日本国債(JGB)、政府関連債、モーゲージ証券、社債を含みます。本インデックスは幅広いアセット・クラスから構成されており、サブ・インデックスはこれらの様々なアセット・クラス、残存年限、格付けを組み合わせて構成されます。

FTSE 日本ブロード債券インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

FTSE 日本ブロード債券インデックス組入基準

| | |
|--------|--|
| クーポン | 固定利付き、固定-変動債、およびゼロ・クーポン債 |
| 最低残存期間 | 1年 ただし、固定-変動債は変換日の1年前に除外される |
| 最低残存金額 | 日本国債：5,000 億円；20年超債 4,500 億円(日銀および財務省保有分を除く) 社債、国際機関債、政府系機関債、地方政府債、担保付証券：200 億円 |
| 最低格付け | S&P の BBB - 格、ムーディーズの Baa3 格、または R&I の BBB-格 |
| 構成銘柄 | 以下の債券が含まれる：サムライ債、FILP 債、プロボンド、住宅金融支援機構が毎月発行するモーゲージ証券（MBS）のみ。 組入対象外：私募債、転換債、インフレ連動債、変動利付き債、固定利付永久債、GHLC MBS、住宅金融支援機構による S シリーズおよび T シリーズのモーゲージ証券、個人向け日本国債。 株主資本に転換できる債券、また明示的バランスシートや、事前に取り決めたトリガーによる規制自己資本の元本金減額を伴う債券は、インデックスから除外されます。 ⁴⁷ |
| 償還形態 | 満期一括償還型、減債基金、コーラブル、プットャブル、エクステンダブル |

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE 日本ブロード債券インデックス 計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2005 年 12 月 31 日 |

⁴⁷ 当事国の規制局の裁量で転換可能な債券は、他のインデックス採用基準を満たす限りにおいて適格となります。

関連インデックス

[FTSE 日本ブロード債券 0+ 年インデックス](#)

日本ブロード債券 0+ 年インデックスは、主要な FTSEJPBBI インデックスへの組入基準を満たす証券ユニバースを残存期間を通してトラッキングします。最低残存期間は 1 か月とします。

8.9. FTSE インド国債インデックス(INGBI)

インド・ルピー

FTSE インド国債インデックスは、固定利付・現地通貨建てのインド国債で機関投資家がアクセスできる銘柄を掲載します。

サブインデックスは残存期間別に、また Fully Accessible Route (FAR)に定められる債券について構成することができます。

組入基準と計算の前提

インデックスは、固定利付きで、インド市場で発行されるインド国債で、最低残存金額基準を満たす残存 1 年以上の銘柄を組み入れています。

FTSE インド国債インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

FTSE インド国債インデックスの組入基準

| | |
|--------------|--|
| クーポン | 固定利付き |
| 最低残存期間 | 1 年 |
| 最低残存金額 | 国債：2,500 億インド・ルピー (額面に関わらず、全てのベンチマークを除く) |
| 構成銘柄 | インド政府保証債 |
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2010 年 7 月 31 日 |

FTSE インド国債 FAR インデックス

FTSE インド国債 FAR インデックスは、インド準備銀行の Fully Accessible Route (FAR) に定められた債券のパフォーマンスを測定するものです。これらの債券には外国人保有制限はありません。

FTSE インド国債 FAR インデックスの組入基準

| | |
|--------|-------------------|
| クーポン | 固定利付き |
| 最低残存期間 | 1 年 |
| 最低残存金額 | 国債：2,500 億インド・ルピー |

| | |
|--------------|--|
| 構成銘柄 | インド準備銀行が定めたインド政府保証債と FTSE インド政府債インデックスの構成銘柄 |
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2020年4月30日 |

セクション 9

新興国市場

| | | |
|------|--|-----|
| 9.1. | FTSE 新興国市場国債インデックス(EMGBI) | 102 |
| 9.2. | FTSE 新興国インフレ連動債券インデックス(EMILSI) | 106 |
| 9.3. | FTSE 新興国市場米ドル建ソブリン債券インデックス(EMUSDGBI) | 108 |
| 9.4. | FTSE 新興国市場米ドル建てブロード債券インデックス(EMUSDBBI) | 111 |
| 9.5. | FTSE フロンティア新興国市場国債インデックス・シリーズ(FRNTEMGBI) | 114 |

9.1. FTSE 新興国市場国債インデックス(EMGBI)

ソブリン | 多通貨

FTSE 新興国市場国債インデックス(EMGBI)は、FTSE 債券インデックス・メソドロジーに基づいて新興市場とされた、17 の現地通貨から成る固定利付き債市場をトラッキングします。すなわち、新興国の範囲は、IMF(国際通貨基金)の経済展望に「新興国または発展途上国」として定義されている国、あるいは、World Bank (世界銀行) により「低層所得経済、低中層所得経済または高中層所得経済圏」に定義されている国としています。このインデックスの前提と計算方法は、世界国債インデックス(WGBI) と一貫性を持つように設定されているため、投資家はそのパフォーマンスを他のソブリン債市場と比較することができます。

通貨・残存期間・格付別にサブインデックスを用意することができます。

FTSE 新興国市場国債インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

EMGBI に組み入れられるには、以下のように市場規模、格付けおよび市場アクセスの基準を満たしていることが必要となります。これらの条件は半年ごとに 3 月と 9 月に評価されますが、格付けによる除外基準に抵触した場合は、その翌月のプロフィールから除外されます。半年ごとのレビューの結果生じる組み替えの変更は、実施詳細とともに発表されます。

FTSE 新興国市場国債インデックスの組入基準

| | |
|--------|---|
| クーポン | 固定利付き |
| 最低残存期間 | 1 年 |
| 市場規模 | 採用基準（新規）：市場の額面総額合計が 100 億米ドル以上。 除外基準：その市場の額面総額合計が 3 ヶ月連続で 50 億米ドル未満となった時点で、翌月のプロフィールから除外され、EMGBI 参考市場インデックスに組み入れられる |
| 最低残存金額 | <p>アメリカ</p> <p>ブラジル:50 億ブラジル・レアル(中央銀行保有分を除く)</p> <p>チリ:1,000 億チリ・ペソ</p> <p>コロンビア:2 兆コロンビア・ペソ</p> <p>メキシコ:100 億メキシコ・ペソ</p> <p>ペルー:20 億ペルー・ヌエボソル</p> <p>欧州、中近東、およびアフリカ</p> <p>ハンガリー:2,000 億ハンガリー・フォント</p> <p>ポーランド:50 億ポーランド・ズロチ</p> <p>ルーマニア:5 億ルーマニア・レイ</p> <p>ロシア:250 億ロシア・ルーブル</p> <p>サウジアラビア 10 億サウジアラビア・リヤル</p> <p>南アフリカ:100 億南アフリカ・ランド</p> <p>トルコ:20 億トルコ・リラ</p> |

| | |
|----------------|--|
| | <p>アジア太平洋・日本</p> <p>中国:2020年1月1日より前に発行された債券 1,000 億人民元 ; 2020年1月以降に発行された債券 350 億人民元 インドネシア:7兆 5,000 億インドネシア・ルピア マレーシア:40 億マレーシア・リングギット フィリピン:250 億フィリピン・ペソ タイ:250 億タイ・バーツ</p> |
| 最低格付け | S&P の C 格、かつムーディーズの Ca 格(債務不履行債は除く) |
| 市場アクセシビリティ・レベル | <p>レベル「1」が必要</p> <p>国分類フレームワークの詳細につきましては、FTSE 債券インデックス国分類プロセスをご参照ください。</p> |
| 構成銘柄 | <p>現地通貨建国債。組入対象：下記の別表に記載がない限り、固定利付ノン・コーラブル債</p> <p>組入対象外：変動債、変動利付債、固定 – 変動債、インデックス・リンク債、個人向け債、短期証券、ストリップト・ゼロ・クーポン債、転換債、貯蓄債、私募債、個人投資家向け債</p> |

FTSE 新興国市場国債インデックスの構成銘柄

| EMGBI 市場 | 構成銘柄 |
|----------|---|
| ブラジル | 組入対象外：LTNs |
| チリ | N/A |
| 中国 | 組入対象外：ゼロ・クーポン債券、特殊政府債、償還年限が 30 年以上の債券、2005 年 1 月 1 日より前に発行された債券 |
| コロンビア | 組入対象外：Tes Control Monetario (TCM) 債 |
| ハンガリー | N/A |
| インドネシア | 組入対象外：資本注入債と Sukuk 債 |
| マレーシア | <p>組入対象：コーラブル債</p> <p>組入対象外：政府投資証券 (GII)</p> |
| メキシコ | 組入対象外：2003 年 1 月より前に発行された債券 |
| ペルー | N/A |
| フィリピン | 組入対象外：ゼロ・クーポン債、リテール向け債券と特別目的債 |
| ポーランド | N/A |
| ルーマニア | N/A |
| ロシア | 固定利付連邦政府債(OFZ-PD) のみ |
| サウジアラビア | 固定利付 Sukuk 国債を含む |
| 南アフリカ | 組入対象外：ゼロ・クーポン債 |
| タイ | 組入対象外：償還年限が 30 年を超える債券 |
| トルコ | N/A |

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE 新興市場国債インデックスの計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv による。ただし、 メキシコ (Proveedor Integral de Precios S.A. de C.V.) ポーランド - BondSpot 南アフリカ - ヨハネスブルグ証券取引所 タイ - タイ債券市場協会 (ThaiBMA) 価格付け慣行について詳細は図表 4 に掲載。 |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2007 年 12 月 31 日 |

関連インデックス

FTSE 新興市場国債キャップ・インデックス(EMGBI-Capped)

FTSE 新興市場国債キャップ・インデックス(EMGBI-Capped)は FTSE 新興市場国債インデックスの 1 カ国の最大ウェイトを 10% を上限としたインデックス。

FTSE 新興市場国債 0+ 年インデックス

FTSE 新興市場国債 0+ 年インデックスは、主要な FTSE 新興市場国債インデックスへの組入基準を満たす証券ユニバースを残存期間を通してトラッキングします。最低残存期間は 1 か月とします。

FTSE 新興市場国債インデックス(国内投信用)(EMGBI-JIT)

FTSE 新興市場国債インデックス(国内投信用)は、国内投資信託の評価方式に基づくベンチマークを提供します。インデックス算出前提に国内投資信託の評価方式を採用しています。

FTSE 新興市場国債インデックス(国内投信用)の為替レートは、社団法人投資信託協会の規則に沿って、三菱 UFJ 銀行の午前 10 時(日本時間)の対顧客直物電信売買相場の仲値(TTM)を用います。また、EMGBI-JIT の債券は前日の時価が用いられ、インデックスのリターンおよび時価総額の計算方法は、付録に掲載する世界国債インデックス(国内投信用)と同じです。⁴⁸

世界国債インデックス(国内投信用)では、三菱 UFJ 銀行が提供する為替レートがある場合はこれを利用し、ない場合に Refinitiv の為替レートを使用します。投信協会の業務部会では、三菱 UFJ 銀行以外の会社の為替レートを採用した場合は、継続性を重視するため当該会社の為替を継続して利用する模様であり、これを満たすためです。

⁴⁸ 世界国債インデックス(国内投信用)の外貨建て部門の時価総額とリターンの算定の詳細は付録 3 に掲載しました。

なお、非常に稀ですが、日本政府が為替介入を実施する場合があります。そのような状況は、直近営業日の午前 10 時以降に発生します。月の最終営業日の午前 10 時の TTM 公表後に為替介入が実施された場合、三菱 UFJ 銀行が正式に TTM を修正し、かつ、この為替レートの変動が当該指数の計算に過大な影響が見られる場合、弊社は修正後の TTM を用いて、月の最終営業日のリターンおよび月次リターンに対して修正を行う場合があります。

基準インデックス・ユニバース

インデックスの組入基準は、FTSE 新興市場国債インデックス(EMGBI) のグローバル国債市場と構成銘柄に基づいています。新たに EMGBI に組み入れられた市場は、EMGBI-JIT にも組み入れられることになります。また、EMGBI の除外基準に抵触し、EMGBI から除外された市場は、EMGBI-JIT インデックスからも除外されることになります。

FTSE 新興市場国債インデックス(国内投信用)の計算の前提

EMGBI-JIT に使われるメソドロジーは、以下の表にハイライトされた差異を除き、EMGBI の方法に従います。

| | EMGBI-JIT | EMGBI |
|-------------|---|---|
| 為替 | 日本時間午前 10 時における三菱 UFJ 銀行の対顧客直物電信売買相場の仲値(TTM)。 ⁴⁹ TTM がいない場合は、Refinitiv の為替レートを使用 | Refinitiv : ロンドン午後 4 時の前後数時点の為替レートの中央値 |
| 価格付け | 日本以外の国債 : 前日引値 | 全て現地市場の当日引値 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 基準日 | 2007 年 12 月 31 日 | 2007 年 12 月 31 日 |

⁴⁹ 三菱 UFJ 銀行によるレートが得られない場合は、WM/Reuters の為替レートを使用。ポーランド・ズロチ: 2003 年 12 月以前、およびマレーシア・リンギット (2007 年 1 月以前)

9.2. FTSE 新興国インフレ連動債券インデックス(EMILSI)

ソブリン | 多通貨

FTSE 新興国インフレ連動債券インデックス(EMILSI)は新興国市場のインフレーション指数に連動する固定利付債券のパフォーマンスを測定する指数です。このインデックスは7カ国から構成され、名目ベースではなく実質ベースのリターンに着目する投資家に適したベンチマークとなっています。

サブインデックスは国、通貨、残存年限のあらゆる組み合わせで可能となっています。

FTSE 新興国市場インフレ連動債券インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

EMILSI に組み入れられるには、以下のように格付けおよび市場アクセス・レベルの基準を満たしていることが必要となります。これらの条件は FTSE 債券国分類プロセスの一環として毎年3月と9月の半年ごとに評価されますが、格付けによる除外基準に抵触した場合は、その翌月のプロファイルから除外されます。半年ごとのレビューの結果生じる組み替えの変更は、実施詳細とともに発表されます。

FTSE 新興国インフレ連動債券インデックスの構成銘柄

| | |
|----------------|---|
| クーポン | 固定利付き |
| 最低残存期間 | 1年 |
| 最低残存金額 | ブラジル:10億ブラジル・レアル(中央銀行保有分を除く) チリ:500万チリ・ペソ コロンビア:30億コロンビア・ペソ メキシコ:5億メキシコ・ペソ ポーランド:50億ポーランド・ズロチ 南アフリカ:5億南アフリカ・ランド トルコ:20億トルコ・リラ |
| 市場アクセスビリティ・レベル | レベル「1」が必要 市場アクセスビリティ・レベルの詳細につきましては、「FTSE 債券インデックス国分類プロセス」をご参照ください。 |
| 最低格付け | S&P の C 格、かつムーディーズの Ca 格(債務不履行債は除く) |
| クーポン | 現地通貨建てインフレ連動国債。組入対象：下記の別表に記載がない限り、固定利付ノン・コーラブル債 名目債、変動利付債、個人投資家向け債券、短期証券、個人投資家向け債を除く。 |

インフレ連動債券の種類とインフレ指数

| 国 | インフレ連動債の種類 | 物価指数 |
|-------|---|---|
| ブラジル | NTN-B (National Treasury Notes, Series B) | IPCA: Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística (IBGE) が発表する拡張消費者物価指数 |
| チリ | BCU, BTU | IPC: チリ中央銀行による Precios al Consumidor |
| コロンビア | TES UVR | コロンビア中央銀行が発表する Consumer Price Index |

| 国 | インフレ連動債の種類 | 物価指数 |
|-------|----------------------|---|
| メキシコ | UDIBONOS (UDI 建て政府債) | UDIS: Instituto Nacional de Estadística y Geografía (INEGI、ただし、2011 年 7 月 14 日以前は Banco de Mexico) が発表する物価指数に基づく UDIS: Unidades de Inversión。 |
| ポーランド | IZ- Series T-Bonds | Central Statistical Office (CSO) が発表する消費者物価指数 (CPI) |
| 南アフリカ | インフレ連動債 | Headline CPI: 南アフリカ統計局 (Stats SA) が発表する全商品消費者物価指数 |
| トルコ | CPI Indexed Bonds | CPI: トルコ統計局 (TURKSTAT) が発表する 一般消費者物価指数 |

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。さらに、インデックスの各銘柄の価格は、インデックス比率を使用して調整されます。一般的に、この比率は、現在のインデックス・レベル⁵⁰ を証券発行時のインフレ・インデックス・レベルで割ったものです。インフレ・インデックスが月次で公表される場合、月中のインデックス比率は線形補間を使用して計算されます。インデックス比率の計算がある場合は個々の市場慣習に従います。

FTSE 新興国インフレ連動債券インデックスにおける計算の前提

| | |
|--------------|---|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv による。ただし、 メキシコ (Proveedor Integral de Precios S.A. de C.V.) ポーランド - BondSpot 南アフリカ - ヨハネスブルグ証券取引所 価格付け慣行について詳細は図表 4 に掲載。 |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2008 年 3 月 31 日 |

関連インデックス

FTSE 新興国市場インフレ連動債券 0+ 年インデックス

FTSE 新興国市場インフレ連動債券 0+ 年インデックスは、主要な FTSE 新興国市場インフレ連動債インデックスへの組入基準を満たす証券ユニバースを残存期間を通してトラッキングします。最低残存期間は 1 か月とします。

⁵⁰ 現在のインデックス・レベルはこれまでと同様です。参照期間は各債券の発行時点で定められます。

9.3. FTSE 新興国市場米ドル建ソブリン債券インデックス(EMUSDGBI)

ソブリン | 米ドル

FTSE 新興国市場米ドル建ソブリン債券インデックス(EMUSDGBI) は、国際市場および現地市場において発行した米ドル建ての新興国ソブリン債券を網羅するインデックスです。EMUSDGBI はラテン・アメリカ、東ヨーロッパ、アフリカ、中近東、アフリカ、アジア諸国の約 50 か国以上の債券から構成され、現地通貨の変動リスクを負うことなく地域的な分散のメリットが得られます。

本インデックスは幅広い国から構成されており、サブインデックスはこれらの様々な国、年限、格付けを組み合わせで構成されます。

FTSE 新興国市場米ドル建て国債インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

FTSE 新興国米ドル建ソブリン債券インデックス 組入基準

| | |
|--------|---|
| クーポン | 固定利付き |
| 最低残存期間 | 1 年 |
| 最低残存金額 | 5 億米ドル |
| 最低格付け | 証券には S&P またはムーディーズの格付けが必要です。債務不履行債券も組み入れられます。 |
| 償還形態 | 満期一括償還型、減債基金、プットブル、コーラブル |
| 構成銘柄 | 国際市場および現地市場において発行された米ドル建ソブリン債 私募債とゼロ・クーポン債を除く。 |

債務不履行の外国通貨建て国債の取扱い

ひとつまたは複数の外国通貨建て国債がクーポン返済を行えない場合も、当該発行体からの全外国通貨建て国債はインデックスに保持され、インデックス価格提供者からの入手が可能である限り、インデックス・リターン計算の価格更新が反映され続けます。

その後の債務再編において、FTSE Russell は実行可能性ある範囲までインデックス計算を行い、債券投資家のために取引の現実性と反映させます。

債務再構築の一環として新規に発行される外国通貨建て国債は、インデックスのリバランス・ルールに基づいて組入れのタイミングとともにインデックスに追加されるために、適切なインデックス格付基準を満たす必要があります。

債務不履行になった外国通貨建て国債市場がすでに機能しておらず、市場混乱が起きたと FTSE Russell が判断する場合には、FTSE 債券原則ステートメントに照らし、影響を受けた証券に対して適切なインデックス取扱いを決定します。

FTSE 新興国米ドル建ソブリン債券インデックス(EMUSDGBI) の計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv |
| 算出の頻度 | 日次 |

| | |
|----------------|---|
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 1995年3月31日 |

セクター毎のスプレッド

EMUSDGBI では、セクター毎のスプレッドの計算を行うにあたり、以下のように、スプレッド・デュレーションによるウェイト付けを行っています。

$$sprd_{sector} = \frac{\sum_{i=1}^n sprd_i \times mkv_i \times spddur_i}{\sum_{j=1}^n mkv_j \times spddur_j}$$

この計算式では、n があるセクターに属する銘柄数、sprd がストリップ・スプレッド、mkv が時価総額、spddur がスプレッド・デュレーションを表しています。なお、mkv と spddur の積を「スプレッド・ダラー・デュレーション」と呼んでいます。

この手法では、セクター毎のスプレッドをセクター内の個別銘柄の時価総額とデュレーションに基づいて計算します。スプレッド・ダラー・デュレーションによるウェイト付けは、スプレッド・デュレーションの大きな銘柄に対して、より大きなウェイトを割り当てることにより、スプレッドの変化によって発生するポートフォリオの価値の変化を、より正確に反映させることができます。例えば、時価総額が同じ 2 つの銘柄があった場合、スプレッド・デュレーションが長い債券のウェイトが大きくなります。

関連インデックス

FTSE 新興国市場米ドル建ソブリン債券キャップ・インデックス(EMUSDGBI Capped)

FTSE EMUSDGBI Capped は、FTSE EMUSDGBI の改良版です。国ごとに最大額面額 150 億米ドルを上限とします。

用語の定義

スプレッド・デュレーション

スプレッド・デュレーションは、ストリップ・スプレッドの変化によって生じる時価総額の変化率です。

ストリップ・イールド

元本と利息のキャッシュフローから保証返済額を控除し、また、保証返済額の現在価値が差し引かれた価格から算出された利回りです。

ストリップ・スプレッド

証券のキャッシュフローのうち、非保証部分のイールド・カーブに対するスプレッド (ベース・ポイント) のことです。ストリップ・スプレッドは、非保証部分の現在価値と全キャッシュフローから保証返済額の現在価値を減じることによって算出した価格とを等しくする水準に定められます。

ブレンド・イールド

将来のキャッシュフローにおける、ソブリン部分と担保部分の双方を割り引いて計算される利回りです。

ブレンド・スプレッド

ブレンド・イールドと債券の平均残存年限に該当するイールド・カーブ上の利回りの差を、ベース・ポイントで表わしたものです。

キャッシュフロー・イールド

経過利息を含む証券の価格、受渡日および想定キャッシュフローにより、計算される利回りです。

キャッシュフロー・スプレッド

ベンチマークとなる債券の利回りと保有する債券の利回りの差を、ベース・ポイントで表わしたものです。

9.4. FTSE 新興国市場米ドル建てブロード債券インデックス(EMUSDBBI)

マルチアセット | 米ドル

FTSE 新興国市場米ドル建てブロード債券インデックスは 60 以上の新興国市場の政府、地方政府、政府機関および企業が発行した米ドル建ての投資適格およびハイイールド債のパフォーマンスを測定する指数です。FTSE 新興国市場米ドル建ブロード債券インデックスは様々な資産クラスおよびクレジット・セクターを勘案した包括的なインデックスです。

サブインデックスは、資産クラス、残存期間、格付けのあらゆる組み合わせで提供できます。

FTSE 新興国市場米ドル建てブロード債券インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

FTSE 新興国市場米ドル建てブロード債券インデックスの組入基準

| | |
|--------|--|
| クーポン | 固定利付き、固定-変動債 |
| 通貨 | 米ドル |
| 最低残存期間 | 1年 ただし、固定-変動債は変換日の1年前に除外される |
| 最低残存金額 | 外国政府債：5億米ドル 政府保証債／政府関連債／地方政府債／社債：2億5,000万米ドル |
| 格付基準 | S&P の C 格、かつムーディーズの Ca 格国債以外の債務不履行債は除外されます。 |
| 構成銘柄 | 以下の債券が含まれる：新興市場の政府、地方政府、政府機関、企業が発行する米ドル建ての投資適格およびハイイールド債 除外債券：コーラブル・ゼロ・クーポン債、私募債、個人投資家向け債、固定利付永久債 株主資本に転換できる債券、また明示的バランスシートや、事前に取り決めたトリガーによる規制自己資本の元本金減額を伴う債券は、インデックスから除外されます。 ⁵¹ |

債務不履行の外国通貨建て国債の取扱い

ひとつまたは複数の外国通貨建て国債がクーポン返済を行えない場合も、当該発行体からの全外国通貨建て国債はインデックスに保持され、インデックス価格提供者からの入手が可能である限り、インデックス・リターン計算の価格更新が反映され続けます。

その後の債務再編において、FTSE Russell は実行可能性ある範囲までインデックス計算を行い、債券投資家のために取引の現実性と反映させます。

債務再構築の一環として新規に発行される外国通貨建て国債は、インデックスのリバランス・ルールに基づいて組入れのタイミングとともにインデックスに追加されるために、適切なインデックス格付基準を満たす必要があります。

債務不履行になった外国通貨建て国債市場がすでに機能しておらず、市場混乱が起きたと FTSE Russell が判断する場合には、FTSE 債券原則ステートメントに照らし、影響を受けた証券に対して適切なインデックス取扱いを決定します。

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

⁵¹ 当事国の規制局の裁量で転換可能な債券は、他のインデックス採用基準を満たす限りにおいて適格となります。

FTSE 新興国市場米ドル建てブロード債券インデックスの計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2012年12月31日 |

関連インデックス

FTSE 新興国市場米ドル建てブロード債券キャップ拡張インデックス (EMUSDBBI Corporate Capped Ext)

当インデックスは、FTSE EMUSDBBI の社債セクターにイスラエルおよび韓国の企業が発行した投資適格およびハイイールドの債券を加えて構築されています。このインデックスは、各発行体のサイズの上限を 100 億米ドルとして、発行体のエクスポージャーに制限が課されています。

FTSE 新興国市場米ドル建てブロード債券キャップ拡張インデックスの組入基準

| | |
|-----------|---|
| クーポン | 固定利付き、固定-変動債 |
| 通貨 | 米ドル |
| 最低残存期間 | 1年 ただし、固定-変動債は変換日の1年前に除外される |
| 発行体サイズの上限 | 100億米ドル |
| 最低残存金額 | 2億5,000万米ドル |
| 格付基準 | S&P の C 格、かつムーディーズの Ca 格 (債務不履行債は除く) |
| 構成銘柄 | 以下の債券が含まれる：新興国市場、イスラエルおよび韓国の企業が発行する米ドル建ての投資適格およびハイイールド債 除外債券：コーラブル・ゼロ・クーポン債、私募債、個人投資家向け債、固定利付永久債 |

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE 新興国市場米ドル建てブロード債券キャップ拡張インデックスの計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv |

| | |
|---------|---|
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2012年12月31日 |

9.5. FTSE フロンティア新興国市場国債インデックス・シリーズ(FRNTEMGBI)

FTSE フロンティア新興国市場国債インデックス・シリーズは、フロンティア新興国市場とされる国々が発行する、固定利付き現地通貨建て国債のパフォーマンスを測定するよう設計されています。

シリーズの構成：

- FTSE フロンティア新興国市場国債インデックス (時価総額加重インデックス)
- FTSE フロンティア新興国市場国債 10%キャップ・インデックスは、国の時価総額エクスポージャーを 10%でキャップし、ウェイトを他の国々に案分したバージョンです。

FTSE フロンティア新興国市場国債インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

FTSE フロンティア新興国市場国債インデックスの組入基準

| | |
|---------|---|
| クーポン | 固定利付およびゼロ・クーポン |
| 残存期間 | 残存期間は最低 1 年 |
| 最大市場規模 | インデックス適格の残存額面金額上限を 500 億米ドルとします。 2021 年 4 月のインデックス開始時にインデックス・シリーズに組み入れる目的で、最大市場規模は 2017 年 12 月のインデックス基準日時点で審査されました。組入れ後に最大市場規模を上回った国は、インデックス・シリーズから除外されません。 |
| 最低市場規模 | インデックス適格の残存額面金額下限を 50 億米ドルとします。 2021 年 4 月のインデックス開始時にインデックス・シリーズに組み入れる目的で、最低市場規模の審査は同時点で行われました。最低市場規模を下回った国も、インデックス・シリーズから除外されません。 |
| 信用格付 | 最高で S&P の BBB- 格、かつムーディーズの Baa3 格。 ムーディーズからも S&P からも現地通貨国債が長期的に無格付である国は除外されます。 その後格付が S&P の BBB- 格、またはムーディーズの Baa3 格を上回った国が除外されることはありません。 |
| 最低市場流通額 | バングラデシュ：150 億バングラデシュ・タカ コスタリカ：1,000 億コスタリカ・コロン ドミニカ共和国：100 億ドミニカ共和国ペソ エジプト：15 億エジプト・ポンド ガーナ：5 億ガーナ・セディ カザフスタン：500 億カザフスタン・テンゲ ケニア：150 億ケニア・シリング モロッコ：20 億モロッコ・ディルハム ナイジェリア：100 億ナイジェリア・ナイル パキスタン：200 億パキスタン・ルピー セルビア：100 億セルビア・ディナール スリランカ：500 億スリランカ・ルピー ウガンダ：2,000 億ウガンダ・シリング ウクライナ：25 億ウクライナ・フリヴニャ ベトナム：5 兆ベトナム・ドン |

| | |
|---------------|---|
| 構成銘柄 | 現地通貨建国債。短期国債、私募債、個人投資家向け債、値付けなしの証券は除外されます。 コスタリカ中央銀行およびドミニカ共和国中央銀行の発行による証券は組み入れ。 ケニアのインフラストラクチャ債券を含む。 |
| 世界銀行分類 | 高位所得国は除外されます。 |

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE フロンティア新興市場国債インデックスの計算の前提

| | |
|---------------------|---|
| ウェイト | 時価総額および 10%キャップのバージョン |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv ビッド価格付け 各国の価格付け時間帯は以下の通り： 午後 4 時 00 分 ニューヨーク：コスタリカ、ドミニカ共和国： 午後 4 時 15 分 ロンドン：エジプト、ガーナ、ケニア、モロッコ、パキスタン、セルビア、ウクライナ 午後 6 時 00 分 ロンドン：ナイジェリア、ウガンダ 午後 6 時 00 分 東京：バングラデシュ、スリランカ、ベトナム |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2017 年 12 月 31 日 |

セクション 10

代替加重インデックス

| | |
|--|-----|
| 10.1. FTSE サステナブル投資債券インデックス..... | 117 |
| 10.2. FTSE デット・キャパシティ世界国債インデックス(DCWGBI)..... | 119 |
| 10.3. FTSE 米国フォーリン・エンジェル債券インデックス..... | 121 |
| 10.4. FTSE IdealRatings ブロード Sukuk インデックス・シリーズ(米ドル・ベース)..... | 123 |
| 10.5. FTSE 年金債務インデックス..... | 126 |

10.1. FTSE サステナブル投資債券インデックス

FTSE サステナブル投資債券インデックス

FTSE Russell は、様々なサステナブル投資債券インデックスを提供し、投資家の皆様が債券投資にそのサステナブル投資戦略を組み込むお役に立ちます。FTSE Russell インデックス・シリーズは、世界数千の企業と主要な政府債発行体をカバーし、インパクト、気候、ESG およびその関連ファクターなど、投資家の多様な投資目的とテーマに対応するよう設計されています。

気候カテゴリー

FTSE 気候リスク調整世界国債インデックスシリーズ

FTSE 気候リスク調整国債インデックス (FTSE Climate Risk-Adjusted Government Bond Index) は、各国の気候リスク特性に応じてウェートをティルト手法により調整し、FTSE 世界国債インデックス (WGBI) や FTSE EMU 国債インデックス (EGBI) に含まれる現地通貨建て固定利付き投資適格ソブリン債のパフォーマンスを測定します。

FTSE 気候世界インフレ連動債券インデックス・シリーズ

FTSE 気候リスク調整世界インフレ連動債券インデックスにおいては、ティルティング手法を採用することにより、各国気候リスクの相対的なパフォーマンスに応じてインデックスのウェートを調整し、FTSE 世界インフレ連動債券インデックスに含まれる現地通貨建て固定利付き投資適格ソブリン債のパフォーマンスを測定します。

FTSE 気候リスク調整 CaRD 国債インデックス・シリーズ

FTSE 気候リスク調整 CaRD 国債インデックス (FTSE Climate Risk-Adjusted Carry and Roll Down (CaRD) Government Bond Index) は、各国の気候リスク特性に応じてウェートをティルト手法により調整し、現地通貨建て固定利付き投資適格ソブリン債のパフォーマンスを測定します。

FTSE 野村気候 CaRD WGBI

このインデックス・シリーズは、デューレーションおよび気候 WGBI の国別ウェイト条件に従いながら、インデックスのキャリー・ロールダウンを最大化することを目的とし、ファクター変動を最適化するフレキシビリティを提供しつつ、世界の債券投資家に対し気候リスク要素への考察を支援します。

FTSE グリーン・インパクト債券インデックス・シリーズ

FTSE グリーン・インパクト債券インデックス・シリーズは、様々な資産クラスやクレジット・セクターにわたる世界のグリーン・ボンド市場の包括的な指標を提供します。このインデックス・シリーズは、国債、政府関連債、国際機関債、担保付証券、社債を対象とした、投資適格およびハイイールド、多通貨のグリーンボンドのパフォーマンスを測定します。

FTSE 債券(化石燃料除外)強化インデックス・シリーズ

FTSE 債券(化石燃料除外)強化インデックス・シリーズは、化石燃料関連エクスポージャーを伴う発行体を除外した上で、FTSE 債券インデックス・シリーズ中の債券パフォーマンスを表示するよう設計されています。

FTSE 中国(オンショア人民元建)グリーンボンド・インデックス(CNYGPBI)

FTSE 中国(オンショア人民元建て)グリーンボンド・インデックスは中国本土で発行された「グリーン」ラベル付オンショア中国人民元建固定金利国債、政府債および社債のパフォーマンスを測定します。

FTSE 債券 EU 気候ベンチマーク・インデックス・シリーズ

FTSE Russell の債券 EU 気候ベンチマーク(CTBs)および EU パリ協定整合ベンチマーク(PABs)の両インデックスは、EU 気候変動ベンチマークによる EU2019 年規則に則り、各インデックスについて投資家が最低限の目標を達成するよう支援するものです。FTSE 債券 EU 気候ベンチマーク・インデックス・シリーズは、この複雑な目標に向けて、考え抜かれたアプローチを提供します。最低要件を越えて脱炭素化目標要件の均衡をめざすモジュラー・ツールキットを提供する一方、インデックス・ユーザーが求める追加的な目標やカスタマイゼーションも考慮されています。

ESG カテゴリー

FTSE インパクト債券インデックス・シリーズ

FTSE インパクト債券インデックス・シリーズは、急成長するグリーン、社会、サステナビリティ(GSS)関連の債券をカバーし、完全なツールとベンチマークを提供します。インパクト債券は、資金の使途やプロジェクトのインパクトについて従来の債券と比べてより透明性が高いことから、気候的・環境的・社会的意義への直接投資を望む投資家にふさわしい商品となります。

FTSE 債券グローバル・チョイス・インデックス・シリーズ

FTSE 債券グローバル・チョイス・インデックス・シリーズは、特定のセクターにおける行動と製品に基づいて発行体を除外した上で、FTSE 債券インデックス・シリーズ中の銘柄のパフォーマンスを測定するものです。

FTSE ESG 国債インデックス・シリーズ

FTSE ESG 国債インデックス・シリーズは、各国の相対的な環境・社会・ガバナンス(ESG)パフォーマンスに応じてウェイトをティルト手法により調整し、現地通貨建て固定利付き投資適格ソブリン債のパフォーマンスを測定します。

FTSE ユーロ・クレジット・SDG 適合債券インデックス

FTSE ユーロ・クレジット・SDG 適合債券インデックスは、国連の持続可能な開発目標(SDGs)をユーロ建て信用債と整合するよう設計されています。

これらインデックスについての詳細は、各々の基本ルールを参照してください。

10.2. FTSE デット・キャパシティ世界国債インデックス(DCWGBI)

ソブリン | 多通貨

FTSE デット・キャパシティ世界国債インデックス(DCWGBI) は、対 GDP 比率での債券発行額および債務支払能力を重視し、現地通貨建ての投資適格固定利付ソブリン債のパフォーマンスを測定する指数で、20 カ国を超える現地通貨建ソブリン債で構成されています。

本インデックスは、発行体(国)の時価総額のみを参照して、ウェートを決定した従来の債券インデックスとは異なり、国の債務支払能力も考慮した上でウェートを決定します。毎月のリバランスにおいては、各国の時価総額に毎年 5 月に決定される政府債務 GDP 比率と対 GDP 政府債務支払比率の 2 つのファクターにより決定されたスコアを用いて調整を行います。⁵² 上記 2 つのファクターは、各国の債務の健全性および債務の支払能力の指標として使用され、健全で債務支払能力の高い国ほど高いウェートが配分されることを目的としています。本インデックスは、グローバル・ソブリン債券市場において、従来の時価総額加重債券インデックスの代替的なベンチマークとしてご利用いただけます。

FTSE デット・キャパシティ世界国債インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

基準インデックス・ユニバース

FTSE デット・キャパシティ世界国債インデックスの組入基準は、FTSE 世界国債インデックス(WGBI) の構成国と構成銘柄に基づいています。新たに WGBI に組み入れられた市場はデット・キャパシティ世界国債インデックスにも組み入れられることとなります。また、WGBI の除外基準に抵触し、WGBI から除外された市場は、デット・キャパシティ世界国債インデックスからも除外されることとなります。デット・キャパシティ世界国債インデックスは WGBI の一般的メソドロジーに従って計算されます。

FTSE デット・キャパシティ世界国債インデックスの計算の前提

| | |
|--------------|---|
| ウェイト | 指数の構成国のウェイト配分は、各国の政府債務 GDP 比率および対 GDP 政府債務支払比率を用いてスコアを計算し、これを用いて時価総額を調整し月次で決定します。 なお、政府債務 GDP 比率と対 GDP 支払比率によるスコアは毎年 5 月に決定します。 ⁵³ 指数を構成する各国においては、その国に割り当てられた比率の中で時価総額加重平均のウェートが各銘柄に割り当てられます。 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv による。ただし、 イスラエル - テルアビブ証券取引所 ⁵⁴ メキシコ (Proveedor Integral de Precios S.A. de C.V.) ポーランド - BondSpot シンガポール - シンガポール金融管理局 価格付け慣行について詳細は図表 4 に掲載。 |
| 算出の頻度 | 日次 |

⁵² 指数を構成する前年の GDP の実績値および政府債務 GDP 比率は、国際通貨基金(IMF) により「世界経済見通し (World Economic Outlook)」として毎年公表されています。

⁵³ 指数を構成する前年の GDP の実績値および政府債務 GDP 比率は、国際通貨基金(IMF) により「世界経済見通し (World Economic Outlook)」として毎年公表されています。

⁵⁴ イスラエルの取引カレンダーは日曜から木曜まで。インデックスのパフォーマンスは月曜から金曜までを基準に算定されるため、金曜日の価格は木曜日のものを流用。イスラエルの月末最後の取引日が日曜にあたる場合は、月末終値は木曜日のものが使われる。

| | |
|---------|---|
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2004年5月31日 |

ウェイト配分の方法

指数の構成国のウェイト配分は、各国の政府債務 GDP 比率および対 GDP 政府債務支払比率を用いてスコアを計算し、これを用いて時価総額を調整し月次で決定します。なお、政府債務 GDP 比率と対 GDP 支払比率によるスコアは毎年 5 月に決定します。⁵⁵ 指数を構成する各国においては、その国に割り当てられた比率の中で時価総額加重平均のウェイトが各銘柄に割り当てられます。

指数を構成する各国の前年の GDP の実績値および政府債務 GDP 比率は、国際通貨基金(IMF) により「世界経済見通し (World Economic Outlook)」として毎年公表されています。また、各国の対 GDP 政府債務支払比率は、WGBI におけるその国の向こう 12 カ月間の政府債務の利払いおよび元本払いと、GDP から計算されます。政府債務支払いの予測は、毎年 5 月に計算されます。その計算は、毎年 5 月に前年の 6 月からの直近 1 年における各月での債券残高を参照し、今後 1 年の債務支払額を計算し、その時点での為替レートで米ドルに換算します。毎年、IMF が世界経済見通しを公表後 5 月に、政府債務 GDP 比率と対 GDP 政府債務支払比率を決定し、その比率から本インデックスに含まれる向こう 12 カ月の各国のウェイトを計算します。

各国の政府債務 GDP 比率と対 GDP 政府債務支払比率は、GDP 比で債務の大きな国あるいは対 GDP 比で支払額の多い国のウェイトは低下する一方、そうではない国のウェイトは上昇します。各国の最終的なウェイトは、その国の時価総額加重、政府債務 GDP 比率による配分、対 GDP 政府債務支払比率による配分を加重平均して決定されます。

⁵⁵ 指数を構成する前年の GDP の実績値および政府債務 GDP 比率は、国際通貨基金(IMF) により「世界経済見通し (World Economic Outlook)」として毎年公表されています。

10.3. FTSE 米国フォーリン・エンジェル債券インデックス

クレジット | 米ドル

FTSE 米国フォーリン・エンジェル債券インデックスは、投資適格からハイイールド、すなわち、投機的に格下げされた債券のパフォーマンスを測定するためのベンチマークです。⁵⁶ 本インデックスには、米国およびカナダにある企業が発行し、⁵⁷ 組入基準に満たしている米ドル建て債券を含みます。前月中に投資適格からハイイールドに格下げされた債券を本インデックスの組入基準に適合した銘柄とし、60ヵ月連続でインデックスにとどまるには全ての採用基準を満たしている必要があります。銘柄が除外された後に再度組み入れられた場合、組入期間はリセットされます。

時価総額によりウェートの配分が決定される従来の債券インデックスとは異なり、本インデックスでは、組み入れられてからの時間に基づき配分が決定されます。投機的に格下げされてから間もない銘柄ほど、ウェートが高く配分されます。時間をベースとしたこのウェート配分手法は、ハイイールドに格下げされて間もない時期の価格リバウンド効果を捉えることを目的としています。さらに、発行体のウェートは分散効果を高めるために 15% の上限を設け、また、構成銘柄における時間ベースのウェートは、個々の時価総額の 5 倍を超えないように上限が設定されます。

本インデックスは、北米のハイイールド債券市場の代替加重ベンチマークとなっています。

FTSE 米国フォーリン・エンジェル債券インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

FTSE 米国フォーリン・エンジェル債券インデックスの組入基準

| | |
|--------|---|
| クーポン | 固定利付き、固定-変動債、ゼロ・クーポン債 |
| 通貨 | 米ドル |
| 最低残存期間 | 1年 ただし、固定-変動債は変換日の1年前に除外される |
| 最長組入期間 | 60ヵ月 ⁵⁸ |
| 最低残存金額 | 2億5,000万米ドル |
| 最低格付け | 最高格付け ：S&PのBB+格、かつムーディーズのBa1格 最低格付け ：S&PのC格、かつムーディーズのCa格（債務不履行債は除く） |
| 構成銘柄 | キャッシュペイ債、ゼロ・トウ・フル債(ZTF)、ペイ・イン・カインド債(PIK)、ステップ・クーポン債、144A条規則に基づき米国およびカナダで発行された債券。 私募債と固定利付永久債は除きます。 株主資本に転換できる債券、また明示的バランスシートや、事前に取り決めたトリガーによる規制自己資本の元本金減額を伴う債券は、インデックスから除外されます。 ⁵⁹ |

⁵⁶ 元来ハイイールドであった銘柄が、一旦投資適格となり、その後再びハイイールドに格下げされた債券も本インデックスに含まれます。

⁵⁷ には工業、公益、金融の各セクターが含まれます。

⁵⁸ 各債券の組入れ期間は、継続月数で表します。インデックスの構成銘柄の発行体が10社以下になる場合、発行体の分散効果を高めるために、組入期間の上限を撤廃します。この措置は、インデックスの組入れ基準に満たしている発行体が少なくとも10社になるまで継続します。

⁵⁹ 当事国の規制局の裁量で転換可能な債券は、他のインデックス採用基準を満たす限りにおいて適格となります。

FTSE 米国フォーリン・エンジェル債券インデックスの計算の前提

| | |
|--------------|---|
| ウェイト | 構成銘柄のウェイトは、インデックスに組み入れられることになった時点からの期間に基づき、投機的に格下げされてからの時間が短い債券ほど、高いウェイトが配分される。詳細は、ウェイト配分の手法の項を参照。 これに加え、発行体のウェイトには 15%、個別銘柄のウェイトには個々の銘柄の時価総額の 5 倍をそれぞれ上限として設定 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | 主に外部の価格ソースを使用 |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 |
| 基準日 | 2001 年 12 月 31 日 |

ウェイト配分の方法

時価総額によりウェイトの配分が決定される従来の債券インデックスとは異なり、本インデックスでは、組み入れられてからの時間に基づき配分が決定されます。本インデックスに組み入れられた全ての銘柄には、所定のタイム・スコアが与えられます。インデックスに組み入れ後、13 ヶ月目からタイム・スコアは徐々に減少し始めます。毎月インデックスのリバランス時に、本インデックス中の全ての構成銘柄のタイム・スコアは、インデックス全体のウェイトが 100% となるように正規化されます。時間ベースとしたこのウェイト配分手法は、投機的に格下げされてから間もない銘柄ほど、高いウェイトが配分されることを目的とします。さらに、発行体のウェイトには 15%、また、個別の構成銘柄には時価総額の 5 倍を超えないように上限がそれぞれ設定されます。

10.4. FTSE IdealRatings ブロード Sukuk インデックス・シリーズ (米ドル・ベース)

マルチアセット | 米ドル

FTSE IdealRatings ブロード Sukuk インデックス・シリーズ (米ドル・ベース) は、グローバル市場で発行された残存期間 1 年以上の米ドル建て Sukuk 債を測定します。シャリア適格のグローバル Sukuk のスクリーニングは、IdealRatings に基づくメソドロジーで行います。このシリーズは、次のインデックスで構成されています。

| | |
|--|--|
| FTSE IdealRatings ブロード Sukuk インデックス (米ドル・ベース) | 投資適格、ハイイールド、無格付けのものを含め、グローバル市場で発行された米ドル建て sukuk を幅広く測定 |
| FTSE IdealRatings Sukuk インデックス | FTSE IdealRatings ブロード Sukuk インデックス (米ドル・ベース) 内の投資適格 sukuk を測定 |

信用格付と残存期間に基づくサブインデックスが可能です。

FTSE 米国 IdealRatings ブロード Sukuk インデックス・シリーズ (米ドル・ベース) は、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

組入基準と計算の前提

FTSE IdealRatings ブロード Sukuk インデックス (米ドル・ベース) の組入基準

| | |
|---------------|--|
| クーポン | 所定のスケジュールに従ってステップアップする固定利付き、固定-変動および固定利付きの Sukuk 債 |
| 最低残存期間 | 1 年ただし、固定-変動債は変換日の 1 年前に除外される |
| 最低残存金額 | 2 億米ドル |
| 最低格付け | インデックスでは、投資適格、ハイイールド、無格付の sukuk 債を組み入れ、債務不履行 sukuk 債を除外。信用格付は S & P およびムーディーズの格付を使用。 |
| 構成銘柄 | IdealRatings シャリア適格スクリーニング・メソドロジーに基づき、シャリア適格 Sukuk とされる証券。 私募債と固定利付永久債は除きます。 |

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE IdealRatings ブロード Sukuk インデックス (米ドル・ベース) の計算の前提

| | |
|---------------------|---|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | 月次-暦上の月末 日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする |
| 採用銘柄決定日 | 翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。 新規イスラム債は、IdealRatings スクリーニングの上、組入れを決定するために、採用銘柄決定日の少なくとも 2 営業日前に発行する必要があります。 |
| 基準日 | 2010 年 9 月 31 日 |

FTSE IdealRatings Sukuk インデックス組入基準

| | |
|--------|--|
| クーポン | 所定のスケジュールに従ってステップアップする固定利付き、固定-変動および固定利付きの Sukuk 債 |
| 最低残存期間 | 1年ただし、固定-変動債は変換日の1年前に除外される |
| 最低残存金額 | 2億米ドル |
| 最低格付け | S&P の BBB- 格、あるいはムーディーズの Baa3 格 |
| 構成銘柄 | <p>IdealRatings シャリア適格スクリーニング・メソッドロジーに基づき、シャリア適格 Sukuk とされる証券。</p> <p>私募債と固定利付永久債は除きます。</p> <p>変動利付き Sukuk 債は除外されます (2021 年 4 月より)</p> |

WGBI の指数計算は、本カタログのインデックス基準の章に示されている方法論に従います。また、以下のルールが適用されます。

FTSE IdealRatings Sukuk インデックスの計算の前提

| | |
|--------------|--|
| ウェイト | 時価総額 |
| リバランス | 毎月末更新 |
| キャッシュフローの再投資 | 利子と元本償還による月間のキャッシュフローは、月間のインデックス・トータルリターン計算において再投資されることはありません。 |
| 価格付け | Refinitiv |
| 算出の頻度 | 日次 |
| 受渡日 | <p>月次-暦上の月末</p> <p>日次-当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする</p> |
| 採用銘柄決定日 | <p>翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載。</p> <p>新規イスラム債は、IdealRatings スクリーニングの上、組入れを決定するために、採用銘柄決定日の少なくとも 2 営業日前に発行する必要があります。</p> |
| 基準日 | 2005 年 9 月 30 日 |

シャリア適格(Sharia Compliance) スクリーニングのメソッドロジー

インデックス組入れを目的とするイスラム債の分類は、IdealRatings の研究方法に基づくものとします。IdealRatings メソッドロジーには 150 を超すシャリア基準が組み込まれ、IdealRatings による所定の基準と標準 (www.idealratings.com) に基づき、合格・不合格が決定されます。シャリア基準には 2 つの主要カテゴリーがあります。

1. **一般シャリア基準** : すべての Sukuk 債(イスラム債)構造に該当する一般基準大系
2. **契約構成基準** : イジャラ基準、ムダーラバ基準、ムラーハバ基準など、シャリア契約構成に関する基準大系

所定の基準に合格すれば加点し、不合格ならば零点を与えて、各基準に加重します。IdealRatings メソッドロジーでは特定の基準が必須とされ、そうした基準を満たさない場合にはその銘柄は自動的にシャリア不適格となり、インデックスには採用されません。

業種分類コード

FTSE Russell 債券インデックス分類方法にしたがって、インデックス中の各債券には、業種内分類コード(GLIC)と社債分類(COBS)コードが付されます。

中央政府のために発行される債券には、政府保証債(SGTD)グローバル業種内分類コード(GLIC)と、政府系機関(AGEN)社債分類(COBS)コードが付されます。地方政府のために発行される債券には、地方政府保証債(RGTD)GLICコードと、政府系機関(AGEN)社債分類(COBS)コードが付されます。準政府機関や国際機関のために発行される債券には、政府関連(SGSP)債 GLICコードが付されます。準政府機関の発行体に充てられる COBS コードは政府機関(AGEN)、国際機関の発行体に充てられる COBS コードは国際(SPRA) となります。その他の発行体によるイスラム債には、業種分類コードが付されます。

10.5. FTSE 年金債務インデックス

年金債務 | 米ドル

FTSE 年金債務インデックスには、GAAP に基づく財務報告のための債務の評価に利用できる割引率が反映されています。割引率とともに、インデックスの債務の月次リターンおよびデュレーションも利用することができます。1994 年に算出を開始したこのインデックスは、割引率の設定に関する SEC および FASB の要件に準拠して、確定給付年金債務の価値を評価するツールとして年金スポンサーやアクチュアリーの間で幅広く利用されています。また、このインデックスは資産負債管理における投資パフォーマンスのベンチマークにもなっています。投資家は経時的にインデックスのリターンをモニターすることで、年金債務の価値の変化を測定することができます。

FTSE 年金債務インデックスは、満期が 6 か月から 30 年のダブル A 格ゼロ・クーポン債を想定したイールド・カーブである年金割引曲線から算出されます。FTSE 年金割引曲線の利回りは、年金債務の割引に使用されています。この曲線は、FTSE 米国 BIG 債券インデックス(USBIG)に組み込まれたダブル A 格の社債ユニバースおよびイールドブックが作成したトレジャリー・モデル・カーブの利回りに基づいて算出されています。

FTSE 年金債務インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

FTSE 年金割引カーブの構築

FTSE 年金割引曲線は、トレジャリー・モデル・カーブとダブル A 格の社債スプレッド曲線の 2 つを合わせて構築されます。トレジャリー・モデル・カーブはイールドブックからそのまま、ダブル A 格社債スプレッド曲線は以下の手順を踏んで作成されます。

1. FTSE 米国 BIG 社債インデックスからムーディーズの格付けが Aa1、Aa2 および Aa3 であるか、スタンダード&プアーズの格付けが AA+、AA および AA- である社債ユニバースを作成します。
2. コール・プロテクションが 3 年未満で、最も早いコール価格と市場価格の差が 10 ポイント未満のコラブル債を除外します。
3. 残存期間による債券の分類：満期が 1~3 年、3~7 年、7~15 年、15~25 年、25 年超
4. 各満期セクターにおいて、オプション調整後スプレッド(OAS)が、同じセクター内の時価総額加重 OAS と比較して 2 標準偏差以上高い債券があれば、その債券を除外します。OAS はトレジャリー・モデル・カーブに対するスプレッドとして計算します。
5. 各満期セクターの残りの債券について時価総額加重平均 OAS を算出します。
6. 平均値は各セクターの中間点に「位置する」と想定し、各セクターの平均と平均の間についてスプレッド曲線を補間します(ただし、満期が 25~30 年セクターについては、平均が 29.5 年のポイントに位置するものとします)。
7. スプレッド曲線とトレジャリー・モデル・スポット曲線を合成することにより、ダブル A 格社債スポット・カーブを作成します。

FTSE Russell は、年金債務インデックスおよび年金割引曲線について、投資家固有の債務スケジュールへの対応、債券ユニバースの構成変更、年金割引曲線と比較した年金債務の信用エクスポージャーの算出といったカスタマイゼーションのオプションを提供しています。

セクション 11

付録

| | |
|--|-----|
| 11.1. 債券インデックス・データのサードパーティ情報配布源..... | 128 |
| 11.2. 為替ヘッジ付リターンの計算..... | 138 |
| 11.3. WGBI-JIT の日本国債以外の時価総額およびリターンの計算..... | 141 |
| 11.4. 用語集..... | 144 |
| 11.5. これまでの歩み..... | 151 |

11.1. 債券インデックス・データのサードパーティ情報配布源

FTSE Russell は、インデックスに使用するデータを多くのサードパーティ・データ・ベンダー、分析ベンダー、投資家サービス・プロバイダーを通じて入手しています。これらのプロバイダーを通じた FTSE 債券インデックス・データの入手の詳細については info@ftserussell.com にお問い合わせください。

第三者プラットフォームを通じて FTSE ベンチマークにアクセスするためのティックャーは、リターンの報告通貨(USD、EUR、JPY 等)およびヘッジの有無(「H」で表示)とともに、以下の表に記載されています。

FTSE 債券インデックスのティックャー

グローバル

| ティックャー | 指数名 | 通貨 |
|----------|------------------------------------|-----|
| SBWGU | FTSE 世界国債インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBWGEU | FTSE 世界国債インデックス (米ドル・ベース) | EUR |
| SBWGJYU | FTSE 世界国債インデックス (米ドル・ベース) | JPY |
| SBWGUUKU | FTSE 世界国債インデックス (米ドル・ベース) | GBP |
| SBEGEU | FTSE EMU 国債インデックス (ユーロ・ベース) | EUR |
| SBG5U | FTSE G5 国債インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBG5EU | FTSE G5 国債インデックス (米ドル・ベース) | EUR |
| SBG5YU | FTSE G5 国債インデックス (米ドル・ベース) | JPY |
| SBG7U | FTSE G7 国債インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBG7EU | FTSE G7 国債インデックス (米ドル・ベース) | EUR |
| SBG7YU | FTSE G7 国債インデックス (米ドル・ベース) | JPY |
| SBEUEU | FTSE 欧州世界国債インデックス (ユーロ・ベース) | EUR |
| SBNUU | FTSE 世界国債インデックス (米国を除く、米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBNMEU | FTSE 世界国債インデックス (EGBI を除く、ユーロ・ベース) | EUR |
| SBWGNJYU | FTSE 世界国債インデックス (日本を除く、円ベース) | JPY |
| SBWGNUKU | FTSE 世界国債インデックス (英国を除く、英ポンド・ベース) | GBP |
| SBWDML | FTSE 世界先進国債インデックス (現地通貨ベース) | LCL |
| SBWDMUU | FTSE 世界先進国債インデックス (現地通貨ベース) | 米ドル |
| SBWDMEU | FTSE 世界先進国債インデックス (現地通貨ベース) | EUR |
| SBWDMGU | FTSE 世界先進国債インデックス (現地通貨ベース) | GBP |
| SBWDMYU | FTSE 世界先進国債インデックス (現地通貨ベース) | JPY |
| SBWDMSZU | FTSE 世界先進国債インデックス (現地通貨ベース) | CHF |

| ティッカー | 指数名 | 通貨 |
|----------|---|-----|
| SBWGEL | FTSE 世界国債拡張インデックス (現地通貨ベース) | LCL |
| SBWGEUU | FTSE 世界国債拡張インデックス (現地通貨ベース) | 米ドル |
| SBWGEEU | FTSE 世界国債拡張インデックス (現地通貨ベース) | EUR |
| SBWGEU | FTSE 世界国債拡張インデックス (現地通貨ベース) | GBP |
| SBWGEYU | FTSE 世界国債拡張インデックス (現地通貨ベース) | JPY |
| SBWGJL | FTSE 世界国債インデックス (国内投信用、現地通貨ベース) | LCL |
| SBWGJJYU | FTSE 世界国債インデックス (国内投信用、現地通貨ベース) | JPY |
| SBWAU | FTSE 世界 BIG 債券インデックス (米ドルベース) | 米ドル |
| SBWEU | FTSE 世界 BIG 債券インデックス (米ドルベース) | EUR |
| SBWPU | FTSE 世界 BIG 債券インデックス (米ドルベース) | JPY |
| SBWKU | FTSE 世界 BIG 債券インデックス (米ドルベース) | GBP |
| SBWAAGU | FTSE 世界 BIG 政府系機関債券インデックス (米ドルベース) | 米ドル |
| SBWACPU | FTSE 世界 BIG 社債インデックス (米ドルベース) | 米ドル |
| SBWACOU | FTSE 世界 BIG 担保付証券インデックス (米ドルベース) | 米ドル |
| SBILUU | FTSE 世界インフレ連動債券インデックス (米ドルベース) | 米ドル |
| SBILEU | FTSE 世界インフレ連動債券インデックス (米ドルベース) | EUR |
| SBILJU | FTSE 世界インフレ連動債券インデックス (米ドルベース) | JPY |
| SBILGU | FTSE 世界インフレ連動債券インデックス (米ドルベース) | GBP |
| SBLAL | FTSE オーストラリア・インフレ連動債券インデックス (豪ドルベース) | AUD |
| BLBL | FTSE カナダ・インフレ連動債券インデックス (カナダドルベース) | BRL |
| SBILCAL | FTSE 欧州インフレ連動債券インデックス (ユーロベース) | CAD |
| SBLCL | FTSE フランス・インフレ連動債券インデックス (ユーロベース) | CLP |
| SBILCOL | FTSE ドイツ・インフレ連動債券インデックス (ユーロベース) | COP |
| SBELEU | 欧州インフレ連動債券インデックス (ユーロベース) | EUR |
| SBFRILSI | FTSE 日本インフレ連動債券インデックス (円ベース) | EUR |
| SBDEILSI | FTSE メキシコ・インフレ連動債券インデックス (メキシコペソベース) | EUR |
| SBLILI | FTSE ポーランド・インフレ連動債券インデックス (ポーランド・ズロチベース) | ILS |
| SBITILSI | FTSE スペイン・インフレ連動債券インデックス (ユーロベース) | EUR |
| SBJILSI | FTSE 南アフリカ共和国・インフレ連動債券インデックス (南アフリカランドベース) | JPY |
| SBKLL | FTSE スウェーデン・インフレ連動債券インデックス (スウェーデン・クローナベース) | KRW |
| SBLML | FTSE 英国インフレ連動債券インデックス (英ポンドベース) | MXN |

| ティッカー | 指数名 | 通貨 |
|----------|-----------------------------------|-----|
| SBILNZL | FTSE 米国 インフレ連動債券インデックス (米ドル・ベース) | NZD |
| SBPSL | ブラジル物価連動国債インデックス (ブラジル・レアル・ベース) | PLN |
| SBLZL | チリ物価連動国債インデックス (チリ・ペソ・ベース) | ZAR |
| SBILES | コロンビア・物価連動国債インデックス (コロンビア・ペソ・ベース) | EUR |
| SBSEILSI | イスラエル物価連動国債インデックス (イスラエル・シケル・ベース) | SEK |
| SBLTL | トルコ物価連動国債インデックス (トルコ・リラ・ベース) | TRL |
| SBGBILSI | 英国インフレ連動債券インデックス (英ポンド・ベース) | GBP |
| SBUSILSI | 米国インフレ連動債券インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBEB | FTSE ユーロ BIG 債券インデックス (ユーロ・ベース) | EUR |
| SBEID | FTSE ユーロドル債インデックス | 米ドル |
| SBEIY | FTSE ユーロ円債インデックス (円ベース) | JPY |

世界マネーマーケット・インデックス(WWMI)

| ティッカー | 指数名 | 通貨 |
|----------|--|-----|
| SBTMADL | 12 カ月物豪ドルユーロ預金金利 (豪ドル・ベース) | AUD |
| SBTMCDL | 12 カ月物カナダ・ドルユーロ預金金利 (カナダ・ドル・ベース) | CAD |
| SBTMCKL | 12 カ月物チェコ・コルナユーロ預金金利 (チェコ・コルナ・ベース) | CZK |
| SBTMDKL | 12 カ月物デンマーク・クローネユーロ預金金利 (デンマーク・クローネ・ベース) | DKK |
| SBTMEUL | 12 カ月物ユーロユーロ預金金利 (ユーロ・ベース) | EUR |
| SBTMHDL | 12 カ月物香港ドルユーロ預金金利 (香港ドル・ベース) | HKD |
| SBTMHFL | 12 カ月物ハンガリー・フォリントユーロ預金金利 (ハンガリー・フォリント・ベース) | HUF |
| SBTMJYL | 12 カ月物日本円ユーロ預金金利 (日本円・ベース) | JPY |
| SBTMMYRL | 12 カ月物マレーシア・リングイトユーロ預金金利 (マレーシア・リングイト・ベース) | MYR |
| SBTMNDL | 12 カ月物ニュージーランド・ドルユーロ預金金利 (ニュージーランド・ドル・ベース) | NZD |
| SBTMNKL | 12 カ月物ノルウェー・クローネユーロ預金金利 (ノルウェー・クローネ・ベース) | NOK |
| SBTMPZL | 12 カ月物ポーランド・ズロチユーロ預金金利 (ポーランド・ズロチ・ベース) | PLN |
| SBTMSDL | 12 カ月物シンガポール・ドルユーロ預金金利 (シンガポール・ドル・ベース) | SGD |
| SBTMSRL | 12 カ月物南アフリカ・ランドユーロ預金金利 (南アフリカ・ランド・ベース) | ZAR |
| SBTMSKL | 12 カ月物スウェーデン・クローナユーロ預金金利 (スウェーデン・クローナ・ベース) | SEK |
| SBTMSFL | 12 カ月物スイス・フランユーロ預金金利 (スイス・フラン・ベース) | CHF |
| SBTMBPL | 12 カ月物英ポンドユーロ預金金利 (英ポンド・ベース) | GBP |
| SBTMUDL | 12 カ月物米ドルユーロ預金金利 (米ドル・ベース) | 米ドル |

アメリカ

| ティッカー | 指数名 | 通貨 |
|----------|---|-----|
| SBBIG | FTSE 米国 BIG 債券インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBMT | FTSE 米国 BIG モーゲージ証券インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBCT | FTSE 米国 BIG クレジット・インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBC2A10P | FTSE 米国 BIG 優良クレジット・インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBCRP | FTSE 米国 BIG 社債インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBCOLL | FTSE 米国 BIG 担保付証券インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBCORE5 | FTSE コア+ 5 インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBCORE3 | FTSE コア+ 3 インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBST | FTSE 米国 STRIPS インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBTSY1 | FTSE 1 年米国ベンチマーク・インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBYC5 | FTSE 5 年米国ベンチマーク・イールド・カーブ平均インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBMMTB1 | FTSE 1 ヶ月物米短期国債インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBMUTEIG | FTSE 米国投資適格非課税地方債インデックス | 米ドル |
| SBHYMI | FTSE 米国ハイイールド市場インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBHYCP | FTSE 米国ハイイールド・キャッシュペイ債インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBHYDI | FTSE 米国ハイイールド・デファード・インタレスト債インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBHCMCAP | FTSE 米国ハイイールド市場キャップ・インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBNLPF | 米国大規模年金基金債券インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBLGBIL | FTSE LATAM 国債インデックス (現地通貨ベース) | LCL |
| SBLGBIU | FTSE LATAM 国債インデックス (現地通貨ベース) | 米ドル |
| SBLGBIE | FTSE LATAM 国債インデックス (現地通貨ベース) | EUR |
| SBBRL | FTSE ブラジル国債インデックス (ブラジル・リアル・ベース) | BRL |
| SBCLL | FTSE チリ国債インデックス (チリ・ペソ・ベース) | CLP |
| SBCOL | FTSE コロンビア国債インデックス (コロンビア・ペソ・ベース) | COP |
| SBMXL | FTSE メキシコ国債インデックス (メキシコ・ペソ・ベース) | MXN |
| SBPUL | FTSE ペルー国債インデックス (ペルー・ヌエボソル・ベース) | PEN |

欧州、中近東、およびアフリカ

| ティッカー | 指数名 | 通貨 |
|----------|-------------------------------------|-----|
| SBCGBIL | FTSE CEEMEA 国債インデックス (現地通貨ベース) | LCL |
| SBCGBIU | FTSE CEEMEA 国債インデックス (現地通貨ベース) | 米ドル |
| SBCGBIE | FTSE CEEMEA 国債インデックス (現地通貨ベース) | EUR |
| SBCZL | FTSE チェコ共和国国債インデックス (チェコ・コルナベース) | CZK |
| SBHUL | FTSE ハンガリー国債インデックス (ハンガリー・フォリントベース) | HUF |
| SBPLL | FTSE ポーランド国債インデックス (ポーランド・ズロチベース) | PLN |
| SBRUL | FTSE ロシア国債インデックス (ロシア・ルーブルベース) | RUB |
| SBISL | FTSE イスラエル国債インデックス (イスラエル・シユケルベース) | ILS |
| SBTRL | FTSE トルコ国債インデックス (トルコ・リラベース) | TRY |
| SBZAL | FTSE 南アフリカ国債インデックス (南アフリカ・ランドベース) | ZAR |
| SBMENA | FTSE MENA ブロード債券インデックス (米ドルベース) | 米ドル |
| SBMENAGV | FTSE MENA ブロード債券インデックス (国債、米ドルベース) | 米ドル |
| SBMENACP | FTSE MENA ブロード債券インデックス (社債、米ドルベース) | 米ドル |

アジア太平洋・日本

| ティッカー | 指数名 | 通貨 |
|---------|-----------------------------------|-----|
| SBAGBIU | FTSE アジア国債インデックス (米ドルベース) | 米ドル |
| SBAGBIE | FTSE アジア国債インデックス (米ドルベース) | EUR |
| SBAGBIY | FTSE アジア国債インデックス (米ドルベース) | JPY |
| SBAGBIG | FTSE アジア国債インデックス (米ドルベース) | GBP |
| SBAGBIL | FTSE アジア国債インデックス (米ドルベース) | LCL |
| SBAGBEU | FTSE アジア国債拡張インデックス (米ドルベース) | 米ドル |
| SBAGBEE | FTSE アジア国債拡張インデックス (米ドルベース) | EUR |
| SBAGBEY | FTSE アジア国債拡張インデックス (米ドルベース) | JPY |
| SBAGBEG | FTSE アジア国債拡張インデックス (米ドルベース) | GBP |
| SBAGBEL | FTSE アジア国債拡張インデックス (米ドルベース) | LCL |
| SBAIU | FTSE アジア国債インベスタブル・インデックス (米ドルベース) | 米ドル |
| SBAIE | FTSE アジア国債インベスタブル・インデックス (米ドルベース) | EUR |
| SBAIY | FTSE アジア国債インベスタブル・インデックス (米ドルベース) | JPY |
| SBAIG | FTSE アジア国債インベスタブル・インデックス (米ドルベース) | GBP |
| SBAIL | FTSE アジア国債インベスタブル・インデックス (米ドルベース) | LCL |

| ティッカー | 指数名 | 通貨 |
|----------|--|--------------|
| SBAPGBU | FTSE アジア・パシフィック国債インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBAPGBE | FTSE アジア・パシフィック国債インデックス (米ドル・ベース) | EUR |
| SBAPGBY | FTSE アジア・パシフィック国債インデックス (米ドル・ベース) | JPY |
| SBAPGBG | FTSE アジア・パシフィック国債インデックス (米ドル・ベース) | GBP |
| SBAPGBL | FTSE アジア・パシフィック国債インデックス (米ドル・ベース) | LCL |
| SBABBI | FTSE アジア・ブロード債券インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBABBIE | FTSE アジア・ブロード債券インデックス (米ドル・ベース) | EUR |
| SBABBIY | FTSE アジア・ブロード債券インデックス (米ドル・ベース) | JPY |
| SBABBIG | FTSE アジア・ブロード債券インデックス (米ドル・ベース) | GBP |
| SBABBIIG | FTSE アジア・ブロード投資適格債インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBABIGE | FTSE アジア・ブロード投資適格債インデックス (米ドル・ベース) | EUR |
| SBABIGY | FTSE アジア・ブロード投資適格債インデックス (米ドル・ベース) | JPY |
| SBABIGG | FTSE アジア・ブロード投資適格債インデックス (米ドル・ベース) | GBP |
| SBABBIHY | FTSE アジア・ブロード・ハイイールド・インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBABHYE | FTSE アジア・ブロード・ハイイールド・インデックス (米ドル・ベース) | EUR |
| SBABHYI | FTSE アジア・ブロード・ハイイールド・インデックス (米ドル・ベース) | JPY |
| SBABHYG | FTSE アジア・ブロード・ハイイールド・インデックス (米ドル・ベース) | GBP |
| SBCNBBL | FTSE 中国(オンショア人民元)ブロード債券インデックス | 人民元 (CNY) |
| SBCNSVL | FTSE 中国(オンショア人民元)ブロード債券インデックス, 国債 | 人民元 (CNY) |
| SBCNSPAL | FTSE 中国(オンショア人民元)ブロード債券インデックス, 政府関連債, 機関債 | 人民元 (CNY) |
| SBCNCPL | FTSE 中国(オンショア人民元)ブロード債券インデックス, 社債 | 人民元 (CNY) |
| SBCNCBL | FTSE 中国(オンショア人民元)ブロード債券インデックス, 中国 | 人民元 (CNY) |
| SBCNCSVL | FTSE 中国(オンショア人民元)ブロード債券インデックス, 中国, 国債 | 人民元 (CNY) |
| SBCNCSPA | FTSE 中国(オンショア人民元)ブロード債券インデックス, 中国, 政府関連債, 機関債(政策銀行債) | 人民元 (CNY) |
| SBCNCPL | FTSE 中国(オンショア人民元)ブロード債券インデックス, 中国, 社債 | 人民元 (CNY) |
| SBCNBIBL | FTSE 中国(オンショア人民元)ブロード債券インデックス(インターバンク市場) | 人民元 (CNY) |

| ティッカー | 指数名 | 通貨 |
|-----------|---|-----------|
| SBCISVL | FTSE 中国(オンショア人民元)ブロード債券インデックス(インターバンク市場), 国債 | 人民元 (CNY) |
| SBCISPAL | FTSE 中国(オンショア人民元)ブロード債券インデックス(インターバンク市場), 政府関連債, 機関債 | 人民元 (CNY) |
| SBCICPL | FTSE 中国(オンショア人民元)ブロード債券インデックス(インターバンク市場), 社債 | 人民元 (CNY) |
| SBCICBL | FTSE 中国(オンショア人民元)ブロード債券インデックス(インターバンク市場), 中国 | 人民元 (CNY) |
| SBCICSVL | FTSE 中国(オンショア人民元)ブロード債券インデックス(インターバンク市場), 中国, 国債 | 人民元 (CNY) |
| SBCICSPA | FTSE 中国(オンショア人民元)ブロード債券インデックス(インターバンク市場), 中国, 政府関連債, 機関債(政策銀行債) | 人民元 (CNY) |
| SBCICCPPL | FTSE 中国(オンショア人民元)ブロード債券インデックス(インターバンク市場), 中国, 社債 | 人民元 (CNY) |
| SBCNGL | FTSE 中国国債・政策金融銀行債インデックス (中国元ベース) | 人民元 (CNY) |
| SBCNGU | FTSE 中国国債・政策金融銀行債インデックス (中国元ベース) | 米ドル |
| SBCNL | ・ 中国国債インデックス | 人民元 (CNY) |
| SBCNU | ・ 中国国債インデックス | 米ドル |
| SBCNPL | FTSE 中国国債・政策金融銀行債インデックス (中国元ベース) | 人民元 (CNY) |
| SBCNPU | FTSE 中国国債・政策金融銀行債インデックス (中国元ベース) | 米ドル |
| SBDSBIL | FTSE 点心債(オフショア人民元債)インデックス (中国元ベース) | CNH |
| SBDSBIU | FTSE 点心債(オフショア人民元債)インデックス (中国元ベース) | 米ドル |
| SBDSBIE | FTSE 点心債(オフショア人民元債)インデックス (中国元ベース) | EUR |
| SBDSBIH | FTSE 点心債(オフショア人民元債)インデックス (中国元ベース) | HKD |
| SBDSBIS | FTSE 点心債(オフショア人民元債)インデックス (中国元ベース) | SGD |
| SBDSBIY | FTSE 点心債(オフショア人民元債)インデックス (中国元ベース) | JPY |
| SBDSIGL | FTSE 点心投資適格債(オフショア人民元債)インデックス (中国元ベース) | CNH |
| SBDSIGU | FTSE 点心投資適格債(オフショア人民元債)インデックス (中国元ベース) | 米ドル |
| SBDSHYL | FTSE 点心ハイイールド債(オフショア人民元債)インデックス (中国元ベース) | CNH |
| SBDSHYU | FTSE 点心ハイイールド債(オフショア人民元債)インデックス (中国元ベース) | 米ドル |
| SBDSNRL | FTSE 点心無格付け債(オフショア人民元債)インデックス (中国元ベース) | CNH |
| SBDSNRU | FTSE 点心無格付け債(オフショア人民元債)インデックス (中国元ベース) | 米ドル |
| SBABIG | FTSE オーストラリア BIG インデックス (オーストラリア・ドル・ベース) | AUD |

| ティッカー | 指数名 | 通貨 |
|---------|---|-----|
| SBABCOL | FTSE オーストラリア BIG インデックス (担保付証券、オーストラリア・ドル・ベース) | AUD |
| SBABCRP | FTSE オーストラリア BIG インデックス (社債、オーストラリア・ドル・ベース) | AUD |
| SBABSEM | FTSE オーストラリア BIG インデックス (政府系機関債、オーストラリア・ドル・ベース) | AUD |

新興国市場

| ティッカー | 指数名 | 通貨 |
|----------|---|-----|
| SBEMGBU | FTSE 新興国市場国債インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBEMGBE | FTSE 新興国市場国債インデックス (米ドル・ベース) | EUR |
| SBEMGBY | FTSE 新興国市場国債インデックス (米ドル・ベース) | JPY |
| SBEMGBG | FTSE 新興国市場国債インデックス (米ドル・ベース) | GBP |
| SBEMGJL | FTSE 新興国市場国債インデックス (国内投信用)(現地通貨ベース) | LCL |
| SBEMGJYU | FTSE 新興国市場国債インデックス (国内投信用)(現地通貨ベース) | JPY |
| SBGIMS | FTSE 新興国市場米ドル建ソブリン債券インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBCGMS | FTSE 新興国市場米ドル建ソブリン債券キャップ・インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBEKBBI | FTSE 新興国市場米ドル建ブロード債券インデックス | 米ドル |
| SBEKBIG | FTSE 新興国市場米ドル建ブロード債券インデックス、投資適格債 | 米ドル |
| SBEKBHY | FTSE 新興国市場米ドル建ブロード債券インデックス、ハイイールド債 | 米ドル |
| SBEKFSOV | FTSE 新興国市場米ドル建ブロード債券インデックス、外国政府債 | 米ドル |
| SBEKSGSP | FTSE 新興国市場米ドル建ブロード債券インデックス、政府関連債 | 米ドル |
| SBEKRGOV | FTSE 新興国市場米ドル建ブロード債券インデックス、地方政府債 | 米ドル |
| SBEKRGTD | FTSE 新興国市場米ドル建ブロード債券インデックス、地方政府保証債 | 米ドル |
| SBEKRGSP | FTSE 新興国市場米ドル建ブロード債券インデックス、地方政府関連債 | 米ドル |
| SBEKCORP | FTSE 新興国市場米ドル建ブロード債券インデックス、社債 | 米ドル |
| SBEOCCE | FTSE 新興国市場米ドル建ブロード債券キャップ拡張インデックス | 米ドル |
| SBEOCIG | FTSE 新興国市場米ドル建ブロード債券キャップ拡張インデックス、投資適格債 | 米ドル |
| SBEOCHY | FTSE 新興国市場米ドル建ブロード債券キャップ拡張インデックス、ハイイールド債 | 米ドル |
| SBEOINDU | FTSE 新興国市場米ドル建ブロード債券キャップ拡張インデックス、産業セクター | 米ドル |
| SBEOUTIL | FTSE 新興国市場米ドル建ブロード債券キャップ拡張インデックス、公益セクター | 米ドル |
| SBEOFIN | FTSE 新興国市場米ドル建ブロード債券キャップ拡張インデックス、金融セクター | 米ドル |
| SBLEUU | FTSE 新興国インフレ連動債券インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBLEEU | FTSE 新興国インフレ連動債券インデックス (米ドル・ベース) | EUR |
| SBLEJU | FTSE 新興国インフレ連動債券インデックス (米ドル・ベース) | JPY |

| ティッカー | 指数名 | 通貨 |
|------------|--------------------------------------|-----|
| SBLEGU | FTSE 新興国インフレ連動債券インデックス (米ドル・ベース) | GBP |
| FRNTEMGBI | フロンティア新興国市場国債インデックス | 米ドル |
| FRNTEMGBIC | フロンティア新興国市場国債 10%キャップ・インデックス | 米ドル |
| SBLBL | FTSE カナダ・インフレ連動債券インデックス (カナダ・ドル・ベース) | BRL |
| SBLCL | FTSE フランス・インフレ連動債券インデックス (ユーロ・ベース) | CLP |
| SBILCOL | FTSE ドイツ・インフレ連動債券インデックス (ユーロ・ベース) | COP |
| SBLML | FTSE 英国インフレ連動債券インデックス (英ポンド・ベース) | MXN |
| SBPSL | ブラジル物価連動国債インデックス (ブラジル・リアル・ベース) | PLN |
| SBLZL | チリ物価連動国債インデックス (チリ・ペソ・ベース) | ZAR |
| SBTRL | トルコ物価連動国債インデックス (トルコ・リラ・ベース) | TRL |

代替加重インデックス

| ティッカー | 指数名 | 通貨 |
|---------|-------------------------------------|-----|
| SBCWGU | 気候リスク調整世界国債インデックス | 米ドル |
| SBCWGE | 気候リスク調整世界国債インデックス | EUR |
| SBCWGY | 気候リスク調整世界国債インデックス | JPY |
| SBCWGG | 気候リスク調整世界国債インデックス | GBP |
| SBCEGU | 気候リスク調整 EMU 国債インデックス | 米ドル |
| SBCEGE | 気候リスク調整 EMU 国債インデックス | EUR |
| SBCEGY | 気候リスク調整 EMU 国債インデックス | JPY |
| SBCEGG | 気候リスク調整 EMU 国債インデックス | GBP |
| SBCWXJY | 気候リスク調整世界国債インデックス (日本を除く) | JPY |
| SBACWGU | 先進気候リスク調整世界国債インデックス | 米ドル |
| SBACWGE | 先進気候リスク調整世界国債インデックス | EUR |
| SBACWGY | 先進気候リスク調整世界国債インデックス | JPY |
| SBACWGG | 先進気候リスク調整世界国債インデックス | GBP |
| SBACEGU | 先進気候リスク調整 EMU 国債インデックス | 米ドル |
| SBACEGE | 先進気候リスク調整 EMU 国債インデックス | EUR |
| SBACEGY | 先進気候リスク調整 EMU 国債インデックス | JPY |
| SBACEGG | 先進気候リスク調整 EMU 国債インデックス | GBP |
| SBDWU | FTSE デット・キャパシティ世界国債インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBDWE | FTSE デット・キャパシティ世界国債インデックス (米ドル・ベース) | EUR |

| ティッカー | 指数名 | 通貨 |
|-----------------|---|-----|
| SBDWY | FTSE デット・キャパシティ世界国債インデックス (米ドル・ベース) | JPY |
| SBDWG | FTSE デット・キャパシティ世界国債インデックス (米ドル・ベース) | GBP |
| SBUSTWFA | FTSE 米国フォーリン・エンジェル債券インデックス | 米ドル |
| SBKBU | FTSE IdealRatings ブロード Sukuk インデックス (米ドル・ベース) | 米ドル |
| SBKU | FTSE IdealRatings Sukuk インデックス | 米ドル |
| CRFDMU | FTSE RAFI 先進国ソブリン債マスター・インデックス | 米ドル |
| CRFDU | FTSE RAFI 先進国ソブリン債リキッド・インデックス | 米ドル |

11.2. 為替ヘッジ付リターンの計算

為替ヘッジ付リターンの計算

現地通貨ベースの収益率に加え、ベースとなる通貨で為替リスクをヘッジした場合とそうでない場合の収益率が算出されます。月次の為替ヘッジ・ベース収益率は、各月の月初にスポットで外貨を購入し、月末時点で1ヵ月物の先渡為替レートで当該通貨を売却するローリング戦略をとることを前提としています。弊社では、スポットおよび先渡し為替レートに Refinitiv のスポットおよびフォワードの終値を用いています。

1ヵ月物先渡為替取引の市場慣行は、時によって、先渡期間が当該月の実日数を超えることがあります(短くなることはありません)。これに対して、インデックスの月次収益率の算出に当たっては、経過利息と再投資収益率を当該月の暦上の最終日を決済日として算出しているため、整合性に欠けるとの指摘があります。

さらに、1ヵ月の為替予約の利用は、月中の為替ヘッジ・ベース収益率について、その解釈を困難なものにしているという指摘もあります。月次および月中の為替ヘッジ月リターンを計算する方法は、これらの問題に焦点を当て、解決を容易なものとしします。

スポット為替取引の市場慣習

画面上で表示されるスポット・レートの受渡日は、以下のような手順で決定されます：

1. 相場が画面に表示される日が取引日となります。
2. スポット取引の決済日は、現地通貨の基準で取引日から2営業日後となります。決済日は、双方の通貨(現地通貨および米ドル)が取引および決済が可能でなければなりません。また、取引日と決済日の間の日は、現地通貨が取引および決済が可能でなければなりません。⁶⁰

1ヵ月物先渡為替取引の市場慣習

1ヵ月先渡為替取引と決済日は以下のような手順で決定されます：

1. 相場が画面に表示される日が取引日となります。
2. スポット決済日を前項に従って、決定します。
3. 1ヵ月物先渡為替取引の決済日は、スポット決済日の翌月の応答日です。
4. 3で求めた日が双方の通貨にとって有効な決済日である場合には、当該日が先渡取引の決済日となります。
5. 両方の通貨にとって有効な決済日でない場合には、その日付の後で、両方の通貨にとって決済可能な最初の日が決済日となります。

上記ステップ5から明らかなように、スポット為替取引と1ヵ月物先渡為替取引の決済日間の日数が当該月の暦日数を超えることがあります(ただし、下回ることはありません)。

例えば、2010年8月における米ドル/カナダドルの先渡しの決済日では、7月31日に相場が表示された8月月初の為替取引では、スポット決済日は2010年8月4日となります。ところが、9月4日および5日は週末にあたる上、9月6日はカナダが休日ですので、1ヵ月物先渡取引の決済日は、9月7日に「延伸」されます。8月の暦日数は31日ですが、このケースではスポット決済日から先渡決済日までは34日間ということになります。

⁶⁰ 2011年2月1日以前の市場慣習では、スポット決済日当日は双方の通貨で決済可能であることが必要でしたが、約定日から決済日までの中間の日においては現地通貨の取引が可能であることのみが必要で、決済が可能である必要はありませんでした。

月次リターンへの影響

「延伸」は、収益率に若干の影響を及ぼします。すなわち、スポットと先渡しの為替レート間の差(ドロップ)は、各通貨の1ヵ月物の金利と両決済日間の実日数(当該月の暦日数ではない)によって計算されるためです。これに対して、これまでの為替ヘッジ・ベース月次収益率の算出では、外貨を月初に購入して月末に売却すること、さらに、翌月分の外貨の購入と前月の先渡し為替レートによる外貨売却のタイミングが一致することを暗黙の前提としています。営業日の「延伸」分が先渡し為替レートの算出に含まれているため、休日の関係などによっては、スポットと先渡し為替レート間のプレミアムまたはディスカウントが、実際の暦日数に基づく正しい値を誇張する可能性があります。影響がどの程度になるかは、その年の「延伸」の回数と、両通貨の短期金利の格差に依存しますが、1ヵ月間の格差が1～2ペーシ・ポイントを超えることは希にしか起こらない事象です。

先渡し為替レートの調整

「延伸」の影響を修正するため、弊社では、米ドル建先渡し為替レートのドロップをその月の実際の暦日数に対応する形で調整します。具体的には、公表されているドロップを算出するのに用いられる慣例的な日数と当該月の日数の比率を利用して、ドロップのスケールを変更します。このようにしてスケールを調整したドロップをスポット為替レートに適用して、調整済みの1ヵ月物先渡し為替レートを算出します。この調整済み1ヵ月物先渡し為替レートは、クロス・レートの算出にも適用されます。以下の表にこの手順を示します。

2010年8月の米ドル/カナダ・ドルの1ヵ月物先渡しレートの調整

| | |
|--|-------------------|
| スポット・レート：1.02995 | スポット決済日：2010年8月4日 |
| フォワード・レート：1.03032 | 先渡し決済日：2010年9月7日 |
| フォワード・ドロップ(%)：-0.0359 | ドロップ日数：34日 |
| 暦上の8月の日数：31日 | |
| フォワード・ドロップ調整 = $-0.00037 \times 31/34 = -0.000337$ | |
| 調整済フォワード・レート $1.02995 + 0.000337 = 1.030287$ | |
| 調整済みフォワード・ドロップ(%) = -0.03275 | |

出所：Refinitiv 2010年7月30日現在

スポットおよび先渡しの決済日、調整ファクターの値は月次で更新しており、弊社ウェブサイト(www.yieldbook.com/m/indices)にてご参照いただけます。ご購入契約により提供させていただきます (www.ftserussell.com)。(DDS 上にあり)

月初来および日次の為替ヘッジ付収益率

月中のインデックスの水準と収益率は、期中に取引があった場合のパフォーマンス分析に有効ですが、算出に当たっては、次のようなジレンマが存在します。

- 例えば、10日目の月初来収益率は、あたかも10日目に資金を流動化するかのように、10日間の先渡し為替レートをを用いてヘッジすべきか。
- 10日目から月末までの収益率は、あたかも10日目にファンドを設定するかのように、10日目から月末までの先渡し為替レートによるヘッジの効果を反映させるべきか。
- 10日目の日次の為替ヘッジ・ベース収益率は、9日目のオーバーナイトの先渡し為替レートを反映させるべきか。

インデックスの月中の値を単一の時系列データとして計算するのであれば、これらのうちの2つ以上を同時に盛り込むことは不可能です。

弊社では A)の方法に基づき、月初来の指数を計算しています。すなわち、10 日目の月初来収益率は、月初の時点において 10 日間の先渡レートをを用いてヘッジする、と仮定します。ただし、前月末時点における先渡レートは、期間構造に基づいて計算するのではなく、単純に 1 か月のドロップ(前項で説明した「延伸」調整後の値)を 10 日分のドロップに換算して適用します。このため、月中の先渡レートは徐々に 1 か月物先渡レートに線形的に収斂することになります。この方法では、月中の収益率に及ぼす影響は少なく、また、月末が近づくに従って月次収益率に収斂することになります。

日次の為替ヘッジの収益率は、連続した 2 日間の月初来収益率の比率から計算されます。この方法によって、月初来の収益率と日次の収益率に一貫性を保つことができ、日次収益率を積み上げれば月次収益率となります。

所用ヘッジ額の計算方法

言うまでもなく、月初時点では、保有証券の月末時点の市場価値を知ることができません。このため弊社では、月初時点で予測可能な月末時点の金額を 1 か月物先渡為替レートでヘッジし、期末時の過不足については、同時点のスポット為替レートで評価しています。

下記にヘッジを行うのに必要となる外貨の金額を計算する手法を記述します。

1. 当該債券の額面から減債資金の返済、コール、期限前償還などの額を控除します。
2. 1 で減らした残高と、期末までこれらを再投資した再投資利益を合計します。
3. 期間中に支払われる利息と再投資利益を合計します。
4. 月初の利回りが不変という前提で、期末日を決済日として算出された債券価格と経過利息により、保有証券の時価総額を評価します。
5. 上記 2、3、4 の合計が先渡為替取引によりヘッジされる想定ヘッジ部分となります。
6. 「所用ヘッジ額」は、先渡為替レートによって、ベースとなる通貨建てに換算されますが、期末時点における為替ヘッジ・ベースの価値の主要部分を構成します。

保有証券の期末時点の価格が事前に想定した価格を上回った場合には、超過分が期間終了時のスポット・レートでベースとなる通貨へ換算され、所用ヘッジ額部分に加算されます。一方、期末時点の価格が想定価格を下回った場合には、不足分が期末時のスポット・レートでベースとなる通貨へ換算され、所用ヘッジ額部分から差し引かれます。これが期末時点の為替ヘッジ・ベースの価値となります。

保有証券の月初の時価総額は、当該証券の市場価値全額を月初のスポット・レートで基本通貨へ換算した額となるため、為替ヘッジ・ベースの月初来収益率は、期末時点の為替ヘッジ・ベースの価値と月初の価値の比率から 1 を引いた値となります。

ステップ 4 に示した方法は、例えば、月初から 10 日目の為替ヘッジ・ベース収益率を計算するのに用いる所用ヘッジ額と、月初から 20 日目の為替ヘッジ・ベース収益率を計算するのに用いる所用ヘッジ額は異なることに加え、月全体の為替ヘッジ・ベース収益率を計算する際の所用ヘッジ額とも異なることに留意する必要があります。前述のとおり、期末時点で用いられる先渡為替レートも異なります。このことは、該当する日までの期間についてのみヘッジする、という意図が月初来収益率に反映されるべき、という考え方と合致しています。

11.3. WGBI-JIT の日本国債以外の時価総額およびリターンの計算

世界国債インデックス(国内投信用)の円債以外の時価総額およびリターンの計算

日本国債は、現在の WGBI の計算方法と同一です。計算式には以下の表記を用います。WGBI および WGBI-JIT の日本国債以外の計算についてここでは述べます。

| Notation | |
|--------------|-------------------|
| t | 分析日 |
| m | 分析月 |
| e | 前月末営業日 |
| WGBI_MODDUR | WGBI 修正デュレーション |
| WGBI_RORP | WGBI 日次元本収益率 |
| WGBI_MTDROP | WGBI 月初来元本収益率 |
| WGBI_MTDROI | WGBI 月初来利金収益率 |
| WJIT_RORP | WGBI-JIT 日次元本収益率 |
| WJIT_MTDROP | WGBI-JIT 月初来元本収益率 |
| WJIT_MTDROI | WGBI-JIT 月初来利金収益率 |
| WJIT_MTDRORT | WGBI-JIT 月初来総合収益率 |

時価総額の計算

WGBI では、全てのインデックス構成銘柄について、当月の時価総額を前月最終取引日の価格を用いて計算します。WGBI-JIT では、時価総額を元本収益率と修正デュレーションにより調整します。

$$WJIT_MKV(m) = \frac{WGBI_MKV(m)}{1 + \left(\frac{WGBI_RORP(e)}{100} \times \frac{WGBI_MODDUR(m)}{WGBI_MODDUR(e)} \right)}$$

リターンの算出

日本円以外のセクターの収益率は、前日の元本収益率と当日の利金収益率を用いて修正計算します。

現地通貨ベース WGBI-JIT の月初来トータル収益率

ステップ 1：第 1 営業日の元本収益率を計算

第 1 営業日の元本収益率は、前月の最終営業日の元本収益率に基づいて計算されます。当月と今月のポートフォリオ変化を勘案するため、最終営業日の元本収益率はデュレーション比率を用いて調整します。^{61 62}

⁶¹ 1999 年 1 月以前は、WGBI_MODDUR(e)がないため、デフォルトの値は 1 に設定されます。

⁶² WGBI_RORP(e)が得られない場合には、WGBI-JIT_PROD をゼロに設定します。例えば、PL_TSY や MY_TSY の初期元本収益率については、これらのセクターのインデックス開始時期が、WGBI-JIT の開始日である 1996 年 12 月 31 日より後であるため、0.0 に設定します。

$$WJIT_RORP(1) = WGBI_RORP(e) \times \left(\frac{WGBI_MODDUR(m)}{WGBI_MODDUR(e)} \right)$$

ステップ 2：月初来元本収益率を計算

月初来の元本収益率は、前日の WGBI_MTDROP と第 1 営業日の WJIT_RORP のリターンを累積して複利で計算します。これは、実質的に、全ての証券の価格を 1 日ずらすことに等しくなります。

$$WJIT_MTDRORP(t) = WJIT_RORP(1) + WGBI_MTDRORP(t-1) \times \left[1 + \left(\frac{WJIT_RORP(1)}{100} \right) \right]$$

ステップ 3：月初来利金収益率を計算

月初来の利金収益率は、月初における当月の時価に基づいて計算します。最初の営業日の元本収益率で調整します。

$$WJIT_MTDRORP(t) = WGBI_MTDRORI(t) \times \left[1 + \left(\frac{WJIT_RORP(1)}{100} \right) \right] \quad WJIT_MTDRORI(t) =$$

ステップ 4：月初来トータル収益率を計算

月初来のトータル収益率は WGBI-JIT の月初来元本収益率と月初来利金収益率の合計です。

$$WJIT_MTDRORT(t) = WGBI_MTDRORP(t) + WJIT_MTDRORI(t) \quad WJIT_MTDRORT(t) = WJIT_MTDRORP(t) + WJIT_MTDRORI(t)$$

円ベース WGBI-JIT の月初来トータル収益率

WGBI-JIT では、WGBI と同一の算出方式を用いて現地通貨リターンから円ベース・リターンを計算します。その際に用いる為替レートは三菱 UFJ 銀行の TTM とします。TTM レートが利用できない場合は、Refinitiv レートが使用されます。

$$WJIT_MTDRORT(t)_{PY} = \left\{ \left[1 + \left(\frac{WJIT_MTDRORT(t)_{LCL}}{100} \right) \right] \times \left[1 + \left(\frac{CRCY_RTN(t)_{TTM}}{100} \right) \right] - 1 \right\} \times 100$$

現地通貨ベース WGBI-JIT の日次トータル収益率

日次トータル収益率は、当日と前日の月初来収益率を用いて計算します。

$$WJIT_RORT(t) = \left\{ \left[\frac{\left(1 + \frac{WJIT_MTDRORT(t)}{100} \right)}{\left(1 + \frac{WJIT_MTDRORT(t-1)}{100} \right)} \right] - 1 \right\} \times 100$$

世界国債インデックス(国内投信用)速報値の算出方法

世界国債インデックス(以下、WGBI)の国内投信用(WGBI-JIT)の外国債券部分である「日本を除く」の日次リターンの速報値は、前営業日の WGBI の月初来リターンと当日の三菱 UFJ 銀行が日本時間午前 10 時頃に発表する対顧客直物電信為替相場仲値 (TTM) を使用して計算されます。

毎月の第 1 営業日の日次リターンの速報値では、前日リターンとして前営業日の元本リターンを使用します。第 2 営業日以降では、前日リターンは前月の最終営業日の元本リターンに前営業日の WGBI の月初来リターンを加えて日次リターンを計算します。

ステップ 1：午前 10 時の TTM レートを使用した通貨リターン

$$Currency_Return_{Today,LCL:Base} = \left(\frac{TTM_{Today} - TTM_{EOM}}{TTM_{EOM}} \right) \times 100$$

TTM_{BOM} = 月初時点の TTM レート

TTM_{Today} = 当日の午前 10 時の TTM レート

ステップ 2 : 月初来のトータル・リターンを円ベースで推算

月初の第 1 営業日は、次の式で定義されます :

$$EST_MTD_RORT_{Today,JPY,WJIT} = \left[\left(1 + \frac{RORT_{EOM,LCL,WGBI}}{100} \right) \times \left(1 + \frac{CRCY_RTN_{Today,LCL:Base}}{100} \right) - 1 \right] \times 100$$

第 2 営業日目以降は、下記の式で定義されます :

$$EST_MTD_RORT_{Today,JPY,WJIT} = \left[\left(1 + \frac{(RORP_{EOM,LCL,WGBI} + MTD_RORT_{PrevDay,LCL,WGBI})}{100} \right) \times \left(1 + \frac{(CRCY_RTN_{Today,LCL:Base})}{100} \right) - 1 \right] \times 100$$

$RORP_{EOM,LCL,WGBI}$ = 現地通貨ベースの前月最終日の WGBI 元本リターン

$MTD_RORT_{PrevDay,LCL,WGBI}$ = 現地通貨ベースの WGBI の前日の月初来トータルリターン

$CRCY_RTN_{Today,LCL:Base}$ = from Step 1

ステップ 3 : 円ベースの日次リターンを計算

$$EST_DAILY_RORT_{Today,JPY,WJIT} = \left[\frac{\left(1 + \frac{EST_MTD_RORT_{Today,JPY,WJIT}}{100} \right)}{\left(1 + \frac{MTD_RORT_{PrevDay,JPY,WJIT}}{100} \right)} - 1 \right] \times 100$$

$EST_MTD_RORT_{Today,JPY,WJIT}$ = 円ベースの月初来トータル・リターン

$MTD_RORT_{PrevDay,JPY,WJIT}$ = 前日における円ベースの月初来トータル・リターン

ステップ 4 : 世界国債インデックス(国内投信用)の月初来トータル・リターン(円ベース)

$$EST_MTD_RORT_{Today,JPY,WJIT} = \frac{(\sum_{i=1}^N ST_MTD_RORT(i)_{Today,JPY,WJIT} \times MKV(i)_{BOM})}{\sum_{i=1}^N MKV(i)_{BOM}}$$

i = WGBI-JIT の日本以外の各諸外国

$MKV(i)_{BOM}$ = 月初時点の各国の時価総額

11.4. 用語集

インデックス用語

アセットバック証券 (Asset-backed Security)

資産プールを担保とする債券商品で、発行元からリングフェンス化(倒産隔離)したものをいいます。

ベース通貨 (Base Currency)

インデックスの報告通貨です。

開始日 (Base Date)

公表された FTSE 債券インデックスの過去トータル・リターン・シリーズの開始日です。

満期一括償還債 (Bullet bond)

満期日に元本の全額が支払われる債券です。

COBS コード (COBS code)

Corporate Bond Sector Code (COBS) は、FTSE 債券インデックス独自の産業分類スキームです。これは、GLIC コードにおける産業分類の詳細を提供します。

消費者物価指数 (CPI)

所定のバスケットの消費財・サービスの加重平均価格の変化を示す指数です。インデックスの目的上は、インフレ連動債にリンクされたシリーズを指します。

社債

事業法人、公益事業、金融サービス企業が発行する債券です。こうした企業が債券発行を目的に設立した特別目的子会社や、親会社商品に関し顧客への融資を主目的とする子会社が発行する債券も含まれます。

カバード証券

主にユーロ圏で広く使われているファンドブリーフおよびそれに類する証券です。

利息起算日 (Dated Date)

債券の利息が発生し始める日です。

デット・キャパシティ・インデックス (Debt Capacity Index)

ある国の債務返済能力に基づいて債券を加重する FTSE 債券インデックスのテーマ主導型または代替加重バージョンです。

点心債 (Dim Sum bond)

中国本土以外で発行される人民元建債券です。

エクステンダブル債 (Extendable Bond)

満期日を延長できるオプションが付いた債券です。

ユーロドル債 (Eurodollar Bond)

米国外で発行される米ドル建て債券です。

ユーロ・メディアムターム・ノート (Euro Medium-Term Note)

発行体が、一回の申請で、様々な通貨、償還期限、構造の債券をユーロ市場で機動的に発行できる制度に基づいて発行された債券です。

EMU 参加国 (European Economic and Monetary Union、2023 年 6 月現在)

ユーロ圏の中で単一市場に基づく経済的に先進段階のインデックス基準を満たす国で構成されます。

EU 参加国 (European Union Member States、2023 年 6 月現在)

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデンから構成されます。

ユーロ圏参加国 (Eurozone Member States、2023 年 6 月現在)

オーストリア、ベルギー、クロアチア、キプロス、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペインから構成されます。

ユーロ円債 (Euroyen Bond)

日本以外で発行される日本円建て債券です。

金融

金融業のみを行う法人である商業銀行、投資銀行、保険会社、貯蓄金融機関、住宅組合などの発行する債券が含まれます。コングロマリットの金融子会社は、親会社の製造部門が最大の取引先でなければ含まれます (GE Capital など)。

固定-変動債 (Fixed-to-floating rate bond)

固定金利で発行され、所定の日に変動金利に変更される可能性のある債券です。

採用銘柄決定日

FTSE 債券インデックス中で、翌月のインデックスのリターンに計算に使用する債券ユニバースを決定する日です。採用銘柄決定日の年間スケジュールは www.ftserussell.com でご参照いただけます。

変動利付債 (Floating-rate bond)

変動指標金利に所定のスプレッドを上乗せして金利を支払う債券です。

GLIC コード (GLIC code)

Global Industry Code (GLIC) は、FTSE 債券インデックス独自の産業分類スキームです。これは、業種と資産クラスを分類するときの高レベルのセクターです。

グローバル債 (Global Bond)

米国国内および国外で同時発行される登録債で、すべての市場で取引され、セデル、ユーロクリア、DTC を通じて受渡しできます。

先進 10 国会議 (G-10) 参加国

ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、スウェーデン、英国、米国から構成されます。なお、スイスは、G-10 の名誉参加国で「11 番目の G-10 メンバー」と呼ばれています。

インデックス・プロフィール (Index Profile)

月次でリバランスされ、正式のインデックス・リターンに計算に使用される各 FTSE 債券インデックスの固定構成銘柄です。インデックス規則に基づき、各インデックス・プロフィールを確定日と歴月末の間は 4 営業日以上開けなければならないと規定されています。

債券の格付け (Index quality)

インデックスに含まれる債券の各銘柄は、プロフィールの採用銘柄決定日に格付けを割り当てられます。格付けでは、まず、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)の格付けを参照します。S&P の格付けがない場合には、ムーディーズの対応する格付けを使います。さらに、債券がスプリット・レーティングの場合(一方の格付機関が投資適格の格付け、もう一方がハイイルドの格付けを付与)、S&P の投資適格に相当する格付けをインデックスの格付けとして割り当てます。これらの格付けは、1 か月間変更されません。

業種分類コード (Industry code)

- GLIC - Global Industry Code (GLIC) は、産業分類スキームです。これは、業種と資産クラスを分類するときの高レベルのセクターです。
- COBS - Corporate Bond Sector Code (COBS) は、産業分類スキームです。これは、GLIC コードにおける産業分類の詳細を提供します。

強制積立年金 (MPF)

香港居住者の退職強制貯蓄制度または年金基金です。

市場アクセシビリティ・レベル

FTSE 債券インデックスの国分類プロセスの一環として付与された水準で、現地通貨建ての固定金利国債市場に存在する外国人投資家の参入障壁の程度を示すことを意図したものです。レベル 0、1、2 は、1)市場、マクロ経済および規制環境、2)為替市場、3)債券市場の構造、4)国際決済およびカस्टディを対象とする関連テクニカル基準のフレームワークに従って割り当てられます。市場アクセシビリティ・レベルは、FTSE 世界国債インデックスの組入基準に織り込まれています。

残存期間セクター (Maturity sector)

残存期間セクターは、平均残存期間が特定のカテゴリにおける下限から上限までのすべての組入銘柄として定義されます。例えば、WGBI の 1 年債から 3 年債セクターは、平均残存期間が 1 年から 3 年未満のすべての WGBI 採用銘柄が含まれます。この一連の債券は平均残存期間が低下しても月末まで維持されます。モーゲージ・セクターは、上記ルールの唯一の例外として、全ての構成銘柄は 1 年から 10 年セクターに組み入れられるとします。

地方債 (Municipal bond)

米国の州、地方自治体、準州または郡が発行する一般的に現地の資本調達に使用される米ドル建ての債券です。地方債は最終投資家に対し課税される場合と非課税の場合があります。

各国通貨ユニット (NCU)

例えば、フランスフランのようなユーロが発足前のユーロ圏参加国の通貨です。こうした通貨はまだ存在し、流通していますが、NCU 間の為替相場やユーロとの為替相場は固定されていて変更できません。ユーロ圏参加国の NCU 建債のほとんどはユーロ建てに転換されましたが、それ以外の債券はほとんどが NCU 建てのままです。インデックスでは、為替相場の変動の影響がないため、ユーロ建てに転換されたかどうかに関わりなく、すべての NCU 建金額はユーロで表示します。

公的および政府系機関債 (Official and Agency)

地方政府や地方自治体および非政府保証の中央銀行や州立銀行、輸出信用機関などの機関が発行する債券です。地方自治体の保証が付与される場合もありますが、中央政府による保証はありません。カナダの州債、ギリシャ銀行債、ドイツのラデスバンク(州立銀行)債などが該当します。

ペイ・イン・カインド債 (Pay-in-kind bond)

現金ではなく、追加の債券で金利を支払う債券です。

レギュレーション および 144A 条規制

レギュレーション S に基づいて発行され、当初、米国外の投資家に販売された証券を、短期の「シーズニング」期間(通常は 40 日)の後、流通市場で米国人投資家に販売することができます。しかし、レギュレーション S に基づいて発行され、144A 条規則に基づいて当初、有資格機関投資家(QIB)に販売された証券は、2 年間のシーズニング期間が過ぎるまで、流通市場で他の米国人投資家に転売することはできません。

144A 条規則に従って発行された登録権を有さない証券(社債以外)は、米国 BIG 債券インデックスとユーロドル債インデックスに組み入れられます。

144A 条規則に基づいて販売可能な銘柄は組入基準を満たせば直ちにハイイールド市場インデックスに組み入れられます。1999 年以前は、SEC への登録が完了するまで、組み入れを遅らせなければなりませんでした。

シーズニング

発行後に一定期間を経過したと看做されるシーズニングを定めた規則は複雑で、発行体によって様々ですが、シーズニングは短縮される傾向にあります。債券がシーズニングとされる時期を決定するために単純化したルールが適用されます。ユーロ債インデックスではシーズニングの規則を簡素化し、最初の払込日から 40 日(暦日)経過した債券とします。

減債基金 (Sinking fund)

公開市場で残存債券の一部を買い戻すために債券発行体が確保しておく資金のプールです。

国債および政府保証債 (Sovereign and Sovereign-Guaranteed)

ソブリン債および発行体の機能に関係なく、政府によって明確に保証されている債券です。カンタス航空債や神戸市債などがこれに該当します。

Sukuk 債

リバー(利子)を禁止するイスラム法に違反することなく、投資家のためにリターンを生み出す構造のイスラム債です。

国際機関債

世界銀行やアジア開発銀行など、2カ国以上が出資している国際機関の債券です。

ゼロ・クーポン債 (Zero coupon bond)

利子の支払いはないものの、通常は割引いて取引され、満期に額面どおりに全額償還される債券です。

インデックスおよび分析関連の用語

経過利子 (Accrued interest)

直近の利払日とインデックス受渡日の間に発生する利子で、債券保有者に対して支払うものです。FTSE 債券インデックスの慣習的な受渡日は T+0 です。

残存期間 (Average life)

個々の債券支払額の額面で加重した、元本未払残高の加重平均期間です。満期一括償還債の場合、残存期間は債券の満期までの期間と等しくなります。

共通基準デュレーション (Common frequency)

異なる利払頻度の債券では、デュレーションの計算に際しての調整が必要になります。FTSE 債券インデックスの慣習は、全て指数構成銘柄を年 2 回の利払いとした半年複利利回りを基準としています。

コンベクシティ (Convexity)

債券の価格と利回りの関係を表わす曲線の曲率の度合いです。コンベクシティは計算上、価格と利回りの関係を表す曲線の二次微分を概算し、実効デュレーションと同じ金利シフト幅を用いて計算されます。正のコンベクシティが大きいほど、債券価格は利回り低下に対して感応度がより高くなり、利回り上昇に対しては感応度が低くなります。負のコンベクシティが大きいほど、債券価格は利回り上昇に対して感応度がより高くなり、利回り低下に対しては感応度が低くなります。この計算方式では、オプション性のある債券においては、各シナリオによるキャッシュフローの変化が考慮されます。

$$\left(\frac{\text{Full Price Down} + \text{Full Price Up} - (2 \times \text{Full Price Base})}{\text{Full Price Base} \times \left(\frac{\text{shock}}{100}\right)^2} \right) \times 100$$

ヘッジ手法 (Currency hedging methodology)

一般的にヘッジは、為替リスクを軽減または排除するために用いられます。FTSE 債券インデックスの為替ヘッジ付月次リターンは、外貨を期初に購入し 1 カ月先のフォワードを売却するローリング・ヘッジを用いて算出します。弊社では、スポットおよび先渡し為替レートに Refinitiv のスポットおよびフォワードの終値を用いています。為替市場と FTSE 債券インデックスとの間で市場慣行の相違があるために、フォワード・レートへの更なる修正は必要となっています。

最低デュレーション (Duration to worst)

最低利回り分析を使用して計算した修正デュレーションです。最低デュレーションは最悪ケースのコールまたは満期シナリオを想定した利回りの変化に対する感応度の近似値を求めるために使用します。

実効デュレーション (Effective duration)

利回りが 100 bp(1.0%)変化したときの債券価格の変化率です。ほとんどの債券については、価格と利回りは逆方向の関係となります。実際の計算には、イールド・カーブを 25bp 上下にシフトした場合の債券価格をオプション調整後スプレッド(OAS) が一定との前提で再計算し、下記の計算式を適用します。

$$\left(\frac{\text{Full Price Down} - \text{Full Price Up}}{\text{Full Price Settle}} \right) \times 2 \times 100$$

グロス・スプレッド (Gross spread)

債券の最終利回りとプライシングするイールド・カーブ上の平均残存年限ポイントにマッチする利回りとのスプレッドです。

指数値 (Index value)

インデックスの基準値が時間経過とともに累積した値です。指数の基準日の値を 100 とし、日次の名目リターンにより調整されます。直近の指数値は、前日の指数値に (1+ 名目の日次リターン) を乗じて求められます。

インデックスのウェイト (Index weight)

インデックスの時価総額に占める個別銘柄の割合です。

マコーレー・デュレーション (Macaulay duration)

将来キャッシュフローの現在価値を受け取る加重平均期間(年)で、元本とクーポンの支払を含みます。

時価総額 (Market value)

インデックスの債券の金銭的エクスポージャーを現地通貨建てで示すものであり、以下のように計算されます。

$$\text{時価総額} = (\text{価格} + \text{経過利子}) \times \text{残存額面金額}$$

修正デュレーション (Modified duration)

金利の 100bp の変化に対する価格の変動率を表わす、利回りと価格の関係式の一次導関数です。

$$\text{Modified Duration} = \frac{\text{Macaulay Duration}}{\left(1 + \frac{\text{YTM}}{\text{Compound Frequency} \times 100} \right)}$$

オプション調整後スプレッド (Option Adjusted Spread)

オプション調整後スプレッド(OAS) は、オプション・モデル金利ツリーの各パスに加えると、キャッシュフローの現在価値(パス毎の価格)の平均が現在価格と等しくなるような単一のスプレッドの値です。OAS はすべての経路の平均スプレッドではなく、平均価格に基づいています。

額面 (Par amount)

インデックスに組み入れられる債券の金額を表わすもので、現地通貨建てで表示されます。インデックスの手法によっては、額面にはフロート調整またはその他の再加重が反映され、市場で入手可能な債券の残存金額と異なる結果となる場合があります。

価格 (Price)

インデックスの計算上、価格は額面に対するパーセンテージで(経過利子を含まない)クリーン価格で表示されます。

最悪ケース・スプレッド (Spread to worst)

最悪ケース・スプレッドは、最悪ケース利回りとトレジャリー・モデル・カーブ上における平均残存年数に相当するポイントの利回りとの格差を指します。最悪ケース・スプレッドは 3,500bp でキャップ、FTSE 米国ハイイールド・インデックスに使用されます。

最終利回り (Yield to maturity)

満期まで保有すると仮定した場合の債券の内部収益率です。将来予想されるキャッシュフローを割り引いて合計した額が債券の現在価格と等しくなる単一の利回りとして計算されます。最終利回りには、将来のクーポン収入、予定される元本支払額、現在の利回りでの満期までのキャッシュフロー再投資が含まれます。最終利回りは債券の複利計算および経過利子の慣行に従って計算されます。

コール利回り (Yield to call)

次のコール日にコールされると仮定した債券の内部収益率です。

最低利回り (Yield to worst)

最終利回りで最低のもの。また、コールが可能な債券の場合は、将来の各コール予定日のために計算されたコール利回りで最低のもの。それ以外の場合は、最終利回りです。

11.5. これまでの歩み

インデックスに加えられた過去の変更は以下リンクからご参照いただけます。

[FTSE Fixed Income Indices History of Ground Rule Updates.pdf](#)

FTSE Russell について

FTSE Russell は、世界をリードするグローバル・インデックスブランドであり、様々な資産クラス、スタイル、戦略にわたりお客様のニーズを満たすために、幅広いインデックス、データ、およびアナリティクスなどの必要なツールを提供しています。投資可能市場の 98% をカバーする FTSE Russell インデックスは、経験豊富なプロフェッショナルが世界中のローカルベンチマークから得た深い業界知識と理論的な探究に基づいて構築し、維持管理しています。

FTSE Russell のインデックスの専門知識とプロダクトは、世界中の機関投資家や個人投資家によって幅広く使用されています。30 年以上にわたり、一流のアセット・オーナー、アセットマネージャー、ETF プロバイダー、および投資銀行は、投資パフォーマンスのためのベンチマークとして FTSE Russell のインデックスを使用し、また投資ファンド、ETF、ストラクチャード商品、指数連動デリバティブ商品を組成しています。FTSE Russell のインデックスは、お客様のアセット・アロケーション、投資戦略の分析、リスク管理のためのツールにもなっています。

中核をなす一連の普遍的な原則が、FTSE Russell インデックスの設計と管理の指針となっています。透明性が高くルールに基づいた手法は、有力な市場関係者で構成される独立委員会から得られた知見に裏付けられています。FTSE Russell は業界最高の水準を掲げて IOSCO 原理を遵守し、インデックスのイノベーションとお客様とのパートナーシップに全力を注ぎます。FTSE Russell は、ロンドン証券取引所グループの完全子会社です。

詳細は ftserussell.com をご覧ください。

CONTACT US

詳細については lseg.com/ftse-russell をご覧くださいか、info@ftserussell.com まで電子メールでご連絡ください。

下記の地域クライアント・サービス・チーム・オフィスまでお電話いただくこともできます。

欧州・中東・アフリカ

+44 (0) 20 7866 1810

北米 +1 877 503 6437

アジア・パシフィック

香港 +852 2164 3333

東京 +81 3 6441 1430

シドニー +61 (0) 2 7228 5659

Disclaimer

© 2023 London Stock Exchange Group plc およびその該当するグループ企業（以下「LSE グループ」）。LSE グループには、(1) FTSE International Limited（以下「FTSE」）、(2) Frank Russell Company（以下「Russell」）、(3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc. および FTSE Global Debt Capital Markets Limited（以下、併せて「FTSE Canada」）、(4) FTSE Fixed Income Europe Limited（以下「FTSE FI Europe」）、(5) FTSE Fixed Income LLC（以下「FTSE FI」）、(6) The Yield Book Inc.（以下「YB」）、(7) Beyond Ratings S.A.S.（以下「BR」）が含まれます。無断複写・転載を禁じます。

The FTSE RAFI Bond Indexes are calculated by or on behalf of FTSE Fixed Income LLC or its affiliate, agent or partner. FTSE International Limited は、ベンチマーク管理者として Financial Conduct Authority から認可を受け、規制を受けています。

FTSE Russell® は、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、YB および BR の取引名です「FTSE®」、「Russell®」、「FTSE Russell®」、「FTSE4Good®」、「ICB®」、「The Yield Book®」、「Beyond Ratings®」、その他本資料で使用される商標およびサービスマーク（登録されているか否かは問わない）は、LSE グループの該当メンバーまたはそのライセンサーが所有または許諾する商標およびサービスマークで、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、YB または BR によって保有または許諾に基づいて使用されているものです。

全ての情報は情報提供のみを目的として提供されています。本文書掲載の情報の正確性についてはあらゆる努力を払いましたが、何らかの誤り、本書または本書中の情報やデータの使用による何らかの損失について、LSE グループのメンバー、取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーなどが責任を負うことはありません。

LSE グループのメンバーも、そのそれぞれの取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーも、情報もしくは FTSE Fixed Income インデックスの使用により得た結果の正確性、適時性、完全性、商品性、またはインデックスを利用する特定の目的への適切性もしくは適合性について、明示、黙示を問わず、いかなる主張、予測、保証または表明も行いません。

LSE グループのメンバーまたはその役員、役員、従業員、パートナー、またはライセンサーのいずれも、投資アドバイスを提供しておらず、本資料のいかなる部分も、金融または投資アドバイスを構成するものとみなされるべきではありません。LSE グループのメンバー、その取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーは、いかなる資産への投資の是非に関して、いかなる表明も行いません。いずれかの資産への投資決定やそのような投資実行は、投資家自身に法規上およびコンプライアンス上のリスクを投じるものです。インデックスは、直接投資することはできません。インデックスへの資産の組み入れは、当該資産の売買や保有を推奨するものではなく、また、特定の投資家が当該資産や当該資産を含むインデックスを合法的に売買や保有することができると確認するものでもありません。本文書に掲載されている一般的な情報は、法律、税務、投資に関する専門的な助言を得ることなく使用されるべきではありません。

この情報のいかなる部分も、LSE グループの適切なメンバーの書面による事前の許可なしに、電子的、機械的、複写、録音、その他いかなる形式、手段によっても、複製、保存（検索可能なシステムによる保存）、または送信することを禁じます。LSE グループのインデックスデータの使用及び配布、金融商品を創り出すためのそうしたデータの利用には、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、YB、BR 及び/またはそれぞれのライセンサーからのライセンスが必要です。



**FTSE
RUSSELL**
An LSEG Business